

## 平成23年知立市議会 3月定例会建設水道委員会

1. 招集年月日 平成23年3月14日(月) 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

安江 清美	池田 滋彦	永田 起也	村上 直規
風間 勝治	高橋 憲二	久田 義章	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
建設部長	佐藤 勇二	土木課長	稲垣 衛
建築課長	塩谷 興信	都市整備部長	神谷 幹樹
都市整備部次長	伊熊 竜彦	都市計画課長	鈴木 克人
区画整理課長	高木 洋幸	都市開発課長	加藤 達
上下水道部長	清水 清久	水道業務課長	岩瀬 晴彦
水道工務課長	高瀬 季治	下水道課長	塚本 昭夫

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副主幹	池田 立志
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事件名	審査結果
議案第10号 知立市道路占用料条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第11号 知立市準用河川占用料条例の一部を改正する条例	〃
議案第12号 知立市法定外公共用物管理条例の一部を改正する条例	〃
議案第13号 知立市営住宅管理条例の一部を改正する条例	〃
議案第18号 市道路線の廃止及び認定について	〃
議案第19号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第4号)	〃
議案第21号 平成22年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃
議案第25号 平成22年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)	〃
議案第26号 平成23年度知立市一般会計予算	〃
議案第28号 平成23年度知立市公共下水道事業特別会計予算	〃
議案第32号 平成23年度知立市水道事業会計予算	〃
議案第35号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第5号)	〃

午前10時09分開会

○永田委員長

委員及び当局にお願い申し上げます。

質疑につきましては、簡潔・明快なる質疑・答弁に御協力くださいますようお願い申し上げます。

定足数に達していますので、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は12件、すなわち議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第25号、議案第26号、議案第28号、議案第32号、議案第35号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第10号 知立市道路占用料条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○高橋委員

議案第10号 道路占用料条例の一部改正についてお尋ねをいたします。なお、第11号、第12号、それぞれ関連していますので、委員長のお許しを得て、関連で質問をしたいというふうに思いますが、よろしいですか。

○永田委員長

はい。

○高橋委員

市道に埋設しております地下の鋼管、その他、たくさん設置をされておりますし、電柱なども立っているわけでありまして、今度の案件は、この市道を占有している占有物についての占用料を変更したいと。例えば、電柱1本1,200円のを840円にしたいと、年間、というような提案であります。本会議でも出しましたが、なぜこの時期に占用料を引き下げなのか、その趣旨と理由についてももう一度明らかにしていただきたい。

○土木課長

道路占用料、それから河川、公共用物ですけど、今回、占用料の改正の経緯と理由ということですけど、本会議でも部長から説明がありましたとおり、全国的な地価の下落、そういったことを受け

まして、国は、管理する国道については、平成20年4月に占用料を改正しております。愛知県におきましても、平成22年、昨年4月に改正が行われました。そのほか、豊田市、岡崎市も同様に改正しております。従来から国県が道路占用料を改正したことを契機にいたしまして、本市におきましても改正を行っております。

本市においての地価の状況ですけど、本市においても地価の下落は著しいものがあります。国県、それから他市のそういった動向を踏まえまして、前は平成10年4月に改正を行っております。ことし13年ぶりということになります。今回、県の改正に準じまして、衣浦5市では担当者での協議を重ねておるわけですけど、5市同一歩調にて改正していきたいというものでございます。

改正の内容でございます。知立市におきましても、占用料の算出根拠であります地価水準によりまして現行の占用料を算出しておると、県のそういった算定理由によりまして、平成9年から大きく下落しております。そういったことで、国県、そういった占用料の改正、それと占用の区分というんですか、占有物の実態、そういったものを考慮して、水道、ガス等の口径区分を細分化する。現行が6区分ですけど、それを9区分に細分化すると。

以上でございます。

○高橋委員

お答えいただいたんですが、全国的に地価が下落していると。したがって、国県に合わせて対応したいという御趣旨だったと思うんですね。それで、平成10年4月に現在の料金にして、13年ぶりに改正するというんですが、その前はいつ改正されたんでしょうか。平成10年というのは、これは引き上げだと思んですが、どの程度の引き上げだったのか、それはわかりますか。

○土木課長

平成10年以前の改正した時期というのはちょっとつかんでいないんですけど、前回アップしたのは大体5割ぐらいかかと、50%ぐらいアップしているかなと、そういうふうに思っております。

○高橋委員

平成10年4月に上がったことはいいけども、それ以前のことはよくわからんと。平成10年は5割ぐらい上がったんじゃないかと。今回の引き下げは、中電、NTT、東邦ガスの利用者団体からの要望なのかどうなのか、そこはどういう動機なんですか。

○土木課長

今回、改正しようということで考えましたのは、やっぱり国県の改正を契機にということで、先ほども申し上げましたけど、国県が従来から改正のたびに知立市も改正してきた経緯があるということ、国は50%ぐらいの下落があったということを知りておられますけど、知立市においても、算出根拠である地価が下落している以上やむを得ないということで県に準じて改正しようと。

それと、もう一つ、占用户、そういったところからの要望があったかということですけど、担当者が聞いていた中では、国県道が変わっているんだから市道も変えてほしいというのは一部で伺っているということがあります。

以上です。

○高橋委員

国と県が改正したので改正してほしいという声になかったわけじゃないと、利用団体から。なかったわけじゃないけども、主な要因は、国県が下げてきたからだ。地価下落だと、こういうことですが、地価下落というのは庶民の実感にはほとんどないんですよ。平成23年度の当初予算で、若干、当地の固定資産税は減少ぎみの予算措置になっていますが、企画文教委員会じゃないので大変恐縮ですが、負担調整というのがあって、固定資産税の税率は下がっていないんですよ、全く。だけど、今おっしゃるように、地価は下落しているんだと。だから、我々もそれに合わせてと。ちょっとこれは庶民感覚と違うんじゃないかと。

しかも、財源がふえていく話ならいいけども、財源が減るといふ話、本会議であったように、道路占用料自身は3,939万円から3,000円飛んで65万6,000円、約900万円ほど歳入が減るんですよ。減

るんですが、庶民の実感には地価が下落という実感はない。にもかかわらず、非常に物わかりよく、県国に合わせたい。

確かに、国道と県道と市道で占用料が違うというのは、ちょっと妙な話かもしれん、その限りでは。しかし、それは合理的な理由がやっぱり市民にしっかりと説明されることが非常に重要な仕事だというぐあいに思うんですが。

そこで、じゃ、ちょっと聞きますが、平成10年から今日まで、地価というのはどれぐらい知立で下がっているんですか。また、占用料の計算というのはどうやってやってみえるんですか、二つあわせてお答えください。

○土木課長

知立市におきましての平成9年の固定資産税評価額、これは数万筆あって、全体で500億円ぐらいだったと思うんですけど、割り返して平均単価にしますと、平成9年が7万6,052円で、平成21年の固定資産税評価額、これの総額を面積で割り返して、平均価格が5万9,495円ということで、マイナス21.8%になるかと思えます。

占用料の計算ですけど、占用料の計算方法につきましては、宅地、農地、山林、そういったものがございまして、これを道路価格ということに置きかえまして、田畑につきましては、道路の造成費、舗装を抜いた造成費ということを言っておりますけど、それをオンしまして道路価格を算出しております。その道路価格に、これは賃料という形になろうと思えますけど、使用料率を掛け、修正率、これは地上、地下、上空という、そういった使用料率、それに占有面積を掛けて計算しております。

やはり占用料ということになりますと、強制的に徴収するという、そういった内容でございまして。占用料の算定に当たって明確な基準を持つ必要があるということにおきまして、私ども、知立市におきましては、土地評価とかそういった算出計算におきまして、専門性を持ちまして非常に難しいところがございますので、従来から一貫して、名古屋市を除く全市が愛知県に準じて改正してきて

おりますので、そういった形で今回提案させていただいております。

○高橋委員

地価は評価額で下がっていると、21%ほど。ということなんだけど、その評価額そのものが占用料に比例はしますが、評価額そのものがベースじゃないんですよ。さっき言った利用率とかなんかおっしゃいましたね。その何分の1かがベースになるんですよ。評価額そのものじゃないんですよ。

例えば、固定資産税の場合、宅地でも、過小宅地の場合には、我々の50坪ぐらいの場合には、評価額の3分の1を掛けるのかな。そうやって調整している。だから、占用料もそういう調整の産物として出ているので、地価が下落しているからスライドしていくんだという考え方というのは、一つの議論の側面としては理解しますが、もう少し他の要因も考えないとまずいんじゃないかと。

特に、利用団体からきつくとおっしゃって、コストが高いために電力料金にはね返ったり、そういうようなことが現実的にあって占用料そのものが大変大きな障害になっていると、市民生活に、こういうものであるならば、それは十分に考慮せねばいかんと思うけども、地価の下落だけを一つの論理の中心に置くのは、やっぱり少し問題があるんじゃないかというぐあいに私は思うんです。

ちょっと聞きたいのは、道路の占用料で電柱料金をもらうんです。民地にも入れていますよね。最近民地に入れる指導をしておるんです、道路上が狭いので。民地に入れた場合には、民地に占用料を払いますね、わかりやすいで、中電。幾ら払ってみるか、大体わかりますか。

○土木課長

中電が民地に賃料を払っている金額につきましては、ちょっと承知しておりません。

○高橋委員

承知していないということですが、民地のほうがいい値段なんですよ。いい値段というか、この占用料よりは高いんです。これは、第1種電柱、第2種電柱と難しいことが書いてあって、何が第

1種なのかちょっとよくわからんから、これをちょっと解明してもらいたい。普通に道路わきに立ってこの程度の径の電柱というのは、これは第1種という理解でいいですか。これが、今回、1,200円を840円にするというわけだね。民地はもっと多額なお金を払っておるんじゃないですか。どうですか、ちょっとわからんかもしれんけども。多額ですよ、民地のほうが。そういうことを検討されたことはないですか。

○土木課長

民地での電柱につきましては、2年か3年に1回、私も電柱がありますけど、そういった形でもらっているんですけど、やはり若干ちょっといい値段かなど。それは、宅地の利用阻害というか、耕作がしにくくなるとか、宅地の利用が使いにくくなるとか、それと、景観的なものもあるかと思えます。そういったところで、特別算定が中電のほうで、個人と中電という話になりますので、そういった形でその算定があるのかどうかということなんですけど、その辺もちょっとわかりません。

あと、電柱の1種、2種でございますけど、条例の一番最後の備考、これは当初の条例ですけど、今回のには書いてございませんけど、電柱のうち3条以下の電線を支持するもの、2種電柱につきましては、電柱のうち4条または5条の電線を支持するもの、3種電柱につきましては、6条以上の電線を支持するものということで、そこに支持する電柱の本数の数によって、1種電柱、2種電柱、3種電柱というふうに区分しております。

以上です。

○高橋委員

これは電柱の断面積じゃないのかね。その電柱が担っている送電の量によって占用料の基準である電柱の種類が1種、2種、3種と分かれておることですか。仕事ぶりで分けているわけ。面積じゃないのかね、断面積。要するに、道路を占有している面積。これも、当然、さっき言ったように、占用料の基準の中に面積も入っているということを何かおっしゃったような感じがするけ

ど、もう一遍ちょっと教えてください。電柱の仕事をして、送電の量によって決めておられるわけですか、この1種、2種、3種。それは占用料も違うわけでしょう。

○土木課長

これも詳しい計算はちょっと私もわからないんですけど、想定すると、1種電柱、2種電柱、3種電柱、それぞれ負荷が変わってきますので、それなりの電柱の太さを変えていかなきゃ、それぞれがもたないだろうということで、恐らくもう少し詳しい基準の中には、1種電柱は何センチですよ、2種電柱は何センチですよ、3種電柱は直径が何センチですよというのがあって、かなというふうに思います。その辺、ちょっと詳しく私も承知しておりません。済みません。

○高橋委員

この占用料というのは、その電柱がしている送電の仕事量に着目はしていないと私は思うんですよ。どの程度の径があるのか、つまり、市道を占用している量が問題であって、占用させておられる側からいえば、細い支柱と太い支柱があって、細い支柱のほうがたくさん仕事をやっておると。だから占用料が高くなるという議論は成り立たんはずですよ。そんなところには着目していないと思うんです。

だから、私が思うに、第3種電柱が1,700円だから、こいつが一番断面が大きいと。要するに専用面積が大きい。そして、2種、1種と占用面積が下がっていくと、こういうふうに理解しておるんですが、違うんですか。

○土木課長

確かに、仕事量では、計算というか、算定になっていないです。私が先ほど申ししたのは、電線の数によって電柱も太くしなきゃいけないだろうと。そういったことで1種、2種、3種ということで分かれておられて、あと、占用料につきましては、電柱の太さ、いろいろ太さがあると思いますので、1種を何センチというふうに決めさせていただいて、1種電柱に対しての、1種電柱が直径が50センチあれば、その面積分と、それか

ら電線も投影面積になりますので、その電線の面積、そういったものの面積で占用料が算定されているというふうに聞いております。

○高橋委員

電柱の受けている荷重の大きさ、つまり電線の量というか、重さというか、荷重、それによって径が変わってくると。これは力学的に当然だと思う。荷重が大きくなればたくさん送電しているというぐあいに考えると、そういうことが成り立つかもしれないけども、要するに、占用面積の量によって1種、2種、3種を分けているというふうに私は理解しています。

それで、さっき言ったように、民地の中の電柱の占用料は高いと、これよりも少し。私も高いと思います。それは、民地がお客様だから高くしている。それは民地の契約ですから、一つ一つをわーわー言う必要はないけども、一定の基準でやってみえる。しかし、民地のほうが占用料が高くなっているということも私は着目していいんじゃないかと。

何も県やあれが下げたから、慌てて下げて足並みをそろえるというところに主要な施策の力点があるのではないのではないかと。民地がそうやってやってみえるのなら、それらも十分に参考にして、知立市独自の考え方、なかなか独自の考え方を打ち出せというのが難しいかもしれないけども、独自の考え方で、公有財産の賃貸料を決めるときに計算式があるでしょう。例えば、連立の、今、空き地を駐車場で貸す場合に計算していますがね。ああいうような計算式でやるということになると思うんですが、いずれにしても、個人の占用と公の占用とでは値段が違うということは、お互いに腹に置いておく必要があると思うんですね。

その上で、私は、中電の電柱を見てもありますと、巻き看板、あるいはそで看板というのがあって、ちゃんと中電はそこそこ利益を上げてみえるんですよ、電柱から。どれぐらいの単価で看板料を払ってみえるか、そこまでは調べてないわね。わかりますか。

○土木課長

看板にもいろいろ種類があると思いますし、私のほうで、占用料はいただいていますけど、それを幾らの広告料を中電が払っているかというのはちょっと承知しておりません。

#### ○高橋委員

自治体側は地価に着目して、地価の下落だから占用料を下げるとおっしゃっておられるけども、占用料の支払いをもって、立っている電柱には、巻き看板もあれば、そで看板もある。いわば電柱の目的外使用だね。電柱の主な使用は送電するというのが主な任務だけども、それとは目的外使用でちゃんと得てみえる。そうしたものの広告料も下がってきておると、中電が。そういうものもちゃんと下がってきておるといような流れの中で議論するならいいけども、地価が下がっておるから下げますと。逆に広告料は上がっておると、それは私も調べていないけども。こういうような流れになるといかなものかなと。

本会議でも、私どもの佐藤議員が尋ねたけども、これだけお金がないないといってけちけち運動をやっておるときに、約900万円程度とはいえ、何も県市に合わせて占用料を下げる必要はないじゃないかと。巻き看板、そで看板、中電は占用料を払うという行為をもって、立っている電柱から利益も上げてござる。民地の占用料は市よりもさらに高い設定がされている。自治体の財政状況は非常に厳しい。こういうことをやっぱり総体的に議論しないとまずいのではないかといいぐあいに思います。

市長、本会議でも答弁されました。どうでしょうか。短絡的ではないのかと、少し。ある一面の合理性を追求されていることは理解しますよ。ある一面の合理性は理解しますが、この時期に申し上げたような諸点を十分吟味して慎重におやりになるべきなのを実態ではないかと、そのことを申し上げたいと思うが、どうでしょう。

#### ○林市長

この件につきましては、本会議でも申し上げましたように、根拠をどこに持ってくるかということをやはりしっかりとしていくということが大事

なことでもあります。以前は大幅に引き上げをさせていただいた。今回はたまたま引き下げになるわけでありすけれども、私どもは、国県に合わせる、先ほど、高橋議員もおっしゃられましたように、国県と市が全然違うのじゃ、やはりそれはいかなものかと、高橋議員もそういうことを御理解いただいているわけでありまして、やはり根拠というものをしっかりとしていくということが私どもに課せられた一つの使命であるというふうに思っておりますので、従来どおりの根拠で、今回も提案をさせていただいているということでありますので、御理解をいただきたいと思います。

#### ○高橋委員

私、固定資産税に着目するという自身を否定しているわけじゃないけども、果たしてその根拠だけでいいのかということをおし上げているんです。そこは一つ理解していただいて、改定の提案がされているので、中電の対応が、中電から強い要請や市民への電力料金をキープするのに非常にコスト高になっていると、占用料は、というような事態が客観的に浮かび上がってくれば、それは議論の対象にすればいいけども、地価が下がっていますからお下げしますからどうぞというのはいかなものかというぐあいに私はあえて申し上げておきたいと思います。

それで、本会議でも佐藤議員が述べたんですが、次の議案にちょっと入って恐縮ですが、11号の河川占用料、ここでは、河川の隣にうちのある方が、道路とちをつなぐのに河川に橋をかけると。これは個別に市に占用願いを出して、了解を得てかけるわけです。この場合には、設置する場合の占用料を出すわけですね。これは平方メートル当たり1年180円、これは変わっていないと。これは何で変わらないんですか。

#### ○土木課長

これらの価格につきましては、すべて県に準じてこういった価格を提案させていただいております。河川の占用料、橋が、なぜ変わっていないのかということですけど、これも想定なんですけど、ずっと以前から、橋の占用料につきましては、ほ

かと比べて格安になっているという、そういったことから、計算上、そういった算定上の下げる金額が出てこないのかなと。そういったことで算定に特別な加算がされているのかな、その辺がちょっとまだ具体的ではございませんけど。

○高橋委員

ここは従来から格安なんだと。だから、道路の占用料は比較的高かったけども、河川占用料は格安なんだと。したがって、今回は見直さないと。これで固定資産税を一遍計算したらどうだね。占用している底地の固定資産の評価を計算して、それでどうなんだと。そういう枠の中に入らないと、180円というのは。そういう計算がしていないということですか。

だから、さっきの理屈を前へ出されるなら、ここも下がらんとまずいじゃないですか。180円が150円とか、120円とか。あるいは、市民個々が占用してみえるやつは無償にして占用させてあげるぐらいの、ただし、書類はしっかり出しなさいよという流れがあってもいいのに、何でここだけ下がらずに、もともと格安なんだとって、全然違う当てはめで説明されたので、これは全く説明がつかない。こういうふうに思うんですが、いかがでしょう。

○土木課長

河川につきまして、その辺の占用料の算定の根拠が道路の算定の根拠からすれば下がるという話だと思うんですけど、その辺の算定の経緯等が私もちょっと承知しておりません。

○高橋委員

おいしいところどりという語弊があるけども、そんな変な思いではやってみえんと思うけども、私は、長年、いろんな事情で、不法占拠はいかんけども、河川の上をちゃんと市の承認工事で了解を得て橋をかけてみえる。本来は、それは、後から議案にもなるけども、橋をかけるのではなくて、暗渠にして上部利用だという人については、上部利用の人は占用料を取っていないでしょう。取っておるんですか。暗渠にして上部利用した場合も占用料を取るんですか。取らないわね。どうです

か。

そうやって改善されておるところは占用料を徴収しないと。何でこういうところだけ引き続き占用料を取って、善良な、しかも今回の対応にはらち外になっておるのかということが少し整合的にはおかしいじゃないですか。遊歩道にした場合は取るんですか、どうですか。

○土木課長

使われなくなった用水ですとかそういった上に遊歩道、西井筋とか西高根だとかに遊歩道をつくっておりますけど、今まで橋がかかっていた、そういった例もございます。そういったところについては、通路として公共的に使うという、そういった変更がなされた場合は、従前の占有者には廃止届を出していただいて、占用料はいただいておりません。

○高橋委員

占用行為はなくなるわけでしょう。私が、こちらが民地とすれば、水路の向こう側の公道に自分で橋をかけると、市の承認をいただいて、こういうときは占用料が出ます。ところが、河川、用水そのものが暗渠化されて、その上部が歩道として使われるようになれば占用行為はなくなるわけでしょう。だったら、この占用料というのは廃止しちゃったらどうだね。何か支障があるんですか。個人が善良な形で占用されている場合には廃止と、ゼロと、占用手続はしてくださいよと、そういうことでもいいじゃないですか。

河川の占用料が19万7,000円、当初予算ということになっていますよね。180円が妥当かどうかという議論をしておるんですけども、廃止しちゃったらどうですか。

○土木課長

公共物を個人が独占的に使用するという場合は、占用料をいただいております。

○高橋委員

だから、180円をセットしておるけども、何でここは下がらんのといったら、ようわからんというのだから、そういうはっきりせんものは、確かに考え方は、個人が公のものを占用しておるんだ

から、河川の上とはいえ、銭をくださいという、  
占用料徴収根拠は理解するけども、それが遊歩道  
として整備されたときには、占用料の対象になら  
んわけだから、そういう物件については占用料か  
ら外したらどうですかということを言っておる、  
今の流れからいえば、そんなことはできんと言わ  
せるかもしれんけどね。

だったら、やるのなら、180円の根拠ももうち  
ょっと明確にして、電柱が下がれば橋の占用料も  
下げてあげないかんのじゃないですかということ  
を言っておるんです。どちらも嫌だと、180だと、  
県がそういうふうだから格安だったんだと、これ  
で通すということですか。

○土木課長

水路に橋がかかっているおれば、当然個人、その方  
のみが利用するというので、占用料はいただく  
べきであろうと。それは変わらない話になろうか  
と思います。そこに公共で上部を通路として利用  
しようということで、公共で工事を行う場合、そ  
ういった橋を撤去していく形になります。そうい  
ったときにおいては、そういうときの時点におい  
て占用料をいただかないという形になります。

それと、橋の占用料ですけど、これは、河川法  
のほうの、今度、形になろうと思いますけど、愛  
知県の流水占用徴収条例、そういったものから引  
用されております。そういったものにつきまして、  
県のほうが、今回は、こういった通路につつまし  
ては改正しないという、そういったことで決定し  
ておりますので、知立市といたしましても、県の  
改正内容に準じて今回の提案をさせていただいて  
おります。

○高橋委員

いろいろお尋ねしてみてもはっきりしたことは、  
要するに県がこういうふうにしたから、その域を  
出ないよと。だから、説明はできないものもある  
けども、県がやっておるで頼むわと、こういう話  
だわね。一面、その立場を否定するものじゃない  
けれども、もう少し弾力的な知立市の立場があつ  
てもいいんじゃないか。

さっき言ったように、占用料の額。占用という

行為そのものは私も理解をしますけども、額が不  
明確ならば、その程度の占用は無料にして、占用  
手続だけやってもらうということもあってもいい  
のではないか。もし、それはどうしても必要だと  
いうなら、きちっとその額については説明責任を果  
たすべきだと。たかが平方メートル180円の話だ  
けども、そういうことにもなってくるのではない  
かというぐあいに思います。副市長どうでしょう  
か。その辺も含めて一度御検討ください。

○清水副市長

今回提案をさせていただいております三つの、  
いわゆる使用料の関係でございますけども、これ  
も本会議でも申し上げましたけども、いわゆる占  
用料等につきましては、従来から、愛知県の使用  
料に準じて各市町も定めていくというような中身  
がございます。

先ほど来、電気、電話、あるいはそういったと  
ころのお話もございましたけども、一つには、そ  
れらの、いわゆる同じ地域の中にも県道があり、  
国の管理のものがあり、市が管理するものがある  
ということの統一性といいますか、それと、いわ  
ゆる市町の境界をまたぐような、こういったもの  
は特に連続性ということがございますので、そう  
いったことでの使用料の一定の統一といいますか、  
各市町の横との整合というか、そういったものも  
従来から配慮されて今があるのではないかなとい  
うふうに思っておりますので、そういったことと、  
もう一つは、個別に各市町でそういう使用料とい  
うものを算定するというのは、御質問者がおっし  
やるように、そういった基準に基づいてやればで  
きないことはないわけですが、それらに対するい  
ろいろな技術的なことですか、使用料を定める  
までのいろんな事務量等々も含めれば、先ほど申  
上げたような理由も含めて、県のそういうもの  
に準じてきた今までの流れ、それから、今回お願  
いする中身についても一定の合理性があるのでは  
ないかなというふうに私自身は思っておりますの  
で、今回についてはこのような形で御理解がいた  
だきたいというふうに思います。

○高橋委員



私、固定資産税を払う市民の立場になった場合には、安城と知立の境でだんとかんなふうに税金が違うというのはいかなるものかと思えますよ。だから、国が定点を決めて、そこで基準点を決めて、そこで路線価ですつとならしながら連続的な固定資産税を決めていくと。これは利用者が多数ですから、そういう配慮をしないと不公平が出てくると。

しかし、道路占用料の場合は、利用団体は3団体ぐらいですがね、正直言って。ここで、必ずしも利用団体の配慮が優先するというのでいいのかと。つまり、言いたいことは、このお金がないときに、何で比較的企業体としては安定した企業体に、しかも大手の企業体が軸になって徴収している占用料を殊更下げる必要があるのかと。この政治視点がどうなのかなということが一番私は問いたい視点なんですよ。

さっきから申し上げているように、固定資産税で評価をするという考え方は一理あるということも理解した上で、財政確保を考えるべきではないかと、優先して考えてもいいのではないかと、自治体が、ということなんです。そこが踏み出せないということは本会議ときょうの質疑でも明らかになったんですが、私はそういう点から、ただだけのものはいただけるところから、頭を下げてでも、この厳しい折ですから頼みますと言っていたとくというぐらいな財源確保に対する情熱があってもいいのではないかと、こういうことを申し上げておるんですが、もう一度副市長、どうでしょうか。

○清水副市長

御質問者おっしゃいますように、市が独自のといいますか、きちっと財源を確保するということではそういった姿勢が大変重要だというふうに思っております。思っておりますけれども、今回の占用条例につきましては、先ほども申し上げましたように、そういった固定資産評価額をもとに基本的にはされているということでございますが、そういったものを市独自で算出するというのは、大変いろんなハードルの高い部分もございますし、

電気、電話、いわゆるそういったものも市町の境界を関係なく連続的にそういうものが布設されている、整理されている、あるいは立てられているという現実もございますので、そういった意味では、一定の区域は一定の条件、今回の場合ですと、愛知県の条例に準じたような形でお願いをしているわけですが、そういったことも一定の合理性があるのではないかとというふうにも考えておりますので、そのように御理解いただければと思います。

○永田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第10号について、挙手により採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手多数です。したがって、議案第10号 知立市道路占用料条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 知立市準用河川占用料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第11号について、挙手により採決します。

議案第11号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手多数です。したがって、議案第11号 知立市準用河川占用料条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 知立市法定外公共用物管理条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第12号について、挙手により採決します。

議案第11号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手多数です。したがって、議案第12号 知立市法定外公共用物管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号 知立市営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

住宅管理条例に家賃の前納報奨金を廃止すると、こういうことなんです。知立の場合は、市営住

宅は103戸だったのかな、それに改良住宅が若干ということで大したことはないんですが、この報奨金制度で家賃を払ってみえる方、実態はどうなっているのでしょうか。

○建築課長

実態のほうは、ただいま言われましたように、市営住宅の家賃については103戸、中山、本田、八橋住宅とあります。中山住宅については29戸中の9戸、それから、本田住宅については10戸中の6戸、八橋住宅については64戸中の12戸、合計でいきますと27戸が前納の戸数ということになります。

○高橋委員

かなり比率が高いなということなんです。入居者に少しは話をしているんですか。入居者の意見も多少聞いてみえるわけですか。

○建築課長

まだ入居者のほうにはお話ししておりません。これは、私のほうも、税務課のほうの前納報奨金ということがありまして、それに歩調を合わせる形で今回上げさせていただいたということでありまして、今回これが通れば、平成24年の4月、税務課と同じように、周知期間を置いて実施していきたいと考えております。

○高橋委員

市営住宅というのは、基本的には所得の少ない方々を対象にして、住宅困窮の方々に住宅を提供するという施策なので、なるべく家賃が低廉なものをということで、この報奨金制度を活用されて1カ月の家賃を減らしていこうという涙ぐましい努力をされているのではないかと思います。これらをなくするという点について、一般の税もなくしたんですが、家賃とはちょっと趣が異なるんじゃないかと、税とはね。どういうふうに考えられますか。

○建築課長

前納報奨金が当時あったころは、設置の目的が使用料の早期に納めていただくということですか、家賃を納めていただくということだとか、それから、低所得者の方の配慮という意味もあったかも

わかりません。それから、当時、金利が高いころの、先に家賃を納入していただければ、その分が金利でもって多少の市側にとってはメリットがあったのかなということもありますけど、現在、金利についてはそういうメリットというものがないという状況がありまして、それと、この衣浦東部5市及び西尾市も、その辺を調査させていただいたところ、そういう制度はないということでありますので、これをいい機会に今回上げさせていただいたといういきさつでございます。

○高橋委員

税以外で、納期前納付、納期前の奨励金を出しているというのは、使用料で出しているというのはここだけですかね。税の納期前納付奨励金というのは各地である、今、ちょっと衣東の話をしたけども。住宅使用料、その他の使用料でもいいんだけど、そういうケースというのは余りないように思うんですが、心当たりはありませんか。

○建築課長

ちょっと承知をしておりません。申しわけないです。

○高橋委員

今回、税に合わせて廃止するというのですが、もう一つ心配なのは、市営住宅の家賃の未納という問題がいろいろと言われているんですが、当市の場合はどうでしょう。

○建築課長

ちょっと数字はつかんでいませんけど、全くゼロではありません。やっぱり経済不況ですかね、その影響があるものですから、支払いについても少しおくらしているというものも出ております。

○高橋委員

当初予算で住宅使用料というのが出てくるでしょう、ちょっと議案は違うけども。住宅使用料、数字はつかんでいない、滞納世帯はゼロではないとおっしゃるけど、何戸ぐらい滞納されているんでしょう。

○建築課長

滞納につきまして、中山が4の本田が1の八橋住宅が14ということで、過去にさかのぼってそれ

だけの方が滞納されているということです。

○高橋委員

合わせて19戸と。前納報奨金で家賃を納めてみえる方が27件あるけども、逆に、滞納の世帯が19件あると。市営住宅全体が103戸と、こういう実態だよ。明らかになったと思うんです。だから、私は、報奨金そのものもさることながら、やっぱり市営住宅入居者の所得の実態、あるいは生活状況なども十分配慮した上で、前納報奨金制度を議論すべきではないのかというぐあいには考えております。

それで、もう一つ伺いたいんですが、最近の市営住宅の入居について、今言うように、家賃の滞納その他もあるわけですが、保証人をつけることになっていますが、保証人にはいろんな条件をつけてみえるのでしょうか。

○建築課長

私、細かくはちょっと承知していませんけど、保証人をつけて市営住宅に申し込みをしてもらうというシステムにはなっております。

○高橋委員

今の滞納者の話も含めてですが、保証人はもちろんつけなきゃいかんけども、保証人の収入をこれ以上でないと保証人として認定しないというような形で、保証人の収入に着目して保証人の要件を定めるような流れが、最近、あちこちであるんですが、当市は具体的な実態としてそこはどうなっているのでしょうか。わかりませんか。

○建築課長

そこはないと思いますけど、これは一度調べます。間違ったことを言ってもいけませんので、一回調べさせてください。

○高橋委員

今度また新しい市営住宅が、今、建設中で、これはまた後ほど平成23年度当初予算で皆さんから議論になるかと思いますが、入居条件、その一つに家賃、あるいは、今言った報奨金があるのかなのか、あるいは、入居するに当たって、保証人の規定がもちろんあるんですが、これが所得制限、これ以上の所得でないと保証人として認めないと

というのがあちこちであって、中には、年金生活者ではなかなか保証人になれないというようなところまでハードルを上げておる自治体があって、今、問題になっています。これでは市営住宅に入れんじゃないかということになっているので、当市はそんな極端な中身になっていないと理解しているんですが、後ほど結構ですから、当初予算の答弁でも結構ですから、一度調べてきちっと答弁をしていただきたい。いいですか。

○建築課長

保証人の所得制限についてはちょっと調べさせていただいて、また後で御報告させていただきます。

○永田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第13号について、挙手により採決します。

議案第13号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第13号 知立市営住宅管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号 市道路線の廃止及び認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○高橋委員

今回、市道の認定なんですが、いわゆる緑道、遊歩道が今回認定の内容になっているんですが、これはどういう意味なんでしょうか。今までにそういうことがあったんでしょうか。

○土木課長

今回、明治緑道を市道認定するという事です。緑道というか、自転車歩行者道、こういったところにつきましては、今までも区画整理事業等で編み出されたところについては認定をしております。独立自歩道というふうに呼んでおります。今回の明治緑道につきましても、明治用水の上部を利用した自歩道ということで、今回明治緑道ではございますけど、認定をしていくということです。

この緑道の4路線につきましては、明治用水の上部を利用するという事で、以前、農林水産省所管の水環境整備事業、そういったもので平成3年から平成14年にかけて、愛知県において築造されました。それが、築造と同時に、細かい工区ごとに分けて築造されたわけですけど、それが順次整備されてきて、順次それも知立市に築造された施設の譲与ということで受けております。

長年にわたって整備されてきたということで、工区ごとに市道認定するという事もできませんでしたので、今回につきましては、昨年度から交付団体になったということもございまして、その辺の市道の見直しをさせていただきました。今後、管理者を明確にして、市として管理をして保全をしていくということで、今回、認定をしていくという、そういったものでございます。

○高橋委員

今言われたのは、交付税措置の中に、基準財政需要額の中に市道の延長というものが加味されているので、従来は不交付団体で余り関心はなかったけども、交付団体になったので、市道認定することによって延長確保をして財政的に寄与したいと、こういう側面もあるんだと。なかなか建設部はしゃれたことをおっしゃるので私はびっくりしておるんですけども、そういう側面があると。これが一つね。

それから、私が聞きたいのは、たしか市道認定は道路法第6条かなんかで決まっておるんですよね、市道認定をする要件について。今回、緑道をおやりになったのは、しかも下の所有権は違うんですよね。下の所有権は明治、この4件は。従来は区画整理の中でも遊歩道がありましたよ。谷田

の区画整理でも、割目川の一つであった。これはもちろん市道認定されているんですが、その地べたは知立市。今回のように、地べたと下部の管理が違う、上部だけの管理において市道認定を打たれるというのは初めてだというふうに理解しておるんですけど、その考え方が変わったのかということですよ。延長を長くして、基準財政需要額を担保したいということのみの発想からなのかどうか、その辺、どうですか。

○土木課長

この緑道につきましては、平成14年、平成15年に青線であったんですけど、これが国土交通省から各自治体に譲渡がされました。だから、底地も知立市ということになります。上部につきましては、先ほど言いましたように、県が国の補助金と、それから各自治体等の負担金でもって上部を整備しました。自転車歩行者道ということで整備されたということと、その維持管理を担保するというので今回市道認定をするということ。側面に、去年からの交付団体になったという、そういった側面もありまして、これは認定して、少しでもそういったところに算定根拠になるようにしていけたらなということで、今回提案させていただきました。

○高橋委員

そうすると、今回、4路線、それぞれ昔の明治用水、開渠の、ここを上部利用しておるんですが、ここは明治用水の所有じゃないんですか、土地は市のものになったということ、今の話だと。これは初めて聞きましたけども。そうすると、中の構築物、暗渠の水路、用水というのは、明治に貸しておるわけですか、さっきの道路占用じゃないけども。そういう考え方になるんですか。

○土木課長

以前は、農水省と国交省といろいろもめているというようなことがありまして、明治はその土地を主張していたということもありますけど、現在、法的には、青線につきましては知立市に譲渡されて知立市のものになっております。

明治用水の管がそこに入っておりますので、法

的には明治用水が占用しているということになります。占用令につきましては、減免規定の中で農水課については減免ということになっておりますので、お金はいただかないんですけど、明治が占用しているという、実態はそういうことになります。

○高橋委員

初めて聞きましたが、今ある明治水管路下の底地は青線だったんだけど、これが、先ほど言ったような日程で全部知立市の所有地になったと、知立市の土地になったと。そうすると、例えば整備されていない青線、これは明治用水が使ってみえる場合が多いんですが、管理下、水を買って皆さんが使用料を払ってみえる明治用水、あの水路も青線ですが、これも全部知立市の名義になったと、こういう理解でいいですか。

○土木課長

知立市内の青線、赤線はすべて知立市に譲渡されたものでございます。

○高橋委員

そういうことになったと。一つお尋ねしたいのは、上部の整備費用というのは、物によっては県から補助金をもらって、多くの場合は補助金をもらって、県と市、つまり都市側が全部つくったと、こういう理解でいいですか。西井筋から今4本出ていますね、今回、この上部。知立団地の西高根用水の源流のほう、ずっとあれは全部都市側の費用でつくったと、上部については。

○土木課長

当時、農水省の補助を用いまして、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という割合で整備がされたというふうに聞いております。

○高橋委員

したがって、当然、市道認定が打たれていなくても、上部利用については市が管理して、市の責任で今までもやってきておると、今回、提案の前まで。これは市がやってきておるわけでしょう。不都合があれば、市が管理責任を持っているので、市のお金で整備すると、あるいは改良すると、修繕すると、こういう関係だった。この関係は変わ

らないわけですね、市道認定があってもなくても。どうですか。

○土木課長

それは変わりございません。

○高橋委員

そうすると、市道認定をすることによって、その性格と管理責任をもう一度明確にすると、もう一度明らかにすると。結果的に、それは地方交付税の算定基礎にも副次元的な話だけになっていくんだと、こういう理解をせよということやね。

もう一つそこでお尋ねしたいのは、西井筋の中学橋から下へずっときれいにしてきましたがね、蛇屋の前、公営公園まで。こういうのは市道認定しないんですか。これは道路の一部という意味ですか、あそこは。歩道という既存道路がありますね。きょうは市道認定のものを持ってきていない。歩道という位置づけなのか、上部利用そのものが、今回出ているように、そのもの自身が別の市道なんだと。これはどういうふうに考えたらいいですか。

○土木課長

今のは弘栄広見線といいます道路の隣に旧明治用水がありましたところでございますが、現在、旧明治用水を取り壊して雨水管を埋設しながら上部は歩道整備をしているわけです。こういった道路改良、拡幅ですとか、改良、整備したところにつきましては、毎年道路台帳を見直しした中で、道路の区域として整備したところにつきましては、毎年度、告示行為によって道路区域に指定させていただいております。

以上です。

○高橋委員

道路区域はいいけども、それは現在の市道の、現在市道ですよ、広見何号線とおっしゃったかね、広見線という市道なんだわね。その北側に明治の上部利用をやられたわけでしょう。だから、これは広見線という従来市道認定しているものの一部だと。つまり、歩道整備だということであって、別に暗渠部分の上部利用を別立てで市道認定する必要はないよと、こういう意味なのかどうか

ということをお聞きしておるんです。緑道だから、別に市道認定せやいいじゃないですか。たまたま既存の市道と並行に走っておるので、それは市道の一部だと、従来の、こういうことですか。

○土木課長

今までは用水でしたので市道の区域から外れておりまして、法定外の水路という、そういう扱いです。今回、埋め立てして歩道整備したということで、独立の自転車歩行者道ではございませんので、その道路と一体となった歩道ということですので、その区域を変更するという行為をしていきたいと考えております。交付税につきましては、延長と幅員、そういった面積もカウントされるということになりますので、当然道路の区域を変更すれば、その区域分がまたカウントになってくるということでございます。

○高橋委員

例えば、西井筋緑道1号はちょっと延長が長くて、既存市道とは連働していないんですが、昭和地区の、地図でいうと、西高根緑道1号、これは市道の幅員拡大ということで処理できないんですか。ほぼよく似た話じゃないですか。何でこれは独立させないかんの。

○土木課長

明治緑道ということで、今までそういった性格を持っておりまして、今回、明治緑道に関してはそういった一連性がございますので、そういった形で路線を通した形で緑道認定をさせていただきました。

○高橋委員

だから、中学橋からあれも明治緑道というふうにはせやいいじゃないか。よりわかりやすいじゃないか。中学橋のやつは広見線の拡幅だという考え方でしょ、今おっしゃったのは。あれは広見緑道1号にせやいいじゃないの、この手法で。わかりやすいじゃないですか。

○土木課長

西高根緑道も、昔は整備で、愛知県が整備していただいておりますけど、そういったことで、単純な歩道という意味合いより、西高根緑道は若

干分断されておりますけど、広域的な自転車歩行者道だということの位置づけで、今回そういった市道認定をさせていただいております。

○高橋委員

これは、中学橋の広見のものも、幅員を広げた市道の変形だということよりは、やっぱり一括管理で緑道、今度5本と、今、私の知る範囲ではね。緑道5本、既存のきょう提案の4本と。あそこの中学橋、広見緑道1号、5本ということで一括管理で緑道はどういうふうにするかというやってほうが現実には合うんじゃないですか、せっかく緑道を市道認定されるとすれば。そういうことのほうが、現実的にも、それから管理上も、緑道5本どうなっておるんだと、こうやったほうが、サイクルを持ってどうやって整理していくんだと、あるいはさらに緑道をどう伸ばしていくんだという議論に発展して、より管理しやすいような感じがしますけど、どうですか。

○土木課長

委員の言われますように、拡幅という区域変更という形でもいいかもしれませんが、緑道に関しては、すべて明治用水の太い管路が昔から入っております、昔からのそういった意味合いというんですか、旧明治用水だよという、今も明治用水ですけど、下に入っておりますけど、そういった位置づけもありまして、明治用水の入った上部のところについて明治緑道ということは今まで言っておるわけです。そういったつながりの中で、市道認定につきましては緑道認定という形で今回させていただいております。

○高橋委員

中学橋のところは暗渠が入っていないのか。あれは埋メートルだけ。全く入っていない。じゃ、今度、連立でやる駐輪場の迂回路、迂回したでしょう、明治用水、あそこは将来緑道何号と、こういうふうになっていくわけですか。

○土木課長

今回提案させていただいているのは整備済みのところだけでございます。未整備のところについては今回提案させていただいておりますので、

名鉄三河線から秋田病院までにつきましてはまだ未整備区間ということで、今後、どういったような整備がなされ、どういったような形になるのか、また市道認定もどういうふうにしていこうかなどというのが、まだ先が見えてきませんので、そこは考えておりません。

○高橋委員

緑の条例もつくっていくという話で、この都市の中で緑や散歩道や、そういうものをどういうふうにつくっていくかという視点から、こうやって区分けして市道をきちっとされていくことについてはとてもいいことだというぐあいに思うんですね。もちろん、将来どういうふうにするかはまたそのとき考えればいい。

基本的な考え方としては、私は、中学橋の広見のものも緑道だと。あずまやがあったり、ベンチが置いてあるわけですから、あそこの上には、だから、それはそれで緑道ということで位置づけて、じゃ、緑道の延長をどういうふうに広げていくのか、また、ほかに緑道的なものは整備できないものかどうかなどという視点で別枠の管理上の視点を持ってやられていく、将来は、当然、明治のつけかえ、駅前のつけかえもその仲間に入れて、整備し管理していくんだということのほうが整合性があるような気がしますが、所管課長、どうですか。

○土木課長

今、委員の言われるとおりかなと、その辺もわかります。ただ、駅周辺につきましては、明治用水は今迂回していますけど、その辺、緑道としてはやっぱり秋田病院までつなげていきたいなという思いはありますが、現在、都市計画道路の下に明治用水が入っておりますので、その辺の整備がどういうふうになされるのか、その辺は、私のほうではちょっとわかりかねますので。

○建設部長

今の緑道と一般道の扱いの分けですけども、明治緑道につきましては、明治用水の本管、あるいは小幹流が既に入っておりますのでございます。この上を、先ほど言いました農水省の事業で緑道整

備もしまして、明治緑道という路線指定が明治用水のほうでしてあります。この部分については緑道という扱いで今回計上させていただきました。

一つイレギュラーなものは、新林町の保育園の北側に西高根用水がございます。ここににつきましては農水省の補助でやっておりません。しかしながら、西高根用水という小幹流が流れておりますので、この部分も緑道として今回上げさせていただきました。

駅前でございますが、当初の駅周辺の区画整理事業計画では、駅前をそのまま現行ルートのまま管路を入れまして明治緑道を通すという計画でございました。しかし、その後のいろんな状況等で、本流は迂回させるということになりましたが、緑道は、私どもも、今、区画整理の計画も、駅前にそのまま通すという、現在の計画ではそのままになっておりますので、それを含めて緑道指定を今後もしていきたいなということでございます。

先ほどからの中学校橋から広見線の整備でございますが、これは既に小幹流を外してあります。ですから、そういう意味もありまして、一般の道路の歩道という扱いで、これはずっと長田地区におきます山六があったところですね、あそこもすべて道路の歩道扱いで整備してきておりますので、これは一般の道路の道路区域として認定することによってでございます。

○高橋委員

西高根用水、改良区は西中がやっておるでしょう、今、土地改良の西部区域を。これはどういふふうに扱うんですか。

○建設部長

これにつきましても、小幹流の区域を調査した上で、今後考えていくことになろうかと思えます。

○高橋委員

あそこは小幹流をキープしているんですかね。上をきれいにしましたでしょう、上部利用というか、遊歩道ができておる、あずまやもできて。これは緑道と呼ぶんですか。小幹流が流れておるんですか、下は。

○建設部長

西高根用水は、23号線を超えたところで知立土地改良区西部工区のパイプラインに変わっちゃいますので、小幹流はそこで終わりだったと、今、私は承知しておるんですが、下流部に若干の受益が残っていますので、西中の郷中については、まだ用水としては使われております。

○高橋委員

いずれにしても、そういう形で、かつては、いわゆる一般的に明治用水と言われていたところが、今、緑道として大いにまちづくりに貢献しているわけですし、そこはそこできちっと今後の整備計画、あるいは管理の方向というものもきちっと打ち出して、市道認定など必要な手続をしたほうが一貫性があるんじゃないかということもきょうの段階では申し上げておきたいというぐあいに思います。

それから、もう一つ、本会議でも出ましたけども、東重原西中線、これは現在の県道を市道に認定するということですが、もう一度この理由について、それから、ここを市道にすることによっての今後の整備計画について、あわせてお答えください。

○土木課長

東上重原西中線延長1,971メートルでございます。この路線につきましては、以前、昔の話ですけど、都市計画道路、衣浦豊田線、昭和40年の3月に都市計画決定されております。それ以来、都市計画決定はされたけど整備がされないということで、長年待ち望まれていた道路でございます。そうしたところ、刈谷市、豊田市につきましては、整備が順次進められてきておりました。昭和50年から昭和60年代に知立市以外は供用開始されました。

知立市におきましても、ずっと要望はしておりましたが、なかなか用地確保が難しいというようなこともございまして、第2次区画整理事業、それから、牛田地区においてはほ場整備牛橋工区、それから、南側につきましては、知立南部の土地改良事業、そういったことにおいて用地の確保のめどがついてきたということにおきまして、整備



推進をさらに知立市としては要望してまいりました。

国道41号のバイパスということでございます。この衣浦豊田線につきましては、西中インターから豊田市の生駒町まで5.3キロございます。この建設が完了し供用開始がされれば、現道の419については知立市に降格するという、昭和53年整備推進時に協議が整っております。平成元年から平成15年、その間に知立市区間の419が整備されました。そういったいろいろな協議の中でも、バイパスが整備された後は、現道の419は改築費用はつき込めない、市に降格準備をするという、そういったことで協議がなされております。

ですけど、平成12年、それ以前もたびたびの豪雨によりまして、本郷交差点から猿渡川橋までの419がたびたび冠水し、下流、屋下地区に床下、床上浸水、そういった状況もあることから、交差点改良及び猿渡川までの道路のかさ上げ、これを浸水被害対策で要望してきております。そういった中で、平成5年から平成18年にかけて、県のほうで整備を進めることをしてきていただきました。

今回、現道の419号の降格に当たりましては、愛知県に、橋をつくるとなるとかなりの費用がかかるということで、それと、選挙区の絡みもあって、西中と上重原の交通もかなり多いということで、交流も多いということで、それと、塩田地区にJRですけど、新駅ができて、そちらの利用者も多いという、そういったいろんな絡みの中で、どうしても歩道整備をしてほしいという地元の要望も踏まえ、橋はとにかく県でつくっていただけないかということと、歩道整備につきまして、本郷交差点から西中への入り口まで歩道がないものですから、その部分の歩道整備について、市で施工するにしても、半分は県も支援してくださいという、そういったような協議もさせていただきまして、去年3月にそういった協議も整いまして、今回、この市道の認定の提案をさせていただくものです。

○高橋委員

るる説明していただいて、その経過はよく理解

をいたしますが、市道に再認定するに当たって、橋の歩道設置、並びに本郷交差点から牛田西中線まで歩道がないというものについて、歩道を設置するという合意が愛知県と知立市でできたということですか、今の話は、それを愛知県がやってくれるということですか。

本会議では、橋については県がやりますと、懸案事項ですから、橋の歩道は県がやりますという答弁がありましたね。歩道全体が問題なんだわね、本郷から牛田西中線までの。この橋以外の歩道はどうなるんですか。

○土木課長

橋につきましては県で整備していただくということで、橋以外の歩道につきましては、新たな419が完成して供用開始しておりますので、衣浦豊田線が、新たな費用の捻出ができないということから、今回、市道認定をさせていただければ、知立市において歩道整備計画を立てます。そういった中で、県が橋をつくり、市が歩道を整備していく。そういった中で、県のお金全部で橋はつくるんですけど、歩道につきましては市が施工していくんですけど、県の支援を半分いただくという、そういった内容になっております。

○高橋委員

いろいろおっしゃったけども、橋は全額県で負担すると。橋以外の歩道については市が施工主体だけでも、実施主体だが、県の補助金をちょうだいしてやっていくんだと、こういう答弁だったということですか。

○土木課長

失礼しました。そのとおりでございます。

○高橋委員

419が供用開始されて相当時間が経過しているわけでしょう。それで、確かに本郷地区の低湿地帯、湧水問題があって、今、きれいになりました。ずっとごたごたしてきたんですが、私は、そういうこと言うならば、歩道ができるまで、愛知県に持っておってもらったほうがいいじゃないのかと。

419が完成したとおっしゃるけども、419が完成

して相当月日がたっておるわけだし、引き続き県道でお願いしたいと、あるいは、今日までやってきてもらったじゃないかということで、そういった向きの市の意向というのはお出しになってこなかったかどうか、この辺、どうでしょう。

○土木課長

419につきましては平成16年に開通しております。その時点から、既に、県からは降格の準備を進めトルいという申し出がございました。しかし、先ほど、本郷交差点から猿渡川まで、平成3年から、度重なる要望の中で進めてきていただいているやつが中途半端になっちゃうものですから、これが終わるまでは待ちましょうという話で、県のほうも、本郷交差点から猿渡川までが完了したら今度は降格しますよという、そういった話が出てきておったものでございます。

○高橋委員

そういう中で話し合いをして、県と市の連携の中身を合意したということで市道に認定したいということですが、ちなみに橋はいつごろかかるとい話なんでしょうか。あるいは、認定後の市道の歩道については、いかほどの計画で具体化しようとしていられるのか、この点、どうでしょう。

○土木課長

降格しないということになると、県のほうは橋についてもできない、歩道の整備についても県はやる必要性を感じていないということを言われている中で、地元の要望もすごく強い中身がありますので、県に橋をお願いして、歩道につきましても支援をお願いするという、そういった中で協議が整ったということで進めていきたいと考えております。

今回、市道認定がされますと、歩道整備全体、交差点から西中苑までの全体の実施計画といえますか、どういう形で進めていこうかという、そういった計画を平成23年度でつくりたいと思います。あわせて、橋梁のほうにつきましては、平成23年度調査設計に入りまして、平成24年度に詳細、それから、平成25年度、平成26年度、平成27年度にかけまして、下部、上部という形で進みますので、

平成27年度をめどに橋梁を設置していきたいということになっております。

歩道の整備につきましては、平成23年度計画の中で、平成24年度調査設計に入って、平成25年以降に用地補償、工事、そういったのを平成27年度までにできればいいなというふうに思っておりますけど、相手のある話ですし、予算的なものもありますので、若干それが延びる可能性はあるかなと思います。

以上です。

○永田委員長

ここで、午後1時まで休憩します。

休憩 午後0時00分

---

再開 午後0時56分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

午前中に高橋委員からの御質問がありましたので、先にお答えさせていただきます。

市営住宅の申し込みの保証人の規定について、所得制限があるのかということの御質問でございます。調べました結果、知立市市営住宅管理条例のほうには、11条に住宅入居の手続が書いてありまして、入居決定者と同程度の収入を有する者と、それから連帯保証人が2名要ということが記載されております。

また、入居の資格のパンフレットにつきましては、同じようなことが書いてあるわけですけど、連帯保証人は2名必要と。そのうち親族は1名必要と。申込者と同程度の収入のある方ということでございます。先ほど、年金の方は保証人になれないのかということになりますけど、当然、息子が市営住宅に申し込みされて、親御さんが、例えば年を食って年金暮らしだということであれば、その辺は認めていこうということで、現在は弾力的に運用しているという状況でございます。

以上です。

○永田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
議案第18号について、挙手により採決します。

議案第18号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第18号 市道  
路線の廃止及び認定についての件は、原案のと  
おり可決すべきものと決定しました。

議案第19号 平成22年度知立市一般会計補正予  
算(第4号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

補正予算なんですが、本会議で例の連立事業の  
兼ね合いで、物件補償、用地買収等の質問をして、  
その内容について委員会へ出すという話だったん  
ですけど、その内容はきょうもらった資料の中  
に入っておるといわけですか。丁寧に御説明い  
ただけませんか。

○都市開発課長

それでは、資料に基づきまして御説明をさせて  
いただきます。

場所でございますが、下のほうの図面を見て  
いただきますと、位置的には駅前広場の東側、中央  
通りを挟んだ東側でございます。薄く網かけを  
した部分でございます。小さな飲み屋が連働した  
区域でございます。本線がこの黒い線のように  
北側に張り出します。その関係で、現在あります  
新富11号が一緒になることから、一緒になる部分  
を北側に押し上げる形で道路の区域の変更をして  
おります。

それに係る物件が、上の表でございます7件で  
ございます。物件の面積は、右の表から見ますけ

れども、7件で295平方メートル、補償額は約  
7,000万円ということでございます。土地につき  
ましては9筆ございまして、162.09平方メートル、  
賠償金額は約3,000万円というところでございま  
す。

今、ここで何が問題になっているかということ  
でございますが、この区域は当初に確定測量とい  
うものを行います。それでもって用地買収の面積  
を確定し、賠償金額を確定していくものではな  
いけれども、このうちの関係する権利者3人の方  
が用地立ち会いに応じていただけません。とい  
うことから用地が確定しておりませんので、測  
量上の面積はこのように出ておりますけれども、  
実際、隣地の方から承諾の印鑑をもらえていな  
いというのが実態でございます。

この3人の方、何度も面会を申し入れておりま  
すけれども、本人は一切交渉の窓口に出てきて  
いただけません。ということで、代理人の方とい  
つも交渉しておりますが、平成20年以降、今ま  
ですずっとそういう状態で交渉し続けてきてお  
りますが、いまだに本人からの反応はないとい  
うところでございます。

問題となりますのは、先ほども申しましたと  
おり、用地費が確定できない。物件調査のほう  
はさせていたいておりますので、その額は出さ  
そうと思えば出せるわけですが、用地とセット  
でございますので、まだ関係者の方に補償額を  
提示しておりません。

平成25年に本体工事の着手ということでござ  
いますので、それまでには何とか御協力をいた  
だいて工事が着手できるようにしたいというこ  
とで我々も努力をしておりますけれども、そう  
いう状態でございます。スケジュールに間に合  
うように何とか本人を説得していきたいと思  
っております。

以上でございます。

○高橋委員

これは、当然、今回補正で、本会議でも申し  
上げたように、減額になっているわけですし、  
来年度当初予算でも同じ金額が横滑りで来年  
度にも入っているわけです。それで、市道新富  
11号という

ことで1枚紙をいただいているんですが、平成19年度に用地測量調査を行うが、1件、関係者3件において境界立ち会いに応じていただかず、用地境界を確定することができなかったということで、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の今補正予算だよ。しかも、この該当の物件7件、筆数が9筆、それぞれ商売をやってみえるわけでして、当然、首尾よく話ができたとしても、移転場所等、確保しないとまずいということになると、平成25年本体工事、本体工事というのは、豊橋側を上げるということを意味してみえるんですか。もしそうだとすると、いつまでに用地買収、物件補償が話し合いをまとめなきゃいかんのか、この辺は逆算するとどういうふうになるんですか。

○都市開発課長

現在、実のところをいいますと、仮線工事が少しおくれておりますので、平成25年に果たして高架工事に入れるかというのはありますけれども、まず高架工事に入りますと、一番北側、豊橋方面行きのホームから工事を始めてまいりますので、今のスケジュールでいきますと、平成25年にはこの物件が更地になっている必要があるということです。ですから、遅くとも来年度契約をし、平成24年度には更地化することが望まれるところでございます。

○高橋委員

そういうことですか。平成25年度には更地になっていなければいけない。本体工事が始まった豊橋側が上がったときには、この物件があってはいけません。物件が更地でなきゃいけないということですが、見通しはどうでしょうか。

○都市開発課長

最近、ようやくこの方が軟化してきたといえますか、いろんな条件はつけておりますけれども、前ほど全く受け付けられないという状況ではなくなってきたというところでございます。

○高橋委員

多少話し合いのテーブルに乗っていただく雰囲気が出てきたと。しかし、今のお話しぶりでは、まだ話し合いのテーブルに乗っていただい

いというふうに理解をいたしますが。一部には、強制執行をもというようなニュアンスのことが、そのこと自身が論議されたわけではないけども、そんな雰囲気になかったわけではないというふうに理解しておりますが、なかなか難しい方も当然みえるわけでして、時期が来たら強制執行だなどということは、この事業そのものに禍根を残すことになるというふうに思うんですよ。まちづくりをやるのに、まちで商いをしてみえる関係者が強制的に立ち退きを受けるというようなことは好ましいことでは全くないわけでして、その辺の基本的な腹構えといいますか、姿勢についてはどうですか。

○都市開発課長

やはりおっしゃるとおり、強制執行なんていうことは全くやりたくはないわけです。やるとしても、非常に労力がかかる仕事でございます。交渉がうまくいけばいいんですけども、もし仮にうまくいかなかった場合も、境界立ち会いを必要としない買収、道路区域だけ買うということじゃなくて、丸筆で買ってしまおうというようなことも考えられます。今、そういった方策を知立建設事務所も交え検討しております。

○高橋委員

丸筆で買えば、改めて境界をちぎらんでもいいですから、境界を明らかにする必要はないということなので、ぜひ、これも重要な、しかも緊急な課題と、流れの中では、いうふうに理解いたします。しかも、先ほど申し上げたように、商いをやってみえる方で、どこでもいいというわけではまいらない。しかも、知立駅を歴史的に彩ってきた、形づくってきた大事な一角だということを考慮に入れますと、先ほど言ったように、粘り強い話し合いと、何とかテーブルに乗ってもらえるようなこちら側の努力、誠実な努力を前提に、ぜひ話をつけていただきたいと、こんなふうに思いますが、もう一度決意のほどをお願いします。

○都市開発課長

最近、毎月1回ぐらいずつ面会を申し入れて交渉を重ねております。その結果で、先ほどの何

となく軟化してきたということでございます。この機を逃さず積極的に働きかけていきたいと考えております。

○高橋委員

もう一枚、補正予算の関係ですよね。今のつづりのもう一枚のほう、平成22年度知立連続立体交差事業、都市側負担分、名鉄側負担分、この内容について説明してください。

○都市開発課長

平成22年度知立連続立体交差事業、1としまして、都市側負担分でございます。区分としましては、愛知県が施工するもの、それから市の受託事業としまして、市道改良が池端1号とその他、今の問題になっておりました新富11号でございます。

次に、駅周辺土地区画整理事業、また、上下水道事業、公園改修事業、これが市の受託事業でございます。一番下に名鉄の受託事業というものがございます。これが都市側負担でもって行う事業でございます。2のところは鉄道側負担とございますが、これは、鉄道側が連立の工事に対して負担をするものということで、今年度初めてこのような状況が発生したものでございます。

次に、施工内容ですが、愛知県が施工しますものは、調査設計、用地補償、これは仮線の借地でございます。工事につきましては、仮側道、仮歩道橋、これは155線の歩道橋でございます。それに伴う事務費ということでございます。市の事業につきましては、市道につけかえてございますので、それに伴う用地買収、物件移転補償。

区画整理事業は、仮側道に伴う物件調査を行う予定でございました。用地補償につきましても、それに伴う用地補償でございます。仮線が仮換地を使いますことで、従前地も使えない、仮換地も使えないという方が生じますので、その方に対しては使用収益停止補償というものをしております。工事につきましては、我々の事務所の北側で仮側道工事、仮駐輪場工事をする予定でございました。

上下水道事業につきましては、仮線で一緒になります道路につきましても、その地中に埋まっております物件の移設補償、あるいはそのための設計

でございます。

公園改修につきましても、堀切地区の仮側道ができたときには、堀切2号公園が支障となりますので、その配置がえをするための改修工事を予定しておりました。

名鉄の工事につきましては、御承知のとおり、仮駅舎に関連するバリアフリー化工事をしております。

予算ですが、当初の予算6億2,200万円というものでございました。そのうち12月でございますが、国からの経済対策の補正がございまして、10億円を要望したところ、その半額の5億円が割り当てられております。したがって、合計額が11億2,200万円、これが都市側が負担する連立工事に対する事業費でございます。これプラス、下の名鉄の負担金3億8,800万円ということで、合計いたしますと、今年度、1,500万円を執行したというところでございます。当初予算と3月補正の差でございますけれども、本会議でもお話ができましたとおり、市道の関係が全く執行できませんでした。1億4,200万円がゼロ円ということでございます。

区画整理事業に関連しましても、仮側道に着手できませんでしたので、この357万円というものは、使用収益の停止補償の金額でございます。上下水道のほうにつきましては、仮線に関係するところでこれだけの執行を見込んでおります。公園のほうも執行ができませんでした。

名鉄の受託事業ですが、当初約3億2,000万円の予定が、最終的には7億7,700万円の執行でございます。これプラス、名鉄の負担金分約11億5,000万円ほどが名鉄の事業として発注をされております。

以上でございます。

○高橋委員

平成22年度の内容を説明していただいたんです。私が本会議で前から言っているのは、鉄道側が、ここで初めて、負担額がペーパーとして出てきたわけです。鉄道負担が3億8,800万円、受託事業が7億7,700万円ですから、合わせて12億円



○都市整備部長

ペーパーとしてお出しするという部分については、やはりある程度確定的な内容が把握できました時点でお出ししたいと思っております。県も、名鉄も、中途半端な状態で情報を流したくないという思いもございますので、そういった部分、確定的にこういった形で進められるという部分については、できるだけわかりやすい資料、ペーパーでお出しするという心を心がけていきたいと思っております。

○高橋委員

中途半端もへったくれもないがね。仮駅舎で12億円でしょう。仮駅舎なんか、平成22年度は建ちゃへんがね。仮駅舎につながっていく、ホームにつながっていく跨線橋の工事はやっているけど、仮駅舎なんか、やっていないじゃないですか。中途半端なものとおっしゃるけど、中途半端も何もない。全く事実と実態を明らかにしていないじゃないですか。余りにもひど過ぎるんじゃない。

今、課長が言われたのはリップサービスで、出してはいかんものを彼はしゃべっておるという話だわね。そんなばかな審議がありますかね。仮駅舎で我慢せよと、そんなばかな話がありますかね。ちょっとお答えください。質問できへん。

○都市整備部長

総称して仮駅舎というようなざくっとした表現をしておりますが、仮駅舎自体の中身は、連立事業の仮線工事の期間中に使用する駅ということで、工程的に、ホームのつけかえだとか、今やっております跨線橋の設置だとか、それから南改札口だとか、すべて総称して仮駅舎というような形で呼んでおりますので、その中で、じゃ、どういう段階なのかということ、おっしゃるとおり、跨線橋の工事なのか、何の工事なのかということはお示しをしていきたいと思っておりますが、現在の時点ではこういったざくっとした表現になっておまして申しわけございませんが、今後につきましては、仮駅舎の中のどの部分の工事をやっていくんだということは、できる範囲の中でお示しをしていきたいと思っております。

○高橋委員

仮駅舎というのはいつまで工事をやるんですか。いつまでかかるの、工程的には。

○都市開発課長

聞いておりますところだと、南口の改札は平成24年に供用開始ができると聞いております。

○高橋委員

平成25年に本体工事の6番線を打つわけだから、それまでには仮駅舎はできておらないかんわね、南側に。そうすると、平成24年度予算も、この1行で仮駅舎で通用するということだがね、平成24年度も。これから仮駅舎に幾ら工事費がかかるかわからない、さっぱり。全体に615億円かかるというだけのことはわかるけどね。

ここまでリアルに現実が我々の手のひらに乗らない。乗らないというより見えないんだわ。乗るまでもない、見えないんだわね、この予算でどこまで執行できるのか。この予算で仮ホームができるのかできないのか。できないですよ。平成22年はできないけども、平成23年は仮ホームができるのか、仮ホームにエレベーターが立つのか、平成23年度で。仮駅舎までは行かない。平成23年度でどこまで行くのかということも見えてこないじゃないですか。衝撃的な実態だと、こういう感じですね。

もう一つ、知立駅付近連続立体交差事業に関する年度施工契約書、これをちょっと説明してください。

○都市開発課長

この年度施工契約、これが平成22年度に、愛知県と名鉄の間で取り交わされる契約でございます。この契約書につきましては、先ほどの資料、平成22年度知立連続立体交差事業の都市側負担分のところを見ていただきますと、当初予算額6億2,200万円というものがございまして、これに対する契約でございます。12月の5億円の補正についてはまだこういった契約を結んでおりません。ですから、今後、変更の施工契約書を結んでいくということになります。

この契約書について御説明をさせていただきます。まず、中を見ていただきますと、施工する位置、箇所図がついておりまして、工種も書いてありますが、黒色で塗ってある部分、これは私も何が書いてあるのか把握しておりません。多分名鉄が施工する工種が書いてあるものと推測します。

次、開いていただきますと、平成22年度の事業の内容でございます。甲というところは愛知県でございます、愛知県が施工するところはこのように書かれております。金額についても書かれております。乙が名鉄でございます。本工事費の仮線工事費までは明示してございますけれども、細かい工種についてはごらんとおりでございます。合計金額につきましては、それを合算したものが出ております。これは名鉄の負担金も含んでおります。

次が、工程でございます。これは、愛知県が施工する工程でございます。主に用地補償の内容でございます。

次、開いていただきますと、乙施工の工程と資金計画書となっております。工程については全く隠されておまして、下の金額については、4月から2月の間で、一番下のところ、4,000万円、これが都市側が負担する額でして、上段の括弧内、1億9,520万円、これが鉄道側が施工する額です。こういったものが明示されております。

精算額、最終的には残りのものを精算し、合計としましては、名鉄が4億8,800万円の施工をし、そのうち1億円が都市側の負担であるということが明示されております。工期としましては3月31日まででございます。

次が、負担額と施工額の調書でございます。都市側が施工するもの、負担するもの、鉄道側が施工するもの、負担するものということで、今、御説明しました金額が書かれております。

その下が、それぞれの負担額を表にしたものでございます。鉄道側は3億8,800万円を負担し、施工額としましては、都市側の1億円を加えた4億8,800万円、これを施工するものでございます。ざっと説明をさせていただきました。

○高橋委員

1ページが契約書ですか。左の下のほうが黒く塗ってあって、2ページが裏側になるんですが、甲は愛知県知立建設事務所長ですが、乙というのは名前を隠さないかんのですか。乙は遠州鉄道ですか、近畿鉄道。嫌みを言っちゃ申しわけないけど、何で乙が隠れるの。

○都市開発課長

これは、名前を消したものではありません。会社の印影を消しているということでございます。印影が無断で使われてしまうということを懸念していることからだと思います。

○高橋委員

会社の公印ということ。何で消さないかん。これが無断で使われる。その結果、乙がどなたかわからない。乙がどちらさんかわからないようなものが出てきちゃ、これは印影を消したつもりか、昔の治安維持法下の共産党活動みたいなもの。あるいは言論統制だね。こんな黒マークばかり見せられて、本文の大意はわからないと。資料は出たけど中身はわからない。

よくありますがね。防衛庁で情報開示したら、真っ黒けのやつをもらったと。これはよく似ていますがね、話として。これが天下の公共事業で、知立市の屋台骨を揺さぶっておる大変重要な、しかも懸案の事業だと。こんな黒塗りで議会へ出してもらって、努力をされておることを否定しませんけども、こんなものを見せられて、手を挙げよというわけにはいかんでしょ。私は補正予算は反対だがね、申しわけないけど、これを見て。私は補正予算は反対です。よう手を挙げません、こんなので。

林市長、これは情報の透明化どころの騒ぎじゃないがね。透明化なんていうレベルじゃないですがね。契約の相手側まで消しちゃってある。こんなことでよろしいんですか。市長、本当に今の信じられないような津波のような話ですがね、本当の話。どうですか。こんなことでいいんですか。

○林市長

私も、これを見て、これが今のと申しますか、



鉄道事業者と都市側とのやりとりの実態がこれなのかなということを改めて愕然とした思いで見せていただきました。議会でも、本当に議員の皆様方に御指導いただいて、透明化ということで私もやらせていただいております。何分、名鉄と愛知県が契約関係にあるわけでありまして、知立市としても、その中に、今、精いっぱい努力をさせていただいております。まだまだ本当に不十分だなというふうに感じておりますけれども、先ほど、高橋議員も御理解いただきましたように、一生懸命やっております、その中で、何遍も申し上げますけれども、工事協定の中に、今までなかった透明化の条項を入れていただいて、そうした背景もあって一歩ずつ進んでいるということでもあります。真っ白と申しますか、本来の形で出すのが本当なんですけれども、少しずつ黒がなくなっていくような形で踏ん張って頑張っていきたいなと思っておりますので、またひとつ議員の皆様方にも御指導をよろしくお願いいたします。

○高橋委員

この直角は捨て印ということ。捨て印も見せない。あなたたちもこれと同じものしかもらっておらんわけ。あなたたちは、もうちょっと立派なやつをもらっておるか。これでよう黙っておるね、本当の話、あなた方も。私たちは本当に怒りを持つちゃうけど、あなたたちはよう黙って仕事を黙々とやっておるね。こんなもの、やれるかいとって言わないかんがね。あなたたちも一緒ですか。ちょっと感想を求メートルいわ、これをもらって。

○都市開発課長

私どもも全く同じものしか手に入れておりません。確かに不信感は持っております。

○高橋委員

困ったものだね。遠州鉄道は土木部門がないですよ、小さな鉄道会社ですからね。土木部門がないので、かつては静岡県、あるいは、最近、政令都市の浜松市が包み込むように、その部分も、ここでいうと、甲の発注になるんです。自治

体が発注して、だから、愛知県の技術力では、鉄道の高架工事の高架橋なんかは設計できないみたいなことをおっしゃっているけども、決してそれが主要な理由ではない。浜松市の職員は、遠州と相談されてでしょうけども、ちゃんと高架橋も全部市で設計をつくって発注してござる。設計管理もやってござる。その過程で遠州の意見を聞かれることはもちろんあるわけですけど。

それで、本会議で紹介したように、27%ですよ、遠州の業務内容は、河川のいろんな技術的な問題や、信号や電気、これはやっていただく。あとは、土木工事、建設工事は、仮駅舎なんかは、もちろん鉄道側じゃなくて都市側がやると。こうやって首尾よくやって、既に1期工事が終わって、三つの駅が上がったのかな。新たに三つの駅を上げるための工事をやってみえる。こういうことが堂々とやられて、しかも都市側部門は、全部法と条例、規則にのっとってやられますから、情報公開もきっちりやっぺらっぺら。

片や、たまたま土木部門を持っているだけに、名鉄に丸投げして。丸投げなら丸投げで結構ですよ。投げただけのものはちゃんと手綱を引いて、そしてわかるようにすればいいけども、これをもって丸投げと、こういうことになると、しかも、巨大な費用がかかるということで、何と申しますかね、こんなばかなことがあっていいのかと。

市長も、やっぺらっぺら、やれんがやと。私が申し上げたように、一遍負担をやメートルらどうだね、愛知県に対して。こんなことでは負担できませんと。2億5,000万円、平成23年度は、出しませんと、これでは、透明性確保の協定に違反しておるじゃないですかと言って渡り合ったらどうですか、それぐらいの決意で。そうしなかったら、これは改善できないですよ、知立だけじゃないですよとおっしゃっておるから。全国で連帯してこういうものを我々は出していますよと、これでもいいほうですよと、こういう話では、らちも明かないし、自治体の仕事も公開できない。市長、どうですか。それぐらいの腹を決めて一遍やっぺらっぺらどうですか。

○林市長

この鉄道高架事業については、やはり透明化ということとあわせて、一方では、事業費をもっとふやしてくれという要望も言っているわけでありまして。平成35年度に延びてしまったこの事業でありまして、これが延びれば延びるほど、また事業費がかさんでくるというのは予想されるということでありまして、一方では、事業費をもっともつとつけて、知立市を早期完成をお願いします。また、負担割合の見直しも言っている一方で、透明化しないと払わないですよということが、同時になかなか言えないな。

要するに、やはり透明化は透明化でしっかりと行っていくわけでありまして、透明化しないからといって、やメートルと言うと、果たしてこの事業費の平成35年度の完成が果たせるかどうかとなると、私の中でまだ整理がついておらないわけでありまして、そうしたもどかしい中で、しかしながら、透明化についてはしっかりと物を言っていくという姿勢は今後も変えずに対応していきたいなと思っております。

○高橋委員

透明化という問題は、それ自体が重要な問題ですよ。他のものと抱き合わせてパートナーできるような性格のものではない。透明化、情報公開、そのもの自身が重要な課題ですよ。だけど、これが担保されないと。確かに協定には2文字が入ったかもしれないけど、担保されない。609億円の工事協定を、いろいろ言うけども、このまま認めていいのかと。

愛知県だって、工期の短縮は要求されている。そう発言されている。知立市だって、そのことを願っている。鉄道側だって、そのことを願ってみるんですよ。だから、我々は工期を延伸させることが目標ではないが、このままでは工費の支弁を行うだけの根拠に欠けると。これでは工費の支弁ができないのではないかと。そこが原点じゃないですか。それでんでくれなきゃ、結果的に工期がおくれてもしょうがないですよ、本当の話。そういうものですよ。

大事なプロセスをいいかげんにして、結論が平成35年までにできればいい、それより前にできればいいという問題ではない。その過程に起きている事象の一つ一つにメスを入れて掘り下げていかなければならない。公金を使う限り、掘り下げなければいけない、一つ一つのテーマと課題について。これは明らかにしなかったら、何かと取引して全体でチャラにしようという性格のものではないです。

それを一生懸命やってもできなければ、残念ながら、工費を支弁するに該当するものではないということで、工費の分担を拒絶しなきゃしょうがないじゃないですか、本当の話が。私はそういう性格だと思いますよ。地方自治体をなめちやいかんですよという話ですがね。住民をなめちやいけませんと、納税者を何だと思っておるんだという話だがね。机をたたいて、負担金を出せませんと、こんないいかげんな話ではという性格のものじゃないですか。それを、全体の工期とリンクさせて論ずるから話がくちやくちやになっちゃうんですよ。そういうふうに思います。もう一回市長の考え方。私はそう思いますが、どうですか。それぐらいの決意でやってほしい。

○林市長

この真っ黒いものを見た思いは、まさしく高橋委員と同じ思いで怒りを感じる思いであります。まして、私も、高橋委員と同様、行政情報の公開は、透明化というのはしっかりやらなければいけないという姿勢で行政に取り組んでおります。そうしたこともありまして、これについてはしっかりと怒りを込めてお願いをしていくということはやっていかなければいけないというふうに思っております。

そういう思いを込めながら、さまざまな課題もこの鉄道高架事業にあるわけでございます。そうした透明化をまずしっかりと進めていただく。あわせて事業費の確保、そして負担割合の見直し、そうしたことも重ねてやっていく。いろいろな可能性と申しますか、アプローチの方法を考えながらこれからも真剣に取り組んでいきたいというふ

うに思っております。

○高橋委員

どうも腹が据わっておらんようで、全体のバランスを見てと、だから、場合によっては、こういうものが出てきても、甘んじて受けなきゃならんというふうに聞こえてなりません。私は、このことに怒りがあるなら、こういう支弁のために血税を投入することはできんと言って、歩み寄って、踏み込んで、相手側に、負担金の支払いも困難ですと言えばいいと思うんです。それが、現市長の限界といいますか、そういうものもあわせて私は感ずるわけです。とても納得できません。そういうことを改めて申し上げておきたいと思います。

それで、今回、補正予算は、鉄道、駅周区画整理、ともに減額になっています。そこで、私が伺いたいのは、駅周の区画整理について、75ページに減額の中身が書いてありますね。補償関係が3件、上から三つ並んで連僱していますね。2,900万円、500万円、2,200万円、合わせて7,000万円弱の補償費が減額になっていますが、12ページでは、1,167万円を繰越明許されている。繰り越す事業と減額にされる事業を少し説明してください。何を繰り越し、何を減額にされるのか。

○都市開発課長

まず、減額の内容からお話をさせていただきます。

まず、駅周辺土地区画整理事業物件移転補償金減額の2,950万円でございます。これは、当初予定しておりました物件から対象物件が変わった内容でございます。それと、補償する段階で精査をしますので、そのうちの一部の残金が出てきたという内容でございます。

次に、損失補償金、これは、先ほどもお話ししましたとおり、堀切2号公園の北で仮側道をつくる計画でございましたが、それに伴う使用収益の停止補償が、その工事ができなかったために補償も必要なくなってきたということで減額しております。

次の移転補償金、これにつきましても仮側道に関連するものでございまして、道路に入っており

ます電柱の中電ですとかNTTの移設補償金が執行できなかったものでございます。

次に、繰り越しの内容でございます。3段目に、都市計画費のうち、知立駅周辺土地区画整理事業1,167万円というものでございます。実は、2件を繰り越す予定でこの明許費を計上させていただきましたが、このうちの1件につきましては契約ができませんでした。したがって、契約できたものについては、この1,167万円のうちの約400万円、これが実際に繰り越し内容でございます。

これにつきましては、契約させていただきましたものの、補償内容が引き家で補償をしております、その引き家に対する本人の建築のやり方、引き家するのか、新築するのかということで非常に時間がかかっておりまして、そのために実際の除却ができなかったというところでございます。

以上でございます。

○高橋委員

補償というのは、なかなか我々もこの予算書を見ただけでは補償対象もはっきりわからないわけだし、補償金の算定もさらにわからないわけですので、補償の減額、あるいは補償の増額ということになると、そういうことかなと思って眺めておるといふ範囲なんです。それでも、繰り越し部分については何とか予算をキープして、年度を越して成就させたいと、そういう思いで繰り越しをかけるわけですね。

今の説明ですと、1,100万円のうち400万円は繰り越して執行できるけども、既に話はずいたので年度内にできそうかということかな、あえて繰り越さなくても。しかし、もう一つは、繰り越しをかけても困難と。これが700万円ぐらいですか、全体の事業費でいうと。700万円から800万円ぐらいは繰り越しをかけても困難ということで、やがて処理されると、こういう理解でいいですか。

○都市開発課長

400万円については契約をさせていただきましたが、除却ができない状態です。残りの約800万円につきましては、契約もできなかったということで、当時できるつもりで、この繰り越しの枠を

とらせていただきましたが、実際はここまでの繰り越しではなくて、当初の400万円のみ繰越額になるというところでございます。

○高橋委員

400万円だけ繰り越すと。残りは繰り越しも困難と。先ほどいただいた市側の受託事業の中に、使用収益停止補償等と、これが3月補正で357万円。今おっしゃった、真ん中の500万円の中にこの減額が入っているということをおっしゃったんですか。ということをおっしゃったんですね。これは、仮換地で本来なら使用収益を享受できるところが、市側の都合によって仮換地の使用収益を奪うと。その収益分を補償すると、こういう意味合いなんです。これが出たり入ったりしているんですよ。この場所と理由、堀切公園の近くだとおっしゃるけど。

○都市開発課長

仮換地では、現在ある鉄道の上に換地を受けた方もいらっしゃいます。その方は、仮換地は全く使えないわけで、従前地を使うわけですけども、その従前地も、例えばそこに移ってくる方が建築をしようとするすと、持っている方は両方使えなくなってしまう。両方使えなくなってしまった方には、使用収益の停止補償ということで補償金を差し上げて土地を使わせていただいているという状況が、事務所のすぐ東側で2件新築物件がございますが、そこで発生しております。これについては執行しております。新しく仮側道をつくるのに、同じように使用収益停止というのが発生しますが、これは工事が進まなかったがために執行できなかったということでございます。

○高橋委員

従前地がまだ活用できると、仮側道ができなかった分はという意味ですね。

それで、33ページに、都市計画整備基金の繰入金金の1,176万1,000円の減額がございます。今言ったような事情で減額補正のものを受けるんですが、最大のものは公有財産購入費の減額ということですね。これは91ページに載っておりますが、連立の基金で買収しようと思ったものをやメートルと

いう9,686万3,000円。いつも毎年出てくるので、その範囲のものだと思うんですが、この内容を御説明いただくのとあわせて、残りの財源は2,075万円さらに減と、こうなっていますね。これほどこの事業費に充当しようというものなんですか。

○都市開発課長

91ページにつきましては、土地購入費ということで、連立の交渉の中で代替地を要求された際に、まず市がその代替地を買おうということで1億円の予算をつけております。これは繰入金を充当していくということでございます。今回、この1億円で155号の歩道橋の取り付け部分にある方ですけども、工事に伴いまして、乗り入れ口が使えなくなってしまうことから、本人の要望で乗り入れ口を変えてほしい、155号側じゃなくて、名古屋本線側に乗り入れ口をつくりたいという要望がございましたので、工事で迷惑がかかることから、基金の土地を売って、この方の土地を買ったということで、買ったものが、差し引き313万6,000円というものでございます。ということで、1億円からその額を差し引いた9,686万3,000円を減額するものでございます。

次に、ほかの繰入金の減額ですが、まず、連立事業の負担金に対するものです。これは、当初、愛知県の事務費も補助対象ということで負担金を払う予定でございましたけれども、この事務費が補助対象から外れたことによりまして、それに伴う市の負担金を減額するもの、これが75万円です。区画整理事業は、事業の進捗がはかばかしくなかったものですから、当初5,000万の繰り入れを予定しておりましたが、3,000万円の繰り入れということで、2,000万円を減額しております。合計2,750万円が連立と区画整理に対する繰入金というところでございます。

○高橋委員

今御説明のあったものは、72ページの財源構成にその中身が書いてあるんですね。これを見るとよくわかるんですが、その他財源繰入金というのは基金だよ。このうち2,075万円をさらに減額すると。75万円は負担金のうちの事務費だよ。

2,000万円があれやこれやで減額になったということですか。ここには2,000万円充当されるはずだったんだわ、当然基金で。ところが、どこの何を充当するかということまでは、要するに財源として担保したわけだから、これが、さっき言ったように三角補正なので、そのうち2,000万円を基金から繰り入れるのをやメートルと、こういうふうにしか読めないんですけども。あれやこれやに減額になったので、あれやこれやで2,000万円になったと、こういうことですか。

○都市開発課長

区画整理に対する繰入金は、一般財源の増高を抑えるために繰り入れるというのが目的でございます。区画整理事業が、事業費が当初見込んでいたものよりも伸びませんでした。すなわち一般財源がそれほど多く発生しなかったということから、基金もそれほど投入しなくても市財政を圧迫するような状態ではなかったということで、不必要といたしますか、余分な繰入金を減額するということでございます。

○高橋委員

それは区画整理のほうだね。連立ですか。連立にも区画整理にも切り込んでみえるがね、基金を。もちろん連立の基金は負担金になっていきますから、負担金は戻ってきていないから、事務費以外はそのまま歳出されているので、駅周辺のほうのあれやこれやに使おうと財源構成したけども、あれやこれやが減額になったので、結果的に2,000万円の基金の繰入額を減らしたと、こういう理解でいいですねということをしゅき聞いたんですが。そういうことですよ。

○都市開発課長

申しわけございませんでした。具体的に何に使ったということじゃなくて、おっしゃるとおりでございます。連立のほうは、先ほど申しましたとおり、県の事務費が補助対象から外れたことにより、市の負担金を減額したというところでございます。

○高橋委員

31ページの財産収入、土地売り払い収入9,598

万9,000円、この内容は建設委員会の所管でよかったですね。内容がわかったら教えてください。

○都市開発課長

代替地を売ったお金をここに見込むということで、当初予算では1億円を見込んでおりましたが、これは代替地を新たに買ったものをここに積むということですので、新たに買った代替地を売って収入があったかといいますと、それがありませんでしたので、連立関連では、9,598万9,000円のうち、都市開発課としては1億円を減額しております。ですから、ほかにまだ何か要因があってこの数字になっていると思います。

○高橋委員

新たに買ったのを売るとは限らんでしょう。新たに買ったのを売るという当初予算だったという意味ですか。

○都市開発課長

予算の中では、基金保有地を売ってお金と、その年に新たに買った代替地を売って収入を得るといふものと二本立てで予算をつくっております。基金の土地を売ったものについては12月補正で補正をしていただいておりますので、ここでの変更はありません。1億円で買った代替地を売ってお金については、そういった状態が発生しなかったことから、この1億円を丸々減額している。

○永田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時08分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

鉄道と駅周辺は、補正予算はその程度にとどめておきたいというぐあいに思います。

73ページに、公園改修工事費1,960万円の減というのがありますが、説明をお願いします。

○都市計画課長

この公園改修工事費1,960万円というところでよろしいでしょうか。これは、鉄道高架事業、県

の負担金を利用いたしまして、堀切2号公園の改修ということで、1,960万円を当初いただいたんですが、その延期ということで、減額の1,960万円ということになります。

○高橋委員

公園改修工事費並びに公園維持管理工事というのと二通りあるでしょう。これは、土木でいうと、道路維持費と道路改良費みたいなものかもしれませんが、これはどこで分けていらっしゃるんですかね。

○都市計画課長

ここでいう公園維持管理費、ここの部分が公園の整備、改修とあるわけですが、その事業費と、ここでいう公園維持管理費、これは専ら維持のほうに、物が壊れたとかそういった関係で、その辺の委託料だとかそういったところで分けております。

○高橋委員

維持と改修とは少し言葉のニュアンスも違うし、実態も違うと思うんですが、なかなか線も引きにくい面もあると思うんですね。私、こうやって年度末に減額補正されると、あれやこれややってほしいところがたくさんあるので、こういうふうには減額されることは非常につらい。つらい思いでいつも補正を眺めるんです。

例えば、桐山公園、先般管内視察もやりまして、立派な公園ができておりますが、あそこに子供たちの遊具、子供たちの遊ぶエリアがあるじゃないですか。機能分担があって、とても立派な公園で、山屋敷や関係者の皆さんは喜んでいらっしゃるんですが、しかし、公園の土壌そのもの、土壌といいますか、砂そのもの、公園の用地、公園敷地の砂そのものがとがったような碎石がたくさんあったり、あるいは、石を砕いたような石片があったりして、とても子供たちが危ないという声があります。もちろん、公園を芝生化しているわけじゃないので、そこで遊ぶ場合に、とがった碎石のようなものが敷地の中に敷いてあると。

これぐらいのものは直ちに撤去して、砂の入れかえ、砂というより、公園敷地の土の入れかえぐ

らいをやって、子供たちが遊ぶ遊具が置いてあるわけだから、そういう安全な公園にしてほしいというような声があるんですが、そういうことは話は聞いてみえませんか。知ってみえる。どうですか。

○都市計画課長

私も、桐山公園のほうへ出向きまして、どうも遊具広場のほうに、特に木のあるところだとかそういういったところに、碎石を見かけました。そのときは工事の完了検査の前だった。それ以降も見るようにしまして、非常に私も気にしたものですから、まずは請負業者の責任において碎石を拾わせました。

取り切れない部分もあるものですから、その辺は、この維持管理費の中にも、工事請負費15節というところがあるんですが、そのあたり、なかなか残はないというところもあったりして、現場をまた確認させていただきまして、その辺はまた適切に対応はさせていただきたいと思います。

○高橋委員

そんなに金のかかる話じゃないわけだわねと思います。あなた、専門家から見ると、どのように見えるのか知らんけども。そういう現状があつて、なかなか思うに任せないと、実態は。なかなか改良されない、改善されないという流れがあつて、この補正予算を見ると、今、議論している補正予算を見ると、公園管理の改修工事の15節じゃないよと。言われてみると、確かにそのとおりなんでしょうけども、そこは柔軟に、年度末ぎりぎりではいかんけども、こういう減額補正をやるのなら、少しそういうところへ手を打つと、年度末に、ということとは可能じゃないですか。じゃ、早くやってくださいよ。陳情しておるつもりはないけども、こういう予算を見ると、私はすっと思うんだがね、もうちょっとやれんかなと思って。

○都市計画課長

補正予算書の中にある公園改修工事費ということでは、ちょっとさかのぼって申しわけないんですが、県の負担金なものですから、この中には使えないということでもあります。公園維持管理費

の中で、工事費等がございますが、すべて予定が決まっているというのもあるものですから、あとは柔軟にということで、公園パトロールの人員もございますので、また改めてそういったものを利用しながら改善に努めていきたいと思っております。

#### ○高橋委員

公園管理工事は県の補助金がついておるので単純じゃないよと、こういう話は、これはそれで理解します。しかし、002番、公園維持管理費、ここにも工事費はないよとおっしゃるかもしれませんが、ずっと幾つか公園台帳の委託料の減額、これは13節なんだということであれば、そのとおりでだけでも、ここは最終年度の使い方だものですから、ここを使えば対応できる話じゃないですか。私はそういうことを言っておるんです。

無理っこやっこ、課をまたいだりとかそういうことじゃなくて、こういう補正を見ると、私は、桐山公園のこのことを想起して、もうちょっと対応できるんじゃないのかということ想起したのでちょっと聞いておるんです、一般論と合わせながら。どうですか。やってほしいんですが。

#### ○都市計画課長

十分に高橋委員のおっしゃることはわかりますので、もう少し、今年度ということでも、時間があるものですから、その辺のことを持ち帰って研究したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○高橋委員

補正で減額して、なお減額が出る場合もあるんですよ、当然。補正予算を組んだ時期というのは一定の時期ですから、ここからまた年度末へぐっと入ってくると、そこでさらにまたお金が出る。そういう場合は、最終決算で不用額で落としていく。そういうこともよくにらんでということだと理解をいたしますので、今、課長のおっしゃったことは、ぜひ、まだ15日ありますので、ひとつ対応していただきたい。

#### ○都市計画課長

持ち帰って内部でも検討しまして、その辺のやりくりをしながら、対応できるものは対応したいと、このように思いますので、よろしくお願

います。

#### ○高橋委員

わかりました。ぜひお願いをしておきたいと思っております。

それから、耐震補強、11日にも大地震がありましたよね。地獄を見るような思いでテレビを見、本当に日々刻々事態が変わっていくのを見て、怖いな、恐ろしいなという思いをしながらテレビを見ているわけですが、そういう意味でいうと、75ページの我が市の住宅の耐震は非常に重要問題だというふうには思います。

今回、最終補正であります、かなりの減額になっていると。民間非木造住宅耐震改修補助金2,400万円を初め、なっているわけですが、この最終補正、どんなふうに思われますか。

#### ○建築課長

耐震改修のほうは、私も、ことしかわってきて1年目でございますが、当初見たときには、耐震診断のほうは結構進んでいるかなという印象を受けたんですけど、改修のほうは、その割に進んでいないなという印象でございます。

今回の変更は、一番大きな2,481万4,000円についての変更は、一番大きいのは、民間木造住宅耐震改修補助金ということで、当初、件数的には25件上げていたわけですけど、そこまでは行かないということで15件分をカットさせていただきました。それで、1,125万円がまず減額と。それで、簡易型のほうについても、当初5件予定をしておりましたが、これもちょっとできないということで2件カットしております。予備を残してカットということでございまして、予備的には3件残っております。

それから、非木造戸建て住宅というのがありますが、こちらのほうは、回覧とか広報、ダイレクトメール等でやりましたけど、応募がないということで、これは全額カット。それから、非木造共同住宅、アパート関係でございますが、こちらのほうも応募がないということで、今回は1,146万6,000円ということで、4項目について、合計しますと2,481万4,000円のカットということでござ

います。

御承知のように、緊急支援のほう为国から来ていまして、通常の知立市の基本の85万円にプラス30万円という格好で国からも来ていますので、これには積極的に参加するということで、今回、また議案、最後のほうに出てくると思いますけど、計上させていただいております。

まず、この予算では補正で540万円、これが18件分でございます。これは当初予算のほうにも、ちょっと関連で当初予算の話をしちゃいますけど、18件分が入っておりますので、繰り越し分がその上に乗るという格好になります。それから、追加のほうの17件分につきましては、これは当初のほうの予算の中で、流用ないし、あるいは補正をまたお願いしていくことになるかと思っております。

説明は以上でございます。

○高橋委員

国の追加補正で30万円の追加分18件は、3月エンド中に申請をしていただいて4月からやるというやつだったね。それがまた追加補正でもうちょっと来たということで、この540万円については繰越明許、当然です。来年度4月以降に執行せよだから、3月中に申し込みなさいと。18件の枠、補正予算でまた新しく枠をつくるんですが、現在どこら辺までいっておるんですか、申し込みは。

○建築課長

きょう、確認しましたところ、朝、1件またありましたので、現在のところ、35件ということでございます。まだまだ28日まで受け付けですので、多少まだ、こういう地震のほうも起きておりますので、それに影響して申し込みがあるのかなということを思っております。

○高橋委員

これは追加補正で510万円。そうすると、540万円と510万円、合計の部分が4月以降にやると。だから、何件分なんですか。今、35件。まだ相当あるね。どうですか。

○建築課長

今回の540万円のほうは18件分、それから追加のほうの510万円分のほうは17件分、合わせて

35件分ということです。これが3月28日までに申し込みがされた分ですので、その分を翌年度に繰越明許で送るということです。

さらに、きょうが35件分ですので、3月28日まではまだ期間がありますので、応募があれば、その分は当初予算のほうで、また何か補助金をもらう段取りをしまして進めていこうというのを思っております。

○高橋委員

それはプラス30万円という話でしょう。プラス30万円は当初予算にも組んであるわけですか。

○建築課長

予想外の申し込みでありまして、35件以上については予算措置ができておりません。したがって、その分については、当初予算の中で流用、または次のときに補正をさせていただくというふうに考えております。

○高橋委員

本体補助金を先に30万円上乗せしたもので払っていっちゃうということね。35件だったんでしょ、けさ。35件だということは、30万円の上乗せ分はこれで終わりですがね。まだ、しかし28日までに申請時期があるので、その間に申請されたものについては4月1日以降にもちろん工事せないかんもので、その予算がないので、現計予算の中で30万円を上乗せした補助金にしていくという意味のことをおっしゃっておるわけですか、当初予算の審議で申しわけないけど。そういうことをおっしゃっておるんだね。

○建築課長

35件分から出た分については、当初予算のほうで流用ないし、補正の中で対応させていただくということでございます。

○高橋委員

これは、4月以降の対応としては、きょう、初めてお聞かせいただく内容だということで、3月28日までに申請のあったものについては、国庫補助の緊急対応と同等の対応で4月以降の一般財源で引っ張っていくと、対応していくという答弁だったというふうに理解をいたします。



それで、これは当初予算でやったほうがいいんですけど、こういうふうには25件予定しておいて15件減額したというわけでしょう、木造の耐震補強の補助金を、30万円じゃない本体の話。そうすると、実績としては10件だけだったということですか。ちょっと厳しくて暗いですね。

今度の大地震は津波だもので、なかなか耐震補強というふうにはならないかもしれない、津波だもので。もちろん説明は十分これからされていくだろうと思いますが。そういう点では、大事な教訓にせないかんとと思いますが。この平成22年度の10件というのは、どういうふう感想としてお持ちですか。

○建築課長

今年度が、簡易型を含めて10件ということで、昨年が24件ということでありましたけど、今年度もPR的には遜色なく行っていたわけですけど、前回の24件になかなか行かないということで、このところ、一息ついたのかなということをおもっていました。ところが、その30万円の話と、それからニュージーランドの話、その近くでは、また長野のほうにも地震がありましたね。そういうので、また30万円の話については、全戸の中で回覧をさせてもらったということで、このときは予想以上にまた申し込みがふえてきたということでございまして、今現在で35件ということですので、相当な申し込みになっているなという感想を持っております。

○高橋委員

さっき答弁がありましたように、30万円上乗せしたら35件と、本体が平成22年かかって10件と、こういう話でしょう。私は、耐震というものに対しては強い関心があると思うんですね、それぞれ。ところが、最近の雇用者報酬の減少とか年金の不安定な実態とかいうことがあって、やりたいと思うけど、二の足を踏んでみえる方も相当みえるんじゃないか。そこへ30万円上乗せと、こう来たら、そういうことならやろうじゃないかということで世論がまた上がってきておる。

したがって、やっぱりうまずたゆまず、しかも

タイムリーにPRするということが、この施策を前に進めていく上では非常に重要な課題だと、リンクしている課題だというふうに思うんですが、ちょっと御意見、答弁を求メートルと思います。

○建築課長

私も委員の言われるように、耐震改修のほうの進みが予定の中では大幅に進んでいないという認識は持っております。したがって、今回の国からの30万円という上乗せということがありますので、それをいい起爆剤として、何とか少しでも以前よりも耐震改修の率が進まないかなんかということは思っております。

○高橋委員

わかりました。

69ページの道路新設改良費の減額について御説明ください。

○土木課長

道路新設改良工事の1,080万円の減額と、それから、用地購入費1,886万7,000円、物件補償の230万円減額ということでございます。

まず、道路新設改良工事費でございます。これにつきましては、道路改良を、現在、知立団地入口の牛田町20号線ですけど、あそこの交差点改良工事を進めておるわけですけど、実際、電柱移転等がちょっとおくれていまして、若干工事もおくれているわけですけど、これにつきましては、補助事業で、なおかつ国の協議等を進めながら事業を始めてきておるわけですけど、国の協議が意外と時間がかかりまして、交差点内の中電柱兼用の信号柱ですけど、その部分の移設がちょっと年度内に困難になってきたということで、交差点内の改良工事が年度内にできない、そういった部分におきましてこの部分を減額させていただいて、当初予算において、また復活して、早期に発注して完成させていこうと、そういったものでございます。主にはそういった内容です。

それと、用地購入費、これにつきましては、物件移転補償費も同じですけど、牛田町西中線八ツ田町地内の、この交差点改良の用地購入費でございます。3件ほど見込んでおったわけですけど、い

ずれの方も代替地の要望が強くて、なかなか売り切りでは交渉に応じていただけない、そういったことから、2件分の用地購入費を今回減額させていただいて、今後、用地交渉等、合意に至れば、その時点で補正等も考えさせていただきたいなと思いますけど、現時点では、そういった用地補償の困難ということで減額補正をお願いしております。

以上です。

○永田委員長

ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号について、挙手により採決します。

議案第19号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手多数です。したがって、議案第19号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号 平成22年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号について、挙手により採決します。

議案第21号は、原案のとおり可決することに賛

成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第21号 平成22年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号 平成22年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号について、挙手により採決します。

議案第25号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第25号 平成22年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号 平成23年度知立市一般会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○安江委員

一つだけお聞かせください。

予算書の189ページ、踏切改良負担金について、予算説明会に簡単な説明をいただきましたが、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。上重原13号線にある踏切のことと思われませんが、具体的にどういうことなのか、教えてください。お願いします。

○土木課長

踏切改良負担金でございます。これにつきまし

ては、ドミーから万福寺といえますか、そこまで抜ける道、上重原町13号線でございます。この踏切につきましては、上重原の農協のすぐ西北になります。上重原駅からすぐ1個東の踏切でございます。上重原町13号と知立中央通り線、この部分に、今、押しボタンの信号機がございます。この信号機が定周期でないために、死傷事故が起きておりますし、危険な交差点であるということから、定周期の交差点にしていこうという、そういった計画を持つ中で、知立中央通り線の交差点を改良するに当たっては、まず、踏切と交差点に近いものですから、踏切の改良をしないと、そういった車の渋滞が起きてしまって危険な信号交差点になる、そういったことから、前段として、上重原町13号線の改良工事を現在進めておりまして、農協の北側の取り付け部分はほぼ今完成に向けておるんですけど、これに引き続きまして、現在3.5メートルの踏切を全体幅で9.5メートルの幅員、車道部で7メートル、踏切部で2.5メートル、そういった形で踏切の改良をしていくという中で、この部分、名鉄に工事を依頼していきますので、この部分、知立市にかかわって名鉄にやっていただくということで、負担金計上で名鉄に工事を実施していただくという、そういうものでございます。

○安江委員

この工事を名鉄に依頼されるということで、連立のほうでも工事の内容が明らかにされていませんが、これについてはしっかり担保されていますでしょうか。明らかにされて、一つ一つの工事の内容について、いかがでしょうか。

○土木課長

これにつきましては、この負担金はアッパーでとらえておるつもりでおりまして、まだ概略が幾らぐらいだという話で、詳細はいただいておりませんが、今後協議をしていく中で、見積もりをいただいて、それで負担金を契約していきたいというふうに考えております。

以上です。

○永田委員長

ほかに質疑はありますか。

○久田委員

じゃ、2点ばかりお願いいたします。

知立市予算書及び予算説明書の189ページで、15節の工事請負費1億1,500万円が計上されておるわけですけど、これは恐らく区長たちがいろいろと申請したことにおいて、ここから道路維持費で出ていくと思うんですけど、平成22年も平成23年も1億1,500万円で計上されておると思うんですけど、区長が土木申請した認定率、平成22年度、平成23年度、わかったら教えてください。

○土木課長

この土木申請につきまして、その認定率でございます。平成22年度につきましては139件申請がございまして、認定数が97件で69.8%になります。平成23年度につきましては若干多いんですけど、145件の申請数で101件の認定数です。認定率は69.7%になります。

○久田委員

そうすると、認定率は、平成22年度も平成23年度も69.8%とか69.7%なんですけど、もっと上げていこうとすると、ここの金額を、1億1,500万円を1億5,000万円にするとか、そういうことは考えたことがないですか。

○土木課長

これは、財政上、経常的経費ということで、1億1,500万円は枠としていただいております。そういった中で、不採択になった部分につきましても、請負差金とか予算調整の中で、できるだけ皆さんに対応していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○久田委員

認定率が69.8%とか69.7%ということがあるんですけど、区長の任期中に突発的なことが出てきたとき、そういうときはどのように対処していくということを考えてみえます。

○土木課長

突発的な予算は組んではございませんけど、先ほど言いましたように、枠でいただいている予算の中で、請負差金とか予算調整をした中で、緊急

度にもよるんですけど、追加要望された中身において、全市的なバランスの中で対応ができるものは対応していきたいと思います。また、緊急的に事故を誘発するような状況であれば、また最優先で行っていききたいと思いますし、今回、そういったものも踏まえて、修繕費では1,200万円から1,400万円、200万円追加していただいておりますので、そういったところで対応できるのかと。

以上です。

○永田委員長

ほかに質疑はありますか。

○池田滋彦委員

二つほど少し教えていただきたいと思いますが、まず、199ページの公園整備事業、この中で、公園整備工事費として3,777万円計上されておりますが、少しこの中身を教えてください。

○都市計画課長

都市公園整備工事費ということでございます。一つ目は、西出口公園という八橋の東部で区画整理事業の中でできる公園なんですけど、そのところで3,500万円、もう一つ、西ノ割公園、谷田なんですけど、そのフェンス、その工事として150万円ほど、上重原のほうで夕田公園というところがございます。ここのところで区長申請、先ほど述べた西ノ割公園も区長申請でございます。夕田公園、今から述べるものは区長申請で上がってきたものでございます。鉄棒が欲しいということで約35万円、薬師堂ふれあい広場というところがございまして、ここが照明が1基で19万円ほど。次に、富士塚ちびっ子広場、山屋敷にございます、そこで砂場、小型遊具というところで75万円ほどを合わせてこの金額になります。

以上でございます。

○池田滋彦委員

谷田の西ノ割の公園が事故が多いということで、道路側の入り口を閉鎖して、東側を車が通っていたのを通行どめされたということですが、あの道路側のフェンスですけども、高さはどのぐらいまで上げられるつもりですか。ちょっと教えてください。

○都市計画課長

この部分に関してなんですけど、人が越せないというところからすると、通常でいいますと、900から1,200、そのぐらいのフェンスを予定しております。

○池田滋彦委員

東側の新幹線側の道路を閉鎖された、あの意図とするというよりも、現状として原因は、どうしてあそこを閉鎖したのか教えていただきたい。フェンスをする道路側が通っちゃいかんということになって、東側で出入りするようになるために、あそこを危ないからということで車をとメートルのか、それとも、新幹線としての要請であそこをとメートルのか、ちょっとその中身が知りたいんですけども。

○都市計画課長

新幹線の通りの市道、その部分は、地元の区長のほうからの申請もございまして、そのところを、どうせやるのであれば、歩行者専用の道路というところで車どめを設置して、歩行者の専用道路とさせていただきます。

もう一つ、東刈谷方面、安城方面に行く道路に沿って、そこからは子供がよく飛び出すようなことがあるものですから、けがをされた方もおみえになるという情報を聞いておりますので、その部分は、他の市町にも事例として、そういった危険な、特に人をはねられた事例もございまして、そういったことでそちらの市道に関しては閉鎖するという形でフェンスを設置させていただきました。そういうことでございます。

○池田滋彦委員

質問した意図としては、東側を車をとめて車を通れなくしたということになりまして、それは大変いいことだと私も思います。ただ、あそこの公園側の側溝、前に町からも話があったと思いますが、ふたをしてほしいという話をしたときに、あそこをふたをすると、車をとめちゃうから余りよくないということでやメートルと思いますが、これで車が通れなくなったのなら、ぜひともあそこをふたをしていただきたいと思います。

というのは、あそこから出入りするのですしたら、子供は結果的に入り口から出るか、あその低い土手から出るかというのはあるんですけども、車が通れなくなったら、車をとめることはないと思うので、あそこはぜひとも今度は側溝のふたをしていただくというふうを考えていただきたいんですが、いかがですかね。

#### ○土木課長

今回、急遽、安城小及び地元のほうからの要請ということがありまして、新幹線と公園との間を自転車歩行者道にするということで、結構幅員もございまして、すぐに危険だという、そういった状況にはならないのかな。ただ、公園と道路との出入り部分につきましては、一定の幅を、ふたを載せて出入りしているということで、しかし、歩行者のみ通るということになれば、今後検討していきたいと思いますが、ただ、ふたがかぶる構造に現場がなっていないんじゃないのかということもありますので、置いて、すぐふたがかぶるかどうかという、その辺もありますので、一回状況を見ながら対応していきたいと思います。

#### ○池田滋彦委員

あその側溝、もう一つふたをしてほしい原因は、公園の落ち葉があそこにまともに入って、よく雨が降った後に詰まってしまう。掃除するのに大変な部分があるんですね。それも含めて、現場を確認して、ぜひとも一度検討していただきたいなと思います。

それはお願いしておきまして、この公園事業について、もう一つ、私はお聞きしたいことがありまして、実は、谷田には、西には三つも大きな公園がございまして、ただ、東に一つもありません。県道から東へ行くと、全く公園がない状態で、町のほうからも何とかしてほしいという話もあるんですが、私のお話ししたいのは、前にもちょっとお話ししたことがありますけど、谷田神明社のあそこにもともと公園がありまして、それが使わなくなったというよりも、遊具や何かがほとんど腐って全部撤去していただいたものですから、跡は残っていますが、そのままとしてなっています。

谷田神明社のあの膨大な土地でもともとあった公園のところのあそこ一角を整地していただければ公園として使えるんですけども、その考えというのはできないんですかね。ちょっと当局のほうの考えをお聞かせいただきたいと思います。

#### ○都市計画課長

前にもちょっとお聞きをいろいろしておりましたが、その神明社のところでは過去に公園があったというところがございますが、今、でき得るものは、借地公園という考えのもとにそういった形で1,000平方メートル以上だとかそういったことで、地元のほうの申請が上がってくれば、我々のほうとしてもそういった要綱等もございまして、一つ検討させていただきたいというのがありますし、あわせて、例えばそういったようなことがあれば、愛護会のことも考えながら、ひとつまた今後は進めていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

#### ○池田滋彦委員

端的に申し上げます。神社ですので、愛護会は神社に任せておけばいいことで、あとは町内がオーケーすれば、すぐにもかかれる状態で、あそこは整地するだけで、木はそのまま残せば、周りを少し区切るような形だけですぐ使えるような形で、条件としては大変いいかなと思います。ただ、田んぼ側は危険を伴うのでフェンスはやらないといかんかもしれませんが、下だけ設置すればすぐ公園として使えますので、私のほうからもやらせていただきますが、町内の許可が得られたら、ぜひともそういう考えを前向きに検討していただきたいと思いますので、ぜひとも考えていただきたいと思います。その点だけお願いして質問を閉じます。

#### ○都市計画課長

そういった形で、地元のほうから、あわせて我々どものほうに協議がございましたら、ぜひともお話のほうを聞かせていただきまして進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

#### ○池田滋彦委員

もう一点教えてください。

203ページのところに、エリアマネジメントの支援補助金が載っております。これはエリアはどこをいうのかちょっと教えていただきたいと思います。

○区画整理課長

エリアマネジメント支援事業でございますけども、これは、上重原特定土地区画整理事業の区域、現在、地区計画の網がかかっている区域内で、上重原地区まちづくり推進協議会がエリアマネジメント事業を行うために支援する補助金でございます。

エリアマネジメント事業と申しますのは、地域の住民や事業者などが道路や公園、川などの清掃活動や地域の安心・安全活動、緑化推進活動などを自主的に、継続的に行い、その地域における良好な住環境の維持向上に努め、その良好な町並みを次世代に残すために取り組む活動というふうに言えます。

この補助金の中身としましては、計画コーディネートをするための補助でありまして、組織立ち上げ段階等での組織や活動内容などの計画立案と、立ち上げ段階における活動支援、例えば説明会とか勉強会、意識啓発活動のための補助金でございます。

市で計上します予算額は100万円でございますけども、内訳としましては、市が50万円、国の補助が50万円、これ以外に、あと、地元のほうが50万円用意いたしますので、合計で150万円というのが今のところ総事業費ということになっております。

以上です。

○池田滋彦委員

上重原で、区画整理の中で、維持管理、それから何か今後やることについて、市が50万円の国が50万円。これを計画して、今後進めていくということですが、進める具体的な中身がちよっとわかりかねますが、もう少し詳しく教えてください。

○区画整理課長

今、市民協働課のほうが考えております活動内

容としましては、公園や調整池、それから長篠川の清掃活動、地域の安心・安全活動ということで、声かけ運動とか防犯パトロール、それから緑化推進活動、地区計画の点検ということを今のところ考えておるそうです。

○池田滋彦委員

この事業について、マネジメントですから、これから進めていくと思いますけども、具体的には何年間かかって何をやるというような目標はございますか。

○区画整理課長

今回の計画コーディネートの補助金でそういった中身というのがある程度詰められるというふうに聞いております。

○池田滋彦委員

じゃ、これからということですね。今後、この事業に対して補助金というのは毎年100万円ぐらいずつを予定するんですか、それとも、その中身によって金額は変わってくるんですか。

○区画整理課長

おっしゃるとおりです。とりあえず、今回は地元のほうからこういった計画コーディネートということでお話がありましたので、今回この金額ということですが、そのほか、活動内容によっても、うちとして見ていけるかどうかということもやっぱり検討する必要があると思っておりますので、今、今後幾らというふうには決めてはおりません。

○池田滋彦委員

最後にもう一つ、このエリアマネジメント、たまたま上重原は区画整理の中で行われるということですが、他地区でも、今後、そういう活動というか、エリアを広げていく、そういう考えというのはございますか。

○区画整理課長

今のところは、ほかの地区に広げるという考えはございません。これは、地区の方々がやっていきたい、推進していきたいという思いが必要でございますので、行政からというわけにはなかなかいかないものですから。

それと、今回、うちのほうがやっていくというのは、要は、土地区画整理事業が終わりましたものですから、そのもとの役員の方からお話がありましたので、ちょっと検討しながら、事業としては、そんなに内容的には、地元の方たちがやっていきたいというのなら応援したいというのを考えております。

○永田委員長

ほかに質疑はありますか。

○高橋委員

それでは、当初予算、幾つか聞かせていただきたいと思っておりますが、予算書の頭のほうからずっと順番に来るわけですけども、放置自動車保管場所整備という予算があるんですね、183ページ。すぐその下に、照明灯設置工事、これはそういう保管場所に照明をつけられるのかなんていうことを考えたりするんですが、この予算の内容を御説明ください。

○土木課長

放置自動車の保管場所でございます。以前は、不燃物処理場、それから旧と畜場ということで、流れ流れて、現在の山町の普通財産の土地を所管がえいたしまして放置自動車置き場ということにしております。急に変わったものですから、去年、予算が足りなくて、本当は全体を囲いたかったんですけど、半分しか、現在、囲われていないものですから、その部分について、残りの部分を囲うために今回予算計上させていただきました。

それと、照明灯整備工事につきましては、地下道がまたすぐあるわけなんですけど、その中で、草刈地下道、これが20年ぐらい経過しているんですかね、器具そのものも大分老朽化してきておりますので、ふただとか器具そのものが結構傷んでおりますので、草刈公園の地下道の蛍光灯を取りかえる工事費ということです。

以上です。

○高橋委員

前段の放置自動車は、今のところをもっとスペースを広げてきちっと整備すると、こういうことですか。昨今の放置自動車については条例を公布

して対応するようになったんですが、放置自動車の状況については、昨今の実態について、どういふふうには推察されているのか、あわせてお答えください。

○土木課長

放置自動車置き場の場所を広げるというわけじゃなくて、現在ある放置自動車置き場が目隠しフェンスが前年度半分しかできなかったということで、あと残りの半分を、今回平成23年度で施工していきたい、そういった中身でございます。

それから、放置自動車そのものについては、結構ずっと何台か数量があったんですけど、傾向としては、最近はやや少なくなってきておるのかなという状況です。

○高橋委員

やや少なくなってきていると。これも私の実感で、そういう中で、施設を広げると、保管場所。今でもそれを使っておるけども、フェンスなどをして、隣地との関係で対応しようということですか。スペース的にはイコールですよ、今と。ちょっとその辺。

○土木課長

そのとおりで、スペース的には前年度と変わっておりません。ですから、現在のスペースを、目隠しフェンスということで、以前、と畜場ですとかに不燃物を置いていたとき、それから、東知立の跡地に置いていたときは、いたずらが結構ありましたので、ここに放置自動車があるなということがわかってしまうと、ナンバーがとられたり、いたずらをされたりということがあるものですから、そういったことを防ぐ意味合いで、車の中にあるということがわからないようにするために、前年度、半分しかできなかったものについて、今回、面積は変えないんですけど、囲いの密封するという、そういった工事でございます。

○高橋委員

予算書、そのページの008番、自転車駐輪場整備工事費194万5,000円、この内容を教えてください。

○土木課長

自転車駐輪場整備工事費ということにタイトルはなっておりますけど、今まで、こういったタイトルの中で自転車駐輪場整備工事、これは放置自転車の対策ということで、今回は、禁止区域内の路面標示を43カ所全部であるわけですけど、そのうちの15カ所、それから、無料駐輪場の防犯灯、そういうものの整備をしていこうかということで今回上げさせていただいております。

○高橋委員

新しく駐輪場をつくるわけではないと。駅周辺は放置自転車禁止区域なので、標示がはげちゃっている。その標示を打ち直すということですか、14カ所。もう一つは、駅の栄地区ですか、有料駐輪場に防犯灯をつけるわけ。そういう仕事を自転車駐輪場整備工事というんですか。ちょっと言葉としては、駐輪場をつくらせるかしらんと考えた、この予算でいくと。お答えください。

○土木課長

おっしゃるとおり、禁止区域の標示が消えかかっているものの書きかえ、それから、あと、無料駐輪場の防犯灯を設置していこうという、そういった中身で、そういった中身でいえば、防犯灯は駐輪場整備工事になるかと思いますが、標示に関しては、ちょっと駐輪場整備とは言えないかもしれませんが、そういった大項目の中でいるんな工事を今までやってきたという中身から、こういったタイトルになっております。今後は、ちょっとタイトルを考えていきたいと思います。

○高橋委員

駅前有料駐車場に駐車場整備工事、これは多目的トイレが隠れておるといことですね。ちょっと中身を教えてください。

○土木課長

駐車場整備工事ということで、予算の概要は53ページにもございます。市営駐車場多目的トイレ設置工事でございます。

○高橋委員

これは、以前、私が、駅前の現在のトイレは障害者対応ですかとってここで聞きしたことがあったんですが、いやそうではないと。というの

なら、早くつくりなさいということで早速予算化していただきました。対応については感謝したいと思いますが、これはいつごろ完成するのでしょうか。場所は、現在の事前精算機の位置にトイレをつくるということなのか、精算機はそのままにして、あの隣接にトイレをつくるということなのか、場所と時期。

○土木課長

場所でございます。場所につきましては、事前精算機の位置に設置していこうということで、事前精算機を若干西へずらすというような形、今の非常口という扉があるんですけど、その位置に事前精算機を動かして、事前精算機のあった位置にトイレを設置して、南からのトイレの進入口がありますけど、その突き当たりにはできるという形を考えております。

時期ですけど、これにつきまして、指定管理者と、昼間はなかなか迷惑がかかるというようなこともありますし、時間帯もどうしようかなと、夜間につくらないかんのかなと、通路の部分、その部分もありますし、時期的にいつぐらいにできるのかなというのがちょっとまだ明確には言えないですけど、年度内には間違いなんですけど、できるだけ年内ぐらいまでにはつくれたらというふうには思っております。

○永田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時12分

---

再開 午後3時21分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

年内にはと。年度内にはやらないかんわな、予算だもので。ちょっと工事があそこで滞るような思いがあるけども、しかし、そんなに難しく、せせこましい場所じゃないので、南側にトイレの横にちょっとオープンスペースがあるし、フジ棚があるし、もちろん指定管理者と協議することはやぶさかじゃないけども。他の駐車車両との関係で、



工事の支障が他の駐車場に行かんように、それは配慮せなあかんけども、どうですか、なるべく早くひとつ対応していただきたい。

○土木課長

先ほど言いましたように、いろんな配線設備、特に事前精算機を動かすとなると、ほかの機器がどうなっちゃうのかなと、その辺もありますけど、一回その辺精査しまして、できるだけ早くできるように頑張りたいと思います。

○高橋委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

平成23年度で猿渡川の改修ということを私は耳にするんですが、どういう改修をされるのか、御紹介くださいますか。

○土木課長

猿渡川の改修につきましては、現在、県において下流のほうから浚渫工事を進めてきておりまして、平成23年度ぐらいにJRぐらいまで来るのかなということで、平成24年度には、現在の予算がほぼ同程度についてくるのであればできるのかな。八ツ田橋まで浚渫をお願いしておるわけですけど、そこまでできるのかな。平成23年度につきましては、刈谷市からJRを越えるか越えんかの瀬戸際ぐらいだと思います。

以上です。

○高橋委員

23号と並行して走る新幹線のところを意味してみえるんですか、知立の西中、新林、重原の中間点というか、西中と新林の中間点を意味しているの、JRまで来るか来んかというのは、もう一つ下の在来線のことを言ってみえるの。

○土木課長

知立市と刈谷市の境近所にあるJRの東海道の在来線でございます。

○高橋委員

在来線まで平成23年度で工事がそこまで来るということですか。平成23年度で、それ以降、上流部に上がるというのか、平成23年度でJRまで来て、つまりもう一年先の平成24年度に知立区間に入ってくるということなのか、おっしゃったこと

は、それから、改修の内容をちょっとかいつまんで。

○土木課長

平成22年度におきまして、前に見に行きました三又橋の、あの近所の浚渫工事をやっておるわけですけど、平成23年度につきまして、上流をずっと上がってきて、予算の都合においてはJRを越えるかもしれないと。ちょっとまだわかりません。その後、平成24年、平成25年、平成26年ぐらいで、県道安城八ツ田知立線の八ツ田橋までの浚渫をやっていただけるということで、名称としては河床掘削ということをおっしゃっています。

河床掘削とは何かということは、以前、平成20年度、平成21年度で、西中から23号まで、高水敷掘削を行いました。これは以前の建設委員会に、現場巡視に行ったときに図面をお出ししておりますけど、平成20年度、平成21年度では高水敷掘削といたしまして、二段構えになっていまして、高いところの部分を掘削しております。その後、低い河床の部分をさらに1メートル程度掘削しようというのが河床掘削でございます。平成23年度からは、それを下流から順次進めてくるということで聞いております。

以上でございます。

○高橋委員

河床掘削、一番下の、要するに、河床だから、下の床ですから、河床部分を掘り込んで、川をさらに深くすると。そういう工事を平成23年度以降、JRから知立のほうへ、上流部へずっと上がってきて、平成24年度、平成25年度、平成26年度とやって、平成26年度にアピタの横の八ツ田橋まで来るよと、こういう御説明をされたんですか。そうすると3年ぐらいかかるわけ、JRから知立市をやるのに。

○土木課長

これもちょっとまだ明確ではないんですけど、予算のつきぐあいで進むであろうし、つかなければもう少しおくれるだろうしということで、とにかく河床掘削につきましては、知立市区間につきましては、西中から八ツ田橋まで河床掘削をする

という計画になっております。

以上です。

○高橋委員

195ページに、散歩道整備の仕事があって、これはささやかな話ですが、私も、あえて一般質問で散歩道の重要さを説かせていただきましたが、堤防道路を整備するというのが一つの手法で、下流から上流に、あるいは上流から下流に、あるいは左岸から右岸にと、橋を渡って、あしたは逆にというようなことで、散歩道としては、知立、少ない自然の中では河川の堤防というのが生きてくるのではないかと、こんな思いなんです、今おっしゃるような日程で猿渡川が改修されるということになると、八ツ田橋より下流部については、しばらく堤防道路の改修その他、手が出ないと、こういうふうに理解するでしょうか。

○都市計画課長

我々、散歩道のほうも、県のほうとも協議をしながら進めているわけでございます。そういったことで、河川の改修の工事があるということで、改修をする前に我々のほうが舗装工事をするといった場合に、車両ダンプだとかそういったものが通行するというので、壊してもいけない、そういうことから、しばらくの間、見合わせてほしいという御意見は聞いております。

○高橋委員

しばらくの間というのは、先ほど土木課長が説明してくださったような日程で上がってくるので、多少の違いはありますけど、上がってくるので、済んで上流に行く過程では、下流部の堤防そのものはダンプが入るようなことはないと思うけども、しかし、堤防の入り口というのはやたらにあるわけじゃないものだから、主要幹線、橋梁の横から堤防に入るので、そういうことになると、平成26年ぐらいまではしばらく手がつかないということの意味しているのかな。そういうふうに理解をされているということでしょうか、都市計画課長。

○都市計画課長

そういったことで、具体的な出入り、そういった場所は、今後、県のほうも詰めていくのではな

いかというふうに思っておりますので、しばらくの間は先行してやるのはやめてほしいということでございます。

○高橋委員

堤防天端を、例えば舗装するという行為をしようと思うと、市道認定が要るんですか。要らないんですか。

○都市計画課長

その辺は、占用の手続をすればやらせていただくという形でございます。

○高橋委員

以前は、市道認定をせよという時期があったやに私は理解しているんですが、最近は、そこは簡素化されたという理解で、結果的には、今、都市計画課長のおっしゃるような占用届でオーケーと、私の理解がちょっと古いと、市道認定なんていう行為はないですよということなのか、ちょっと念のために教えていただくとありがたいな。

○土木課長

平成6年ぐらいまでは、市道認定、もしくは市道として将来認定するという確約がない限り、占用は許されませんでした。最近になりまして、規制緩和とかそういったのがあるのかどうかちょっとわからないですけど、最近については、占用申請をすれば占用は許可できるというふうに、市道認定が条件にはなっていません、現在は。

○高橋委員

そうなりますと、ことしの150万円の散歩道工事はどこをやるんでしょうか。

○都市計画課長

そういったことで我々も先行して、でき得れば猿渡川の堤防をやりたいというふうで、箇所には入れさせていただきました。しかしながら、今言ったところで、県のほうもしばらく待つてほしいと。考え、いろんな方向性があるものですから、もしそのところでここをやめてほしいということになれば、ほかのほうに考えを回していくということになります。

○高橋委員

今、2人の課長のやりとりで明らかなように、

改修してくるということがはっきりしておれば、堤防道路をそう金をかけずに簡易にやったとしても、そこへダンプが乗るということになれば破壊しますので、二重投資のそしりを免れないと。だけでも、数少ない河川の堤防というところも大事にしたいなという思いなんです。

今後の散歩道の位置づけとこれからの実施のための具体的な計画というものについては、もう少し体系的なものをつくって、市民に示しながら、幸いボランティアで散歩みち協議会もあるものだから、その意見も聞きながら、そこの人たちと行き来しながら、市のイニシアチブで、もう少し目に見えて、なるほど進んでいるなど、なるほどそういうことかという、ぐいぐいと散歩道が広がっていくような行政スタイルにならんのかなというふうに思っているんですが、どうでしょうか。

#### ○都市計画課長

他の市町にはさまざまそうやって歩いていけるような散歩道だとか、かわるようなコースが非常に近年では見受けられるわけでございます。知立の場合は、手づくりでやるという形、もしくは、今、舗装がしてあるところを縦断的に利用しながら健康づくりにも役立っていただくというふうにございますので、今後も、散歩みち協議会のほうのメンバーの皆様、非常に活発に動いていただいております。

よそ様のように、整備をしていくということだけではないと、私たち、そしてまた協議会のメンバーも思っておりますので、少し時間はかかるかと思いますが、その辺のことを将来的にわたって計画をしながら、今後も整備を着々と進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○高橋委員

刈谷へ行きますと、洲原公園、洲原池は大体1周30分ぐらいだわ。右回り、左回り、とても快適。ベンチもありますトイレもある。もうちょっと奥へ行くと三好池、これは一回り大きくて、池を見ながら散策できると。知立を飛ばして下流部へ

行くと、刈谷のミササガパークというのがあるんですね。パークは立派なバラの公園ですが、バラの公園をつくれというわけじゃないが、ミササガパークから猿渡川を左岸堤、右岸堤、橋をクロスしながら上ってくるのも、なかなかいいなと、こういう私の実感なんですよね。

知立へ来ると、衣豊の側道と。向こうへ行くと、向こう側は舗装してあらへんと、こういうことになりまして、知立の流れに沿って整備せやいいけども、もう少し力を入れてもらえんかなと、散歩道について。

割目川もあるし、それから猿渡川もあるし、吹戸は刈谷との境界だものですから右岸堤しか使えないという恨みがあるけど、真ん中へ行けば、間瀬口から逢妻河川とあるので、もう少し、私。管理費が草を取るでしょう、130万円。それで整備費が150万円と。シャクトリムシじゃないが、どれだけ尺をとったら向こうまで着くのかという、こういう話で、もう少し力を入れてもらわんと。散歩道なんて、石碑は立っておるけど舗装はなしと。舗装というか歩きにくいと。別にびちびちの舗装をせんでもいいですよ。しかし、なるほど、草も刈ってあるしいいなという環境をつくらんとまずいなというぐあいに思うのでね。

朝でも昼でも夕でも、本当に散歩をしておる人が多いですよ。私のほうでいうと、それこそ遍照院があるでしょう。それから西中の荒新切遺跡も含メートル西部土地改良区、もうちょっと南のほうへ行くと南部土地改良区、ここはだっと舗装もされているし、篠目に向かってだ一つと永遠と田園風景が広がっていると。ここを御夫婦が仲よく会話しながらほほ笑ましい姿で歩いてみえる。幸せな知立かなと、こういう雰囲気が醸し出される。

私は、もう少しこれに力を入れんとまずいなと思っているんですよ、もう少しというか、目に見えて。150万円じゃ、ちょっとスズメの涙。一けた違わへんかしらと思っちゃう。1億1,500万円は維持管理費だけでも、1,000万円ぐらいの大台に乗せるぐらいの散歩道をつくりましょうよ。どでかいものを要求するつもりはないから、1,000

万円ぐらいの散歩道。そして、要所要所にトイレやあずまや、こういうものが要るんです、高齢者の皆さん方。ぜひ、そんなことでぐっと引き締めて頑張ってもらいたいと思うけども、どうですか。

○都市計画課長

非常によく委員のおっしゃることはわかります。散歩みち協議会の方たちも、中には、草が生えたままのほうがいいだとか、碎石のままのほうがいいだとか、そういったこともございまして、試行的にやっているのも事実でございます。

これから投資するということは非常に難しいんですが、先ほど申しました猿渡川で、今、浚渫関係の工事があるものですから、何でもかんでも河川を歩けるようにするという無鉄砲無計画なやり方はいけないと思います。ですから、わかりませんが、重点的な場所、ルートをちょっと研究してみても、そういったことも一案はあるのかなというふうにございます。その辺も、散歩みち協議会の皆様といろいろ研究をしながら今後も進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員

もちろん全部びかびかに舗装する必要はないので、芝生のような草が生えておってもいいけども、しかし管理もせんで自然に任せて草がぼうぼうという生え方の草ではまずいわけだね。

言われておるのは、マムシが出るよと。時々窓口で私もマムシが出るよとって、マムシにかこつけて草を刈ってもらうんですけど、そういうことが実態としてあるので、管理費が130万円ついていますが、ぜひ、1,000万円ぐらいの規模の散歩道づくりが、単年度、必要じゃないのだろうかとか、こんなふうには思っているんですが、副市長どうでしょうか、大きな考え方としては。

○清水副市長

市民の皆さん方の健康志向というんですか、そういった高める中で、この散歩道の整備も非常に必要なことだなというふうに私自身も感じております。

先ほど来、担当課長が申しておりますように、

知立市の場合は、散歩みち協議会ということで、市民の皆さんのいろんな御意見をいただく中で、行政と市民の皆さんとの共同作業というような色合いが非常に強い事業でもございます。そういったことでは、そういった皆さんのお気持ちを大切にして進めていきたいなというふうには思っております。

事業費が少し足りないんじゃないかという確かに御指摘でございます。この辺については、散歩みち協議会、あるいは担当課のほうと次年度に向けてしっかりした事業計画を立てていただいて、ぜひ、予算査定の場でしっかりした議論をしながら、その辺の予算づけについて研究して、検討してまいりたいと、このように考えております。

○高橋委員

街路事業について、関連でちょっと聞きたいんですが、街路は、今、八橋東部区画整理事業との関係で、八橋里線、駒場牛田線、こういう2路線が具体的に工事着工されているんですが、この間も都市計画審議会で出たんですが、駒場牛田線については、才兼池をかするんですが、あの池の保全管理など、散歩道そのものではないけども、もう少し手を入れたらどうだという声が都市計画審議会で担当の委員から出たんですが、その点は、197ページの街路事業費との関係も含めてお答えいただきたい。

○都市計画課長

先回、都市計画審議会のほうで出ました。才兼池の件でございますが、今すぐそこを整備するというぐあいにはいきませんが、今の地形、植栽、その辺のものを生かした利用ができればいいのかなというふうには今思っております。具体的な計画はまだ立っているわけではございませんが、今のものは保全はしていこうというふうには思っております。

駒場牛田線の整備工事でございますが、来年度、工事延長としては400メートルほどあるわけなんですけど、やる中身としては、そのうちの中には一部、419にタッチするところが豊田地になるものですから、その部分でおおむね4,000万円ほどの

工事費を、これは豊田のほうの負担金をいただくわけですが、あります。

我々、知立市のほうなんです、下部というか、路床のあたりがおおむねでき上がっております。平成23年度は、いろんな盛り土の部分の土工だとか、排水の関係、境界側のブロックの設置、あとは歩道部においては植栽関係のブロック、そして防護さくだとか、その辺の区画線工だとか標識、もろもろでございます。それが、合わせて1億3,387万6,000円という内訳でございます。

○高橋委員

これで駒場牛田線は419まで完了と、この予算をもってというふうに理解しますが、それでよろしいですか。

それから、才兼池は貴重は湖沼、池沼というのか、新林にも機織池というのがあるんだけど、はるかに立派な池で、何とか保全したらどうだと。全く手が入らない。

安城へ行きますと、大東町のあたりにかわいい池があつて、高齢者の皆さんが魚釣りをやっていると。ちょっと道路から入ったところですが、立派な公園になっておる、そんなところもありまして、手を入れればなかなかのものになるのではないかという思いがあるんだけど、なかなかそうっていないというところに、せつかくの自然の産物を生かし切れていないということを感じるんですね。

去年、あそこの新池緑地で、ビオトープというんですが、まねごとのようにあそこの池にいろんなものを植えた。ああいうことはやるんですが、もうちょっと大がかりに才兼に手を入れて、いい池だなというような内容にならんのかなという、そんな思いがあるんですが、あわせてお聞かせいただきたい。

そして、201ページに、緑の保全条例云々があるんですが、ここにあいち森と緑づくりの事業費ということで、緑の街並み推進事業補助金というものがあるんですが、これをちょっと説明してください。前段部分とあわせてお答えください。

○都市計画課長

先ほどから、才兼池のことに関して言われております。今すぐそこを整備するというわけではございませんが、知立市には数少ない池でございますので、その辺は今後も研究をさせていただきます。保全に努めていきたいというふうに考えます。

駒牛線、この予算で来年完了でございます。今年度、発注が少し遅くなっていました。そういった面で、1人の方の用地の関係で、なかなか受け入れて、交渉、立ち会いもできなかったものから、思うようにできなかったんですが、何とか協力をいただけるということで、契約もすべて用地関係、補償関係、100%契約することができました。ということで、来年1年で完了するわけですが、少しそういった面で不透明な部分もございます。ですから、ひょっとして平成23年度で補正をとるような形で、おくれた分だけ、その辺だけが必要なのかなというふうに思っております。

あいち森と緑づくり事業の緑の街並み推進事業補助金ということで、ここは300万円あります。これは、あいち森と緑づくり税というところの中の基金から間接補助という形で、例えば屋上緑化だとか壁面緑化だとか、駐車場緑化だとか、そういったところで緑をふやしたいという方のための制度でございます。これは、2分の1の補助がいただけます。

ここで、例えば300万円ということであれば、600万円の事業費が出てきた場合には、2分の1の間接補助ですから、一たん市が支払って県のほうから補助をいただくという形でございます。ですから、600万円の事業費があれば300万円、2分の1は個人の負担、残りの2分の1の300万円は県の基金のほうから補助が受けられるという制度でございます。

以上でよろしいでしょうか。

○高橋委員

緑の街並み推進事業というのはよくわからなかったんですが、予算は300万円ですね。それで、私が屋上なり、私のうちには屋上はあらへんけども、緑化しようと思うと幾らくれるというわけ。

補助内容、補助要綱というのはできておるんですか。これは個人の家庭を対象にされているんですか。もうちょっと補助内容、補助要綱。補助率が2分の1なんだけど、事業費が100万円なら50万円補助してくれると、本人の自己負担が50万円と、こういうことでしょうか。違うの。市の300万円に県費が入っておるということの意味してみえるのかな。あわせてちょっとお答えください。

○都市計画課長

済みません。説明の仕方が非常にあいまいでございました。あいち森と緑づくり事業ということで、県民税をお支払いの方、それプラス500円という税が新たに始まりました。その中で、おおむね、たしか年間でいうと10億円だと思いますが、その中で、森林の整備、そして里山林の保全だとか、都市緑化、緑と緑づくりにつながる取り組みという4項目がございまして、その中の都市緑化というところがこれに当たるところでございまして、植樹祭だとかそういったところも出ます。

知立市緑化推進補助金交付要綱に定めまして、緑化に対する補助対象ということで、対象となる方なんです、民間の個人の方、そして法人の土地、そしてあと施設、この中に、種類としては、屋上の緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生け垣緑化ということでございます。対象の規模として、緑化面積としては100平方メートル以上。生け垣の場合は50メートル以上ということになっております。

補助額が、対象事業の2分の1でございます。そういうことから、緑化面積でございますと平方メートル3万円以下、駐車場でいうと、平方メートル2万円以下、生け垣でいうとメートル5,000円という、このような形で、申請する方の事業費の2分の1が補助金の対象となるということでございます。

以上でよろしいですか。

○高橋委員

これは県費が10分の10だがね。300万円でしょう。全額県費で助成されると。それを受けて市がここで300万円予算化したけど、これは全部県費

なんだわ。私が申請すれば2分の1もらえると、こういう話だね。しかしどうですか、発注してもらえそうかね、この種の緑化。どのぐらいニーズがあるかしらん。

○永田委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後3時56分

再開 午後4時04分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

緑化を推進するというので、一つの着眼点としては理解できるんですが、実際に、この補助金で家庭緑化をしようという雰囲気とムードがどこまであるのかというのはちょっとまた別の問題だと思うんですね。壁面緑化というけども、例えば、アサガオをはわせておれば壁面緑化なのか、その辺の補助対象というのがなかなか私のはっきりよくわからんわけです。ツタをはわせればいいのかどうなのか。そこらあたりはどうですか。補助事業の中身というのはどんな中身なんですか。

○都市計画課長

ちょっと先ほど、説明不足の面もあるものから、緑化の面積としては、対象となるものなんです、100平方メートル以上、生け垣は50メートルということで申し上げました。補助額が10万円以上で500万円未満というものでございます。

例えば、壁面緑化でいいますと、一面の壁がございまして、それを全部という意味ではございませんが、屋上の天端から下へ、詳細は忘れましたが、1メートルまでだとか、下からだったら1メートルまでだとか、そういった制限はございます。

先ほど、ここは予算が300万円ということで、県のほうからの歳入も300万円ということでございます。それは、直接申請者の方は2分の1の補助がいただけます、その事業費の。

○高橋委員

どこから。

○都市計画課長

市のほうが一たんお支払いします。市のほうは、お支払いした実績を県のほうに申請して、同額が県のほうから市のほうに戻ってきます。ということですから、歳入と歳出はイコールになっています。ですから、歳入も300万円、歳出のほうも300万円でございます。だけでも、申請者の方に対しては2分の1補助ですから、事業費の2分の1の額がいただけるという制度がございます。ちょっとわかりづらいですか。

○高橋委員

ようわかるよ。あんたが難しく話してるから。

○都市計画課長

済みません。わかりづらい話をして申しわけないんですが、実績としては平成22年度から始まっております。実際に、平成22年度はどんなような対象というか、来るんだろうかということもございまして、用立ては予算としては40万円用意していました。

生け垣で50メートルという、企業の駐車場とか、一般の方ではなかなか、間口だけですから対象になるのか、目に見えるところ、歩道から見るところだとかそういうところが対象になるものですから、そんなにないのかなというふうに思ったんですが、1件、最近になって、一般の方から、アパートをつくれるということで申請がありました。それは駐車場緑化、空地緑化、そういった形で、この方は、1件、事業費としては184万3,000円という申請がございました。

今年度は40万円の事業費しかなかったものから、この時期ということもあって、3月15日までに完了していないと、その補助の対象にならないということなものですから、一たん、その面積を分けることはいいか、ということで県のほうに問い合わせたら、県のほうもいいということだったものですから、我々の用意している40万円のうちから、対象として35万3,000円という補助が認められた実績が1件ございます。

以上でございます。

○高橋委員

180万円を80万円と100万円に分けたというわけ

だ、40万円未満にせないかん。そうすると、100万円はいただいたということかね、来年度分は。だから、約50万円は来年度、平成23年度で、その生け垣の続きを来年やるんでしょ、継続工事。だから、その継続分は、仮に100万円残があるという話だもので、どうも、そうすると、ここで300万円のうち50万円はここで歳出すると、こういうことでやっているということですが、これはちょっとPRせんと、なかなかわからない、言ってみえることが、何に対して補助がつくのか。

我々のような小さなところだと、うちが、やるといったって、壁面緑化といったって困っちゃうわけだし、だから、もうちょっと市民がわかりやすく、使いやすいようなPRの方法を考えられれば、緑化の一つの手法としては新しい試みをしようというわけだものですからいいと思うんですが、その辺の工夫が必要じゃないかということは一つ申し上げておきたい。

それで、さっき街路事業からそっちへ飛んでいったんですが、197ページに、都市計画道路の詳細設計委託料262万円ですか、都市計画街路測量委託料320万円あるんですが、この内容もあわせて御説明ください。

○都市計画課長

都市計画街路詳細設計委託料というところがございますが、ここは、知立環状線の予備設計として105万円、そして、八橋里線の予備設計で157万5,000円、合わせて262万5,000円でございます。

都市計画街路測量委託料、これが八橋里線、予備設計として279万3,000円、そのほかに、都市計画道、測量委託料というのがありまして、都市計画予定のところ、実際にはその方のどこの部分が境界なんだというお問い合わせをいただくものですから、そのときの測量業務として45万円、合わせて324万3,000円の内訳となっております。

○高橋委員

わかったようなわからないような話ですが、環状線並びに八橋里線の設計等に対応しようということですね。さっき、地震の話もあったんですが、橋梁の崩落などが今度の地震でも画面で明らかに

なるんですが、橋梁の耐震診断、耐震工事というのは済んだんでしょうか、基本的に。

○土木課長

橋梁につきましては、74橋、市道の管理橋がございます。そのうち、緊急輸送道路、1、2級道路にかかる部分の17橋分は終わっております。残りが57橋がまだ済んでおりません。

○高橋委員

これは今年度予算化されているんですか。橋梁費、予算化されています。

○土木課長

橋梁調査設計委託料で、今年度、4橋耐震調査をやっております。さらに平成23年度で4橋耐震設計を行っていきたくております。このうち、まだ設計が組んでいないので金額的にわからないんですけど、1橋か2橋程度になろうかと思えますけど、平成23年度、耐震補強を実施していきたくてという予算になっております。

○高橋委員

それが、191ページの橋梁工事費300万円の中に入っているという理解をするんですか。

○土木課長

耐震の設計が橋梁調査設計委託料200万円、橋梁工事費の300万円がそれに該当します。

○高橋委員

そうすると、幹線道路の17橋については既に耐震補強はしてあると。みんなが言ってもわかるような弘法橋とか重中橋とか、そういう橋ですよ、県道とか主要市道の。それを17橋済んだけども、まだ圧倒的な57橋についてはこれからと。その57橋そのものをどういう計画で補強していくのかというのは、その設計図なのか、計画表というのはお持ちなんですか。

○土木課長

まだそこまではちょっとできておらないんですけど、今考えておりますのは、57橋のうちの橋長が10メートル以上、緊急輸送道路はすべて終わっておりますので、その他の生活道路で、10メートル以上で避難所等に関連するような、そういったところとか、生活道路として重要そうなところ、

そういったところを第2次耐震対策として9橋を選んできようかなということで現在検討を進めております。

○高橋委員

要するに、橋の延長スパンが10メートル以上で生活道路に面したようなところのものについては優先したいと、57橋の中で。これは何橋ぐらいあるんですか、今おっしゃった10メートル以上の橋梁というのは。

○土木課長

9橋でございます。

○高橋委員

九つあると。例えば、私がちょっと具体的に聞きたいのは、山屋敷や豊田へ抜けていく逢妻川にかかる橋がありますね、市道のほうへ払い下げられた、県道から。その1本下流部に男橋が1本あるじゃないですか。これは10メートル以上の橋梁になると思うんですけども、これも今おっしゃった九つの中に入っているという理解でいいですか。

○土木課長

今、私のほうが考えているのが、知立市が管理する市道、道路橋ということで、男橋につきましては豊田市管理ということになりますし、知立市の防災避難所等との関連からすると、そこは現在抜けております。

○高橋委員

名南熱処理のところ、あれは豊田地になるわけか、左岸堤も。左岸堤は知立でしょう。川が蛇行しておるからよくわからんけど、あの橋は豊田が管理しておる。豊田が管理しておるで、とりあえず手をつけないよということですか。ちょっとお答えください。

○土木課長

境界橋につきましては、それぞれ協定を結びまして、当市が管理する部分、それから他市が管理する部分というふうに分けております。他市が管理する部分、現在の男橋、それにつきましては豊田市が管理するというので、豊田市の耐震計画によって、豊田市が改修するという形になった場合、豊田市に負担金を支払う、それで耐震化を図



っていく、そういった形になります。豊田市につきましては、何千橋も橋を抱えておまして、境界橋までちょっと手が回らないという、そういった現状を聞いております。

○高橋委員

手続論はそういうことでしょけれども、これは市民が使う橋ですので、ぜひ豊田市側へ改修要請をしていただいて、応分の負担を知立はすると。直接管理していないから、それは抜いちゃうし、向こうにも働きかけないよというのじゃ、境界のあたりの人々は、どちらに自治権があるのだと、こういうことになりますよね。手続は、今あなたのおっしゃったように、そういう手続をやってもらえばいいけども、10メートルを超える長い延長の橋であることはお互いに認識できるので、ぜひそういう働きかけをしていただきたいと思うんですが、もう一度お答えください。

○土木課長

橋につきましては、すべての橋が必要ということでかけられている橋であります。私のほうで管理している橋梁につきましては、そういったような状況でございますけど、他市管理の橋梁につきましても、そういった要請は今までもさせていただいていますし、今後も、私のほうの橋梁の進捗状況もあわせながら、またそういった要望もしていきたいと思えます。

以上です。

○永田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時21分

---

再開 午後4時30分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

もう少し聞かせていただくんですが、202ページの駅周をちょっと除きまして、区画整理事業調査委託料、一番下の項目100万円、この内容について御説明ください。

○区画整理課長

委員の御質問は、201ページの一番下の区画整理事業調査委託料ということでよろしいと思うんですけども、この委託料なんですけども、これは、知立山土地区画整理事業の組合設立のための準備委員会を支援するための委託料でございます。本地区は、当初施工面積を5.5ヘクタール、地権者60名で事業を行おうとしましたんですけども、平成20年に、本同意への取りまとめをしましたけども、なかなか同意が得られず、同意数が55%ということで、区画整理事業を見送ったところであります。

本年度につきましては、施工面積を3.4ヘクタール、地権者を28人に縮小しまして、地元と再協議を行い、縮小しました区域で区画整理設計を目指しまして、昨年7月に地権者へ説明いたしました。今現在は県へ組合設立の認可申請の事前協議中でございます。あと、今月の3月27日に、また地元説明会のほうを実施して、私どもとしましては、事前協議が終了次第本同意の取りまとめに入っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○高橋委員

御説明いただきましたように、山町の区画整理ですが、既存建付地の皆さんと、農地を所有されている皆さんとの利害もありまして、今御説明にあったように大幅な区域変更ということで、地権者も28人というふうに縮小する計画の内容になったということが農業委員会にも報告をさせていただきまして、農業委員会の皆さんもこの内容については御承知になっておるわけですが、28人の地権者ということなんですけども、同意について、事前同意、全員同意ということが大原則だと思うんですが、その辺の同意取りまとめについてはどこまでいっているんでしょうか。

○区画整理課長

同意ということでございますけど、今の見込みでは、県のほうが指導しております85%は何とか確保できるのではないかとこのふうには考えております。

以上です。

○高橋委員

85%ということだけれども、二度、三度と区域変更があり、それでなかなかシビアな問題も突きつけられて、区画整理にしてはちょっと狭いなど、本当に狭いなど。しかも形がずっと東西をのたくるようにぐっとこうなって1号線と、こういう話だものですから、区画整理のエリアとしてはどうかという思いがあるんですが、しかし、形を変えてでも何とかしたいという思いが今日に至っておるわけですが、85はないでしょう。85じゃまずいでしょう。どうですか。28人全員の同意というところへ持っていかなとまずいんじゃないですか。

○区画整理課長

委員のおっしゃるとおり、本来ならば100%を目指して頑張りたいと思うんですけども、やはり委員も言われたとおり、その土地の利用形態によってなかなか100%というのは難しいのではないかなと思いますけども、事業を進める中で皆さんの合意のほうを集めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

これはなかなか入り組んでいるので、既に、八橋東部の区画整理もそうだけれども、境界がえごえごして、屋敷を除いて田んぼの部分の部分をずっと集めて、それで西側の市道にタッチさせると、八橋里線でタッチさせるという手法をとって、何とかかろうじて合意を得て今進んでおるわけですけど、山町も賛否ありまして、いろいろお伺いすると、ただ85%とよしとするということになると、後々事業の過程で問題が噴出して、事態を困難にする可能性もなきにしもあらずなので、十分な事前の同意を取りつけることを本当にやり切って対応することが大事かなというぐあいに思うんですが。もう一度、見通しも100%なんていうのは困難と、こういうことでしょうか。

○区画整理課長

私どものほうも、事業を進める上で、やはり100%というのはあくまでも目指していきたいというふうには思っておるんですけども、宅地、た

てつけ地の人についてすぐに御了解を得るということがなかなか難しく、100%というのは目指す目標ではあるんですけども、事業認可の時点でそこまで行けるかどうかというのは何とも難しいのではないかとこのふうには考えております。

○高橋委員

それぞれの地権者がみえますので、100は困難にしても、私は80はないと。行政指導の中身で85をクリアしていいよというのは、今まで何度もそうやって議論が往復しながら繰り返されてきたので、85ではやっぱりまずいんじゃないかと。限りなく100に近いように努力をしないと、スムーズな進行に影響があるんじゃないかということを変更して申し上げておきたいというふうに思います。

それで、課長、恩田地区の工場誘致についての意向調査というのをここで議論しました。その後、回収なり、方向性なりは定まってきたんでしょうか、どうですか。

○区画整理課長

企業アンケートについてでございますけども、企業アンケートにつきましては、市外企業130社を含む1,172社に対しまして、1月27日に約1,000社ぐらい、その後、3回ぐらいに分けて、合計で1,172社へ送付いたしました。3月11日現在で196社から回答がありました。率にして16.7%でございます。

以上です。

○高橋委員

来年度予算にはそれらしい痕跡が見えないんですけども、何か予算としてはあるんですか。どこかに隠れておるんですか。

○区画整理課長

平成23年度につきましては、特に予算のほうの計上はしておりません。

○高橋委員

予算の計上はしていない。16.7%から返信があったと。それは事実なんだけど、その分析なりはこれからということですか。つまり、この事業は、リーマンショックを挟んで、コインの裏と表のような関係になったんですよ。皆さん方は、あそこ

を区画整理をやって、工場系の企業誘致ということでアドバルーンを上げられた。しかし、リーマンショックでコインの裏と表になった。そして今日に至っているということですので、当然予算の裏づけを持って今後の方向を出さないかんわけですよ。今お伺いしたように、来年度予算措置はないということなんですが、これは、したがって、アンケートはとったけども、工場誘致の内容としては断念すると、こういう理解でいいですか。

○区画整理課長

私どもとしましては、上重原北部につきましては、要は、平成21年の8月に反対の要望が出まして、とりあえずその要望に対しまして地権者の方たちの意向調査のほうを実施しましたけども、御存じのとおり、事業中止、現状の土地利用を継続するという方が43人で33.6%おみえになり、このまま事業を継続するが70名で54.7%、経済状況によりしばらく様子を見るということで15人で11.7%ということで、合わせて85人で66.4%おみえになります。

ですので、私どもとしては、一時中止というふうに考えております、北部につきましては。ただ、先ほど委員もおっしゃるとおり、リーマンショックですとかトヨタショックという経済状況によりまして、やはり100年に一度と言われる世界的な金融危機、経済不況の中、進出する企業はあるのかどうかという御不安の声が多かったわけです。そういった中で、私どもとしましては、本年度平成22年度は、こういった企業アンケートを調査しながら、その結果をまた地権者の方たちに平成23年度はお示ししていきたいというふうに考えております。

○高橋委員

アンケート結果を示すというんですが、196社から返ってきて、返ってきた内容はどんな意向なんですか。まだ分析はしていないの。

○区画整理課長

申しわけございませんけど、おっしゃるとおり、まだ分析のほうの最中でございますので、まだ返ってきておりません。

○高橋委員

16.7%という返信が実態を裏づけているのかなという気もしないわけではないですね。意欲的ならば、もっと積極的に多くの企業家が回答を寄せて、一度話をしてみたいとか、いろいろあると思うんですが、16.7%というのが結果を示しているんじゃないかなと。今おっしゃったように、本事業については一時中止と、これが正式のコメントということでもいいですね、今おっしゃったんですが。

○区画整理課長

私どものほうは、今、一時延期しておるといふふうに考えております。

○高橋委員

一時中止とおっしゃったんじゃないですか。一時延期というのはどういうことでしょうか。延期と一時というのを合わせると、さっぱり事がわからなくなるけど。延期というなら延期と言ってください。一時延期というのはどういうことですか。

○区画整理課長

延期でございます。

○高橋委員

凍結ということですか、まだわからないと。延期ね。学校の運動会でもあるまいし、延期ということはやるということでしょう。言葉としてもちょっと現状を正しく反映できる言葉を使ってもらわないと、市の意向としてやりたいならやりたいでいいんだけど、一時延期とか延期というのは、やるという前提でまだ事を構えるということなのかどうか、ちょっとそこら辺をもうちょっと的確に現在の行政の姿をあらわしていただきたい。

○都市整備部長

私どもとしましては、先ほど課長がお話したとおり、平成21年の8月に、いわゆる要望書が出まして、その後、関係者の意向というのも踏まえまして、平成21年の12月に予定をしていました市街化編入を見送らせていただいたという経緯がございます。

そういった意味では、その時点では、都市計画の編入は平成21年の12月については中止させてい

ただいたということですが、事業自体については、私どもとして、現在もそうですが、既に中止を決定したというような考え方を持っておりません。継続して事業ができる方法を探っているということでございます。

今回のアンケートを受けまして、私どもとしては、アンケートは今分析中でございますが、これを受けまして、地権者の方に、いわゆる企業の方向性、そういったところをこのアンケート結果を分析した中でお示しをして、また、区画整理自体の計画による地権者の負担も、細部について御説明をさせていただいて、再度地権者の方の意向を踏まえた中で方向を決めていきたいと思っておりますので、現時点で事業を中止するといった判断をしているわけではございません。

○高橋委員

そうすると、延期ということか。凍結ということですか。

○都市整備部長

延期といえば、時期がずれていますので、当初から、延期という格好になっておりますが、あくまで継続して検討中だということでございますので、凍結しているとかそういった考え方は持っておりません。

○高橋委員

大分わかりました。調査しながら、出番があれば出番を探りたいと。なければ、ずっと延伸していくということだね。しばんでいくわね。だから、そこの辺の見きわめはまだ早いというお考え方なのかもしれませんが、次の市街化編入は5年後ですか。いつですか。

○区画整理課長

今、県に聞いておりますのは、随時というふうに聞いております。昔は10年の一度というふうで言われたんですけども、今、県のほうも変わってきて、工業系につきましても随時というふうでお話は聞いております。

以上です。

○高橋委員

随時編入の手続は可能なので様子を見守りたい

と、こういうのが現状ということですが、しかし、一般論としては極めて困難ということはお互いに腹の中に入れておいたほうがいいなど。一遍上げた旗ですから、行政が旗をおろすのは無責任だという声もあるし、さっきの意向確認の中で、希望的観測も含めてそういう声があるので旗もおろしにくいという面があるけども、これはちょっと困難ではないかと。よほど事態が好転するなり、国内の内需がうんと拡大するなり、そういう事態があればともかく、極めて難しいということなので、私の意見としてはそういうことをぜひ申し上げておきたい。

一縷の思いをお持ちになってやられるのは結構だけでも、私は前からそういう趣旨のことを申し上げていて、そういうふうになってきているわけですから、押しつけるつもりはないけども、その角度からの検討や議論もしっかりやっていただきたいというふうに申し上げておきたいと思えます。

それから、ちょっと飛びますが、205ページに、知立駅北地区市街地再開発事業というのがあります。今年度651万円、市街地再開発事業の調査委託料がありますが、この内容を御説明ください。

○都市開発課長

駅北地区につきましては、平成21年度に基本計画、今年度、推進計画をつくりまして、次は都市計画決定ということになるわけですが、その前に一つ事業効果調査、BパイCの調査をしなきゃいけないということがありまして、その委託が約400万円ほどでこの中に入っております。もう一つが、これまで毎年上げております再開発組合のコーディネーター委託、これが200万円ほどで上がっております。

以上でございます。

○高橋委員

平成22年度で基本計画を出していただきまして、私ども、これをもらっているんですが、それで、何という調査をやるんだって。何か英語でちょちょっとしゃべられたもので、さっぱり私はわからんけど、どういう中身の調査をするんですか。

○都市開発課長

事業効果調査ということで、俗にBバイCと言っておるんですけども、費用対効果ですね、内容につきましては、事業の採算性の見通しですとか、地権者の合意がどれぐらいとれているか事業の執行の環境が整っているか、そんな調査、あるいは事業の必要性、計画の優良性ですとか、土地利用が有効にされているか、他の事業とどういった連携をとっているのか、都市運営上の効果といいまして、税収がどんなように推移するのか、中心市街地の活力にどれだけ貢献するのか、こういったことを調査しまして、事業自体がどういった社会的な価値があるのかということ調査するものでございます。

○高橋委員

私は、再開発で心をちょっと傷めている問題があって、それは、銀座地区の再開発ビルの1階があきになっているということですね。あの当時は、まだ知立も再開発は初めての取り組みでありましたので、キーテナントにホテル、サブテナントにリリオ、公共施設を入れて何とか立ち上げようということ立上げてきたんです。

地域の人も頑張っていたら、商業ルネサンスなどという言葉も一時はやったんですが、それで立ち上がって、平成13年だったか、ちょうど10年ぐらいたって、1階のフロアがあいておることについて私は大変心を痛めておるんですが、皆さんはどんな思いですか。

○都市開発課長

まちの活性化のためにつくった施設でございまして、皆さんの努力があつてあのような形ができたものでございます。やはり目的からしますと、ああいった空き店舗があるというのは非常に寂しい限りでございます。

○高橋委員

あれは組合施行ですので、現時点、行政が空き店舗についてどうこうという直接のかかわりはないわけですが、とにかく、しかし、相当な議論をやって、何度も線を引き直してああいうビルをつくったけども、1階があいていると。南側に権利床が5店舗あるんだけど、これは何とか頑張って

みえるけども、北側の権利者が所有するテナント床があいているということは、あそこに床を持ってみえる皆さんの家賃収入がなくなるということでもありますし、採算的にいうと、とにかく1階があいているということについては大変寂しい思いですが。

この間、先進地へお邪魔したときに、再開発ビルは20年たったら借り手がないよという御指摘もあつたんですね。つまり新しく新鮮なうちは借りてくださるけれども、銀座ビルの場合はまだ20年たちませんが、13年ぐらいたと思うんですけど、まだ真新しく、そして人通りも悪くない、現実的に。ホテルの利用も、いろいろ議論はありましたよ、不均一、固定資産税がどうだという話もあつたんですが、まあまあの人寄りはあるにもかかわらず、あそこで商いに供するようなフロアとして魅力を感じない。

ちょうど信号の向こうに、今、本多氏が事務所をつくっているところ、あそこもがらがらになっちゃって、本多氏が今度事務所を借りられるということですが、これを見ておると、本当に再開発で苦労されて、お金も入れて、公費もどんと入れて、今、評価委員会じゃないけども、リリオセンターはちょっと出し過ぎだと、まちづくり会社に、という議論が起きているぐらひの話で、私は、これは、これからやろうとする駅北の開発とは全く関係ないんだと、これはこれと分けなまいらんと思うんです。

この教訓やこの実態をどのように駅北に反映させるのか。その手法は、やっぱり教訓的にきちっと生かされないとまずいと思うんですが、そういう点で、今回、採算性の問題やら事業効果の調査をやられるというけども、駅北の現在あきになっているということについては、行政的には分析化か何かされておるんですか。

○都市開発課長

特にそのようなことはやっておりません。

○高橋委員

あとは、さっき言ったように、組合施行ですから、組合の人が頑張ってもらえばいい、こういう

ことなんです、駅北は、既に皆さん御承知のように、施行面積が4,518平方メートル、建築床面積が約3,000平方メートルと、こういうところですね。しかも、区画整理で権利者はあそこへ寄せたんです。再開発ビルをつくるけども、ビルの底地に応募していただけますかという方で、そういう意向もとりながら仮換地をやって、22名が権利者となってあそこに仮換地で土地を換地された。

短冊式の細帯に換地されているので、1人だけ細帯にうちを建てることはできない。要するに、連帯責任で、そういう仮換地の仕方になっている。つまり22人が力を合わせてよいとこしょとやらんと、この3,000平方メートルから4,000平方メートルの土地は微動だにしないと、こういう形で換地してあるんだね。

ここで、今、計画されているのは、1階が商業床、2階以降が駐車場、そしてマンションと。ここに書いてありますね。これはこれで固まっていると、基本的に、という理解でよろしいですか。

○都市開発課長

基本計画時点の大きな計画は今のところ変わっておりませんが、今年度に入りまして、推進計画をつくる中で、店舗の配置が若干変わってきております。大きな変わりはありません。

○高橋委員

それで、私、担当課長にお願いして、現在の従前地の商業床、事業系の床面積と、再開発後の当該エリア内の商業床、事業系床の面積がどのように変わるのかということをちょっと調べておいてくださいとっておいたんですが、実際、どんなふうになるんでしょうか。従前地のそれと、施行後のその比較です。

○都市開発課長

今、従前地、再開発のエリアにかかっている方で、店舗なり事業所を持っている方が16物件ございます。面積的には2,450平方メートルで、再開発ビルができますと、先ほどのお話の中の店舗ですが、1階部分で1,458平方メートルということで、現在のものよりも、約1,000平方メートルほど少なくなるという実態でございます。

○高橋委員

そういう調査結果です、約6割に減るんですよ。従前地の当該地区の商業床に対して、施行後の再開発ビルの商業床は6割になる。しかも、駅のいろいろ議論されている駅前に面した再開発で、こういうことになるんです。私、駅前の再開発で商業床の面積がこれでいいのかと。これは、しかし、需要と供給の関係ですから、商業床を幾らつくったって、そこでテナントがなきゃ、これはまたあきになってしまうので事業としては成り立ちませんが、しかし、駅前の再開発としてこれでいいのかという疑問を禁じ得ないんですが、どのように御説明いただけますか。

○都市開発課長

計画をつくる段階でいろんな御意見もございました。確かに2階まで店舗にすべきだということもございましたが、この1,458平方メートルというのは店舗を希望される方の希望する面積でございます。それ以上に床を買っていただく、増床と言っておりますけども、それを希望する方がみえなかった。

もし2階に店舗をつくれた場合には、外部からこの床を買ってくれる方、企業を誘致してくる必要があるわけですが、御承知のとおり、このような御時世でございますので、そういった方も可能性が極めて薄いということです。

もし、仮につくったとしても、売れ残った場合は、また行政のほうで買い取らなきゃいけないというようなこともございまして、結果的には、希望する方が必要な面積を1階に確保したというのが現状でございます。

○高橋委員

その結果、商業床が従前地よりも減ってしまうと。確かに彩りもきれいになるし、ビルディングも新しいビルディングになるでしょう、この漫画がありますが、素晴らしいビルディングが建っていますがね。しかし、商業床は減ってしまう。駅前立地と。こういう関係になるんです。

それで、6割の床面積になって、しかも再開発ですから、自治体が2億5,000万円入れるんです。

よ、補助金で。個人がおやりになって駅前は何をつくられてもいいんですが、自治体が公金を2億5,000万円入れる。全体には事業費が30億円で、国5億円、県市が2億5,000万円ずつですから、補助金が入るんです、それだけ。できたのは、従前地よりも商業床が少ないと。駐車場と個人のマンションは17階でだんと建つと。

従来は、こういう場合には、自治体の中に割って入って、何とか文化教室みたいなのを入れるんですよ。そんなことをやったら採算が合わないし、とてもじゃないけどだめだということは全国の教訓で、自治体が保留床を買ったりはしないということになると、今のようなことになってしまうんですね。なってしまうんですが、私は、仮換地がそこまで進んでいるのであれなんです、今、私が申し上げている視点からの議論が必要なのではないかなと思うんですが、いかがですか。

#### ○都市整備部長

確かに、再開発の事業の難しさというのが、先ほど高橋委員もおっしゃったように、全国的にも、各再開発事業で当初はいいんだけど、再開発が経過することによって空き店舗がふえてくるというような実態でございます。そういった部分も、権利者の方といろんな意見交換をした中で、現在の1階店舗という案が、今、有力な案として出てきているわけでございます。

これは、今後、2階部分、床を求められる、そういった方がおみえになれば、当然また計画の変更ということはあるわけですが、ただ、事業の採算性ということを考えると、1階部分におさめるしかないというのが現状でございます。

じゃ、まちの魅力が現在の店舗面積から大分現象するんじゃないかというような御指摘もあるわけですが、もう一つ、今の現状の店舗の面積は、確かに面積上は2,400平方メートルぐらいあるわけですが、業種の主体は、やはり夜を中心とした飲食店が多いという現状もございます。今、私どものビルの考え方としましては、やはり昼夜営業できるような店舗をお願いしていきたいという部分もございますので、面積的な部分だけでた

だ比較をされてもどうかなのというのは、ちょっと私は思っている部分がございます。

ですから、やはりこれからはすみ分けをしていくというような、そういった店舗の立地性の誘導というのにも必要なと。夜を中心としたそういった飲食店は、そういった地域というのをお示しながら土地利用の誘導をしていくということも大切かなということで、駅前の今の北地区については、そういった店舗ではなくて、昼夜ある程度利用できるような施設にしたらどうかということ、1階部分に店舗というふうにしております。

#### ○高橋委員

この間、商工会の会長と商工副会長がお見えになって、例の調整池の上に商工会館を建設したい旨が報告されて協力の要請がありました。それはそれで結構だと思うんですが、私、そのときに、会長と副会長に申し上げたのは、駅前にあなたたち、出てきてちょうだいと、商工会館が。商工会館を、駅の今言う駅北開発にどんと充てて、大体3,200平方メートルなんですよ、商工会館も。そこでだんと商工会館に2階に入ってもらえば、1階でもいいですよ、入ってもらえば、駐車場はそのビルの中にできるわけだし、元商工会館の代替施設として。駅前にも駐車場があるし、これぐらいのと私は軽々しく申し上げちゃったんですが。

時期がちょっと合わないじゃないかという御指摘、それはそのとおりですが、しかし、それぐらいの勢いの駅前開発なら拍手も送りたいし、ということで本当にまちが活性化していくという話に納得ということになるけども、今のお話は、本当に茶化すつもりもないし、一生懸命やってみえる方は本当に大変だと思うけども、再開発という割には、再開発の利点を本当に満遍なく酌み尽くすという点ではどうなんだろうかなと。

しかもそこへ2億5,000万円の税金を投入すると、市税を、市の金をということについての客観的な議論はどうなんだろうかということ、私は銀座の1階があいているという事態と重ね合わせて、物を言われるかどうかともかくとして、一度きちっと検証しなきゃいかん課題ではないかと、

こういうふうになるんですよ。

それは、もうちょっと言うと駅西開発と、こういうふうになるんです。駅西開発の商業フロアといたらべらぼうなものですよ、ここに書いてあるけど。今の理屈でいうと、じゃ、駅西のスクランブル信号の東側には立地ができる可能性があるんだろうかと、これだけの床を。これは当然やがて問題になります。これを本格的にやろうと思ったときに問題になりますよ。

だから、私は、駅周辺の再開発のあり方について、そもそも論をやはり構築しなきゃいかんのかなと。その構築した議論の中から、よりベターなものにするにはどういう手法があるのか。あるいは、再開発という手法自身が、知立と現状の経済的な関係の中では生き残れない手法なのかどうか。私はちょっとそのにおいがあると思うんですよ。再開発という手法が、今まではそれで生き延びてきたけども、生き延びられる手法なんだろうかと、都市開発のあり方として。

というところまで掘り下げないと、あとは知らん。1階が銀座であいておっても、それは銀座の商店街の話じゃないかということになってしまって、結果責任を関係者に押しつけるだけでは、やっぱり事態は進まないのではないかという思いが本当に強くなっているんですよ、とりわけ最近。だから、私も一議員として、この種の駅北再開発は本当にこのままでいいのかなという何とも言えない思いにかられているんですが、どうでしょう、御意見を聞かせていただかせませんか。

○都市整備部長

高橋委員のおっしゃるとおり、今、再開発の現状というのは、どこの地区も非常に厳しいという状況でございますので、ただ、やはりまちの魅力という、そういった魅力の部分と採算性という部分、魅力を高めるために規模を拡大していくという計画、また、事業として成り立つ規模というところのそのバランスが非常に難しいなというところでございます。

先ほども出ておりましたが、公的なそういった床を使っただけということになれば、また

集客力もございますので一つの魅力になるわけですが、今、現状としては、なかなかそういった候補がないということで今の計画になっているわけでございます。

西新地地区も、地元の方が勉強されて再開発を含メートル手法でまちづくりをしていきたいというような意向もございますので、両地区の基本計画につきましては、そういったバランスも踏まえて計画を立てていこうということで、一緒に形で検討もさせていただいておるわけでございますので、両地区が両立するような方向で検討していきたいということでございます。

この問題については若干まだ時間もございますので、地権者の方皆さんと、そういったことについていろいろ議論をしてみたいということでございますので、私どもとしては、やはり先ほど言いましたような、事業規模とまちの魅力という、そのバランスをどう保っていくかというところをこれから地権者の方といろいろ議論していきたいと思えます。

○高橋委員

この計画のキーになるのがマンションなんだね。マンションと駐車場なんですけど、マンションがキーですよ。マンションが売却できれば、一応再開発としてはクリアするでしょうね。保留床を売るという行為は、マンションが売れるという前提に立てば、これはクリアすると思うんですが、だから、駅前に商業床がなくても、マンションがばーんと17階が建つだけでも、駅前のにぎわいも含めて生まれるじゃないかというふうにおっしゃれば、それも一つの理屈です。

マンションが駅前でも立ち行かなくなったときに、この計画は根底から崩れる、この再開発の手法は根底から崩れるわけですが、今、駅前でマンションの需要が、この数年後に一気になくなってしまふというふうには私も感じないわけですが、しかし、もう一度、我々が目指している駅前のあり方、そして2億5,000万円の公費を投入する開発のあり方として、基本計画に出ている内容でいいのだろうか。これを私は、くどいようですけ



ども、銀座の空き店舗から痛感しているという者の1人ですので、ぜひ、ここらあたりは、今年度の調査研究費で深めてもらいたいなど。

コンサル等は行け行けどんどんだと思っんです。これがだめなら、これなら採算が合いますよということなので、それはそれで一つの知恵をかりるということではいいんですが、かじを取るの、やはり自治体と関係住民だということをお忘れなく、ひとつきちっと対応していただきたいと、こんなふうに思いますが、林市長、どうお聞きになりましたでしょうか。

○林市長

まちの活性化を図る一つ的手段として、この再開発事業というのがあるわけでありまして、この再開発事業で、今、部長が申しあげましたように、各自治体が苦勞されているところもあるわけでありまして。都市においても、先ほど御紹介いただきましたように、まちづくり会社のところがあいてきちちゃっているという状況があるわけでありまして。

でありますけれども、今のまちの活性化を図る上においては、私は、大きな手段と申しますか、大切にしたい方策だなというふうに思っております。それは、知立市といたしまして、二億数千万円の税金を投入させていただくんですけれども、市民の皆様方が組合をつくって立ち上がったという、そのお気持ちというか、心意気というのはしっかりと市としても受けとめて、一緒になって駅前を活性化していく、そんなことはやらなければいけないというふうに思っております。

先ほど、高橋委員がおっしゃられましたように、コンサル任せでやる、また、計画がこういうふうにできているからこのままスルーで流していくじゃなくて、常にこの知立にとって何がいいのかということ、いろんな自治体、また、いろんな方々の御意見等を聞きながら、常に組合の方々、また周辺の皆様方とともに考えていく、知恵を出し合っていく、そんなことは常にやっていかなければいけないことであるというふうに思っております。

○高橋委員

市長の答弁は話を一般化されちゃうので、私の真意が伝わったというぐあいにはなかなか感じられないのが残念ですけれども。私は、銀座の空き店舗を見て、銀座の再開発が失敗だと思いませんが、立ち上がって十数年、あと5年、10年たったときに一体どうなんだろうかというふうに考えたときに、そのあたりに一つの方向性や結論が出てくるのではないかと、私はちょっと心配をしております。

リリオは中小企業団の金を借りてまちづくり会社をつくって、要するに公費がどんと入っておりますから、月々の、今、4,000万円ぐらい入れておるんですか、それはどうなのかということは議論があると思っんですが、全体のまちづくりの中で今後の果たす役割がどうなんだろうかということ考えたときに、事実上、指導し、知恵を出し、汗をかいてきた市の職員の皆さん方の反省点として、これを本当に生かすということを思って、くだいことを私は言っておるんですが、意が通じていないかもしれません、そのことはぜひもう一遍原点に戻って深めていただきたいなど、こんな思いでいっぱいあります。

まちづくりについてシンポジウムをやりたいということで、201ページに80万円のシンポジウム委託料がついていますが、これは林市長が、本会議でも商工会館の説明会でも言及されているんですが、内容について御説明いただけますか。

○都市開発課長

まちづくりへの理解をより深めていただくということで、先般、商工会がまちづくりシンポジウムを開催しましたけれども、それに似たようなものをやろうということでございます。ただ、私ども、こういったシンポジウムをやったことがございませんので、ノウハウのあるコンサルにその業務を委託する、やり方を考えていただくということで、この80万円を予算化したものでございます。

○高橋委員

大体どんなイメージなんですか、まちづくりシンポジウムというのは、課長の考えておらっしゃるイメージ。

○都市開発課長

一般的なことを申しますと、市長講演があり、パネルディスカッションがあり、今やっている事業の説明があり、意見交換というようなことではないでしょうか。

○高橋委員

私、駅周辺の区画整理の見直し、あるいは東西道路の話が議会でも最近は頻繁に出てくるようになったんですが、やっと当局の方々が聞く耳を持っていただけるようになったのかなと、そんな実感なんだね。

今までは、こういう言い方はちょっと失礼だけど、トップダウンで計画があって、この計画について思うところがある、私なら私が意見を言う、それは相当将来の話なので、御意見として承る程度の話だったんですよ。ところが、平成28年に駅前広場を着工しなきゃいかんという課長の答弁もあり、あと数年で駅前広場のあるべき姿を固めなきゃならんという今時期に入ってきた。

そういうことになってくると、勝手に1人で走れないから、当然皆さんの意向も聞かなきゃいかん。当然まりを投げる、あるいはまりを投げれば返ってくる。今、やっとそこへ入ってきて、じゃ、アンケートをやるのかとか、シンポジウムをやるのかという形で、みんなの意見を聞いてみようという姿勢になってきたと思うんですよ。

それまではそんな空気はさらさらなかった。本多市長がリリオでやられたんですよ。あれは選挙の前だったし、特殊なニュアンスがちょっとあったんですけど、彼が駅周辺の説明をされて、皆さんがこういう話は初めて聞いたというのが率直な意見でした。

商工会館でもこの間やっていただいたんですが、いま一つ寄りがよくないなど、私の印象で。あれは商工会館だから、商工会関係者ということではないけども、そういう縛りが免れないと思うんです。

私は、もっと広く駅周辺の計画についてはPRもし、いろんな段階でいろんな人々といろんなケースで意見を聞かないかんと思うんですよ、本当

の話が。今は、意見を聞かんとちょっと調子が悪くなってきたので、こういう言い方をすると失礼だけでも、今回、シンポも上がってきたけども、シンポジウムも結構だけでも、説明会なり、意見を聞く会なり、もうちょっと頻繁にやられたらどうですか。市長もそこへかみしもを脱いで行かれて、いい意見はいい意見で吸収してくると。議論があれば、市長も議論を言う。そうやって一つ一つ木を積み上げていくように計画を練り上げていかないと、これは本当の計画にならないという点で、今回、シンポジウムが出てきたことについては、そんな印象を持って私は予算書を眺めさせてもらいましたが、どうですか、担当課長、もっとがががやったらどうですか。

○都市開発課長

おっしゃるとおりだと思います。ただ、やみくもに住民の中に入っていきというのは非常にきつところがございます、ある程度、我々のバックボーンができた段階で踏み込めるものだと思っております。ようやくそういった時期が来たのかなというところで、今後、一生懸命にやっていきたいと考えております。

○高橋委員

この間、これが広報に入りました、まちづくりだより。ここにアンケートの結果が出ていますね。現計画がありますわね。これを見て、高橋議員が長い間言ってきた理由が初めてわかりました。東西線が遮断されておるから、こんなことでまちづくりができるのかと、あなたは言うてござったけども、私は何を言うてござるのかようわからなかった。これを見たら、そういうことなのかと、とまっておるがやと、東西が。これを見て初めてわかったとおっしゃるんですよ。アンケートの結果を、したがって興味深く読んだけど、東西線がどうのこうのというのを、直接問う設問もなかったというようなことを言うてみえるんですね。

つまり、ほとんど浸透していません。それから、宝町から来るほうは東側の一方通行になっておるんです。東西線へ入ってくる、南北線に入ってくるのは、宝町から来るのは一方通行になって

いるんです。本当にこんな計画でいいのと。見たら、宝町も一方通行じゃないのと、こういう意見だったんです。これはほとんど浸透していない、残念ながら。

それで、巨額を投じて、しかも大がかりにまちを変えるというわけですから、ちょっと無理があるんですよ。与えられた敷地内に市が一定の公共施設をつくるというだけならまだしも、まち全体をなぶるという、そういう大がかりな流れの中ですから無理があると。

課長は特別委員会でも言われていたんですが、年度内に一遍報告をやるよというふうにおっしゃっていた。やみくもに私はやれと言っておるんじゃないんだわ。おっしゃっていたけど、それはおやりいただくということでもいいですか。時間が無いということですか。やっていただける。

○都市開発課長

アンケート結果の報告ということと、住民の方からも、今まで、商業者の方から意見をいただいてアンケート調査をしましたけども、実際、その地域の方で駅前広場に身近にかかわる住民の方からの意見をまだ伺っていないということから、まず、宝町、新地、本町、この3町の区長に一度お会いして、町の役員にお会いして、こういったことをやりたいがという投げかけをいたします。

その中でどういった方向で住民から意見を聞かせていただくかということを協議しながら進めてまいりたいと思います。今年度はちょっと時間がなくなってしまいましたが、区長とは接触をしたと考えております。そのように今準備をしております。

○高橋委員

私は、商業者も、東西線について、5商店街だったか、意見を聞かれて、意見を言う機会があって、その後、アンケートになってきたと。商業者の方の意見を聞くと、高橋議員、市はいつ報告してくれるのやと、アンケートをとるはいいいけども、その方向性についてはいつやってくれるんだという意見も実は率直にあるんです。

それは、まだ方向性が出ていないと、議論があ

るように。内部で検討して、平成23年度で外部委託をかけながらせり上げていくという報告を聞いているわけですけども、それはできていないけども、だからといって、せり上がって案ができるまでほかっておくというわけにはいかんよ。

だから、このアンケート結果を持って率直な意見交換をやるよ、いろんな意見を聞くということも多面的にやる必要がある。もちろん、課長は忙しくて大変だろうと思うが、そこが、私は長年一番手抜きになってきた部分ではないかというふうに思うんですが、改めて、年度末、どこまで。段取りをつける程度ということかな、今の答弁は、どうですか。

○都市開発課長

町内の役員には今年度中に接触を持ってお話をさせていただきたいと思っています。住民の方に対しては、少し時間をいただいておいおいやっていきたいと考えています。

○高橋委員

それで、区画整理の見直し作業というのは、予算でいくとどこに隠れているんですか。見直し作業、コンサルに委託して云々というくだりがありましたが、予算書でいうとどこに出るんですか。

○都市開発課長

今年度までは都市開発課で予算を持っておりましたけれども、来年度からは、都市計画課のほうにバトンタッチをいたしまして、197ページの001事業、街路事業の中の中段あたりです。都市計画街路調査委託料、この中で行ってまいります。

○高橋委員

さっき質問をさせてもらいましたが、八橋里線だと、こういう答弁じゃなかったですか、都市計画街路測量委託。どこですか。

○都市開発課長

その三つ下。

○高橋委員

街路調査委託料、394万8,000円。何でここへ行っちゃったの。

○都市開発課長

もともと、街路計画、区画整理計画というのは

都市計画部門に属するものでございまして、我々都市開発課は、その決められた事業を執行する立場でございますので、そういった立場の者が計画をどうのこうのというのも少しおかしいんじゃないかというのがございました。今回、それを修正して、元来そういった能力を持っている都市計画課に移管するというようにしております。

○高橋委員

それじゃ、南北線のあり方はこれから都市計画課長と論戦せないかんとということか。相手が変わっちゃったがね。今まで横綱とぶつかっておったつもりが、今度は。そんなばかなこと。いいよ、いいけども、クリンチというのか何というのか。都市計画課長とやるわけや、あの東西線、南北線のあり方について。私たちは実行部隊だと、事業をやる、計画部隊ではないという今話だ。計画部隊は都市計画課ですと。今度、再開発の話をする、今度は区画整理でやるようになりますと、再開発を。私から切り離しますと。こんなふうになっちゃってくしゃくしゃじゃんか。

都市計画課長にお答えいただくんですか。これからあなたが担当するんですか。私は、別にあなたは散歩道だと思っておる。困っちゃうね。こんなところに計上していいの、本当に。都市計画街路調査委託料、ここに入るわけ。ちょっとこの中身を説明してください。

○都市計画課長

今まで、都市開発課のほうが主導でやってきました。その中でも、我々、都市計画部局として参加しておりますので、これが予算上、ここの街路事業の中に入っておりますが、引き続き、都市開発課のほうと連携して取り組んでまいるといことになりますので、予算上はこちらのほうで対応してまいりますということです。もちろん我々のほうが都市計画街路ということで担当はさせていただきます。

○高橋委員

都市計画街路、あるいは駅前公園、これも都市計画決定しているわけだから、計画の段階の話は都市計画課が担当すると。区画整理を区画整理法

に基づいて粛々と実行していくのは区画整理の当該原課ということになるわけでしょう。今議論になっているのは計画のあり方が議論になっておるんだね。工事の手法が議論になっておるわけじゃないんだわ。東西線は交互通行できるようにすべきじゃないかとか、南北線は幅員が広過ぎへんかとか、あるいは、南の延伸や北の延伸はどうやってやっていくんだと。こういう議論というのは計画段階の話でしょう。今までそれは原課というか、区画整理を担当してきた原課の都市開発課長とやってきたんだわ。

だけど、それはよく考えたらちょっと違うと。どなたとやってもいいですよ。どなたとやってもいいけども、この大事な局面のときに、計画づくりは我々ではないというふうにおっしゃると、これは縦割り行政でやっておるわけだから、いい悪いはともかく縦割りでやっておるんだから、そのときに、私のほうではなくて選手交代ですと、こうなると、今まで積み重ねてきたものが一体何だったのかなと。

今まで原課が答弁してきたのは、区画整理の手法上の議論から出発しておって、もともとの計画の当否についてはやっぱり都市計画課だということになると、はぐらかされちゃったような、庶民の言葉でいうと、ということですね。そうすると、これから、まちづくりの人々と議論したり説明したりするのは、都市計画課が行ってやるということですか。

○都市開発課長

それは変わりません。今までのとおり、区画整理内のことに関しては、我々、都市開発課が担当しますし、大きな街路については都市計にお願いすることになりますけれども、今回は予算の位置が変わったというだけでございまして、今までやってきた進め方とは何ら変わったところはないということでございます。

○都市整備部長

大変わかりにくい内容になっておりますが、決して目先を変えるためにポジションを変えたわけじゃございませんので、これまでのいろいろ御意

見をお聞きしていると、これはまず道路全体のネットの問題からスタートしないと、局部的なところだけ見て直していくということは、これはちょっとできないなということで、やはり全体的なまず道路ネットについての整理が必要だと。その上で局部的に見ていく必要があるということで、もともと都市計画サイドで全体の計画、道路ネットとした事業を含めて計画をしてきておりますので、都市計画部門で全体のコントロールをしていく。

ただ、駅の周辺の局部的な話については、これは事業課が一番承知している内容でございますので、先ほど都市開発課長が申しましたとおり、これは両課で連携を取り合って進めていくということです、それには変わりはありませんし、また、今年度もそのような形で庁内のワーキング、検討部会もやっておりますので、決して新しい体制になったというふうには私のほうは思っておりませんので、その辺、表面的に予算が都市計画に入ったということで、全く変わってしまったのかという受け取り方をされておりますが、そのように御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○永田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時34分

再開 午後5時43分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

区画整理原課としては、駅前なら駅前の局部について守備範囲の業務だと。しかし、全体的な路線の持つておる意味だとか、路線のあり方については、局部では判断できないということで、改めて都市計画課が所管事項として検討に入るということが、要するに奥行き深い見直しにつながっていくという流れの中での対応であるならば歓迎したいと思うんですが、どうでしょうか、そういうふううに理解していいですか。

○都市整備部長

まさしく今、見直しの検討の整理に入ったところですので、この先、どれだけの見直しができるのかというのは、そういった今後の作業を含メートル経過を見てみないとわからないわけですが、ただ、今、検討の対象としておりますのは、当初の元年構想で描いた区域、155号から東側、南陽通り、それから、県道の本郷知立線、それから元国道1号、こういったゾーンの中の全体の見直しを検討しようということで、対象は、この中に入っているものの都市計画決定がされた道路、区画整理を含めて、そういったものを見直しの整理をしようということで。

先ほど来も出ておりましたが、がんがん説明会をやって意見を求メートルらどうかというような御意見もあったわけですが、これが白紙からつくるものであれば、そういったやり方も当然あるかと思うわけですが、ただ、市道をつくった計画で、既に事業も動いている部分もございまして、そういったところを考えますと、まずはそういった見直しができる要件、既に連立事業も動いておりますし、区画整理も動いております。当初計画をしてきたまちづくりの目標というのでもございまして、そういったのを踏まえながら、そういったところの要件で見直しができるかという条件整理を一度していかないと、やみくもに意見だけ求めて、見直しができないものまで意見を求めて対応していくというのは、これは難しいなということで、一度、私どもとしてまず整理をしたいということで、今、内部検討から始めて、来年度、技術的な部分も含めて検討させていただきたいと思っておりますので。

当然、いろんな意見をお聞きしながら進めていくということに変わりはありませんが、今の私どもの考えとしては、そういうような方向性で進めていきたいというふううに思っておりますので、そういう中で、都市計画課、都市開発課の役割分担というのを決めて、今回、こういう形にさせていただいたということでございます。

○高橋委員

論点の整理と、既に仮換地をされているし、連

立の実行計画はあるわけですので、そういう中でどこまで見直せるかと。私は、論点はかなり提起してきたつもりなんですよ、私なりに。どう受けとめていただいているのかは知りませんが、私なりに、南北線の幅員から、延伸の考え方、あるいは、中町信号でのクランク状の現道の廃道の問題、あるいは、旧1号をあくまで4車線30メートルにする必要があるのか、駅南の区画整理のあり方をどうするのか、新富線のセパレートをどうするのか、あるいは、環状線をあそこまでうんと南に延伸してくる必要があるのかどうか、幾つか問題提起はさせてきていただいております。それらが、先ほど言われた中心市街地の枠の中で、もう一度現状の上に立って、もう一度きっちり議論されるというなら、それはとても私も歓迎することですので、ぜひやっていただきたい。

ということなのですが、そういう点でいうと、先ほど計上された都市計画街路調査委託料394万円と、積み上げてくるというか、論点を整理しつつある、今、庁内の検討委員会、あるいは議会からの声、これがどういう形でミックスされていくのかというのかな。要するに、主体的な声がどこまで中心軸で議論されるのかというのは大事だと思うんですけど、コンサルの選定も当然問題になってくるでありましょうが、このあたりの具体的な作業を行う視点と体制はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○都市開発課長

まず、コンサルのほうですけども、都市開発課は区画整理のコンサルが入っておりますので、区画整理内のものを見直すということになりますと、やはりその業務を請け負っているコンサルがどうも強いようです。ですけども、どちらかといいますと、街路に強い部門ではございませんので、都市計画に移った場合は、もっと広範囲の、優秀という言葉が悪いんですけども、広範囲からコンサルを集められるといいですか、そういったことが可能になると思います。

今後の進め方ということですが、まだ今年度の成果としては出ておりません。まとまったものを

来年度対策本部会上げまして、その中で作業部会とのやりとりを続けながら方針を決めていくという体制になるかと思います。

以上でございます。

○高橋委員

そうすると、具体的には見直し作業は、今言ったようなコンサルの選定をしっかりとやって、平成23年度の末に一つの方向性が出てくると、こういう理解でいいですか。平成23年度は通過点ということなのか、平成23年度で一つの方向性をきっちり出すのか、そのあたりの内容はどうでしょう。

○都市開発課長

平成23年度で対策本部会ということで、ここで市としての方針を固めていきたいということを考えています。その次、平成24年度から平成25年度にかけて、策定委員会、庁内、あるいは県庁ですか、対外的な方も招いて委員会を開催し、大枠を固めていきたいという計画でございます。

○高橋委員

そうすると、平成23年度までにかかって方針を決定するので、その間、余り説明会を開いたりしてみんなの意見を聞かんとということですか。やみくもに聞いてもいかんという話をさっきからしきりにされるもので、またここで知らんどうちにコンサルが入ってきて、コンサルに左右されて引っ張られちゃって、出てきた方針が、何だこんな方針を出してということになって、また議論が始まるようでは、これまた問題なんだわね、この手法。同じことを繰り返しておるだけのような気がするんです。だから、一定の中間点でも何でも、一度皆さんによく意見を聞いてみると、率直にどうですかと。

私は本会議でちょっと言ったけども、こういうことなんだわ。まちづくりを上から押しつけられているんだわ、道路計画を、あの人たちの意見を借りて言う。一方通行のコミュニティー道路ですよとおっしゃって、そういう絵がかいてあるけども、コミュニティー道路で我々はどうやって暮らしていくんだと。コミュニティー道路というのはどういうことなんだと、リアルな毎日の暮らし

からいう。ここはとめて、コミュニティー道路にせよというけども、具体的にどういうことなのと。どういうまちができるの、それによって。

また、それだけのまちを展開するだけの我々に力量とポテンシャルがあるのかどうかということ、物すごく商業者や関係者の中には、たじろぎと不安と。それでだれかがぼっと道路をつくっていつちやうわけだ。それで一方通行と。そんなふうにはされないとと思うけども、そういう計画がずしずしと市民の中に入ってきておるわけじゃないですか。

自分たちはまちの主人公ですから、計画が済んで道路が終わったら、皆さんが直接責任を持つわけじゃないでしょう。まちの発展は主人公のその人たちが背負わないかんがね。自分たちが背負うなら、自分たちが背負いがいのある、よいとこしょと言って背負うだけの発言権なり計画づくりの主体者としての参画なりをしてもらわないと、まちづくりなんかやれえへんじゃじゃないと。代表的にはそういうふうにおっしゃるし、私もそう思うんです。

それを一つにまとめるのは大変な仕事なんだけど、その合意づくりがないと、本当のまちづくりということにはならんんじゃないかと。だから、そう簡単なものじゃない。しかし、そこに立脚しながら一つ一つ計画を積み上げていかないと、よし、おれも、じゃ、みこしをかついでみよう、この計画をかついで、一遍残った人生をこれにかけてみよう、息子にも一遍話をしてみようというふうにはならんんじゃないでしょうか。市が上からえらい道路を押しつけて困っちゃうわと、どうするだよと。これでは、まちづくりの主体者としての流れをつくることができんじゃないかと思うんですね。

こういう意見を、今言ったような日程の中でやろうとするときに、皆さん方がどういう知恵を働かせていただけるのかということなんです。コンサルが来て、いろいろ論点整理してやってもらったと。出てきた案があったと。いい案ならいいけども、似たり寄ったりの案で、また同じような

案が出たやないかというのじゃ話にならんわけだわね、予見的なことを言っただけかもしれないけど。そのプロセス、議論の中身というものがやっぱり充実しているかどうかの問題だと思うんですが。そのあたり、ちょっと抽象的で申しわけないが、どんな御所見でしょうか。

○都市開発課長

先ほどもお話ししましたが、商業者部会、アンケート調査、今からやろうとしています地域住民の方の意見を、とりあえず意見を吸収させていただきます。ゼロから住民の方にどうだどうだということはやはり不可能かと思えます。ある程度今までいただいた意見を我々がみ砕いて、ある程度の案をつくってからでないと、やはり住民の中には入れないかと思えます。ですから、それが固まるまで積極的には入れないような気がしております。

以上です。

○高橋委員

そうすると、固まったやつが、また固まったとって見せるわけでしょう。私は、案があるんですよ、原案が。これがあるんだがね、原案が。この地図は一度も塗りかえられていないし、これで今動いておるんだから、この案についてのいろんな意見が、新しいまちづくりの意見の構築する土台になるんじゃないですか。この案を示しながら、今、こういう意見が出てきて、こういうところをこういうふうに見直していきたいというぐらいのことを添えながら、皆さんで意見を出してもらうということが大事であって、案はありますよ、これに。これはいい案じゃないけど、私からいえば。だから、今から案づくりだから、ちょっとタンマと。案が出たら、またお知らせして、そこで初めて議論というのじゃ、結局置いてけぼりで、今までの手法の弱点を克服できないんじゃないかと、こういうふう思うんですが、もう一回お答えください。

○都市整備部長

課長の答弁と余り変わりませんが、これまで、やはり商店街の方も意見交換させていただきまし

たし、また、アンケート調査、これで駅周辺の方の一定の方向性というのを把握できているというふうにも思っていますし、またこれから直接的な周辺の地域の住民の方と意見交換もしていきたいと思っておりますので、そういったところを吸い上げまして、私どもとしての、先ほど言いました条件の整理をした中でたたき台をつくっていく必要があるかなど。固メートル案ということじゃなくて、たたき台というベースの中で、また商店街にフィードバックしていく、地域にフィードバックしていくということで意見をもらうということが必要なと思っております。

ただ、これはやはりいろんな視点がございまして、それぞれ皆さんのまちに対する思いがございまして、それが一つになるというのはなかなか難しいなという部分もございまして、最終的には、そういった意見を吸い上げた中で、市がこういった形で方向を決めていきたいというようなことは最終的には話をせざるを得ないのかなというふうには思っておりますが、その過程では、先ほど申しましたように、一度フィードバックして、また案に対して御意見を伺うという機会をつくっていくということかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員

私の意見は申し上げておきましたので、ぜひ、それらを具体化できるように奮闘していただきたいというふうに申し上げておきます。

鉄道高架について若干お尋ねする必要があるんですが、三河知立駅の移設について、3月末までだということをずっと公式の場で表明されてきましたが、いよいよ3月末が直前ということですが、現状、どういう中身でございましょうか。

○都市開発課長

3月末で御報告するという事を明言しておりました。作業を中断しておったわけじゃなくて、ずっと継続しておりましたけれども、今の段階では、全体の事業費が固まってきております。その中で一番問題になっておりますのが、やはり複線化に伴う鉄道側の負担ということで、その負担の

考え方、率、それがなかなかまとまりません。結果的に、まだ市に対して、市がどれだけ負担をするのかということから、移設に対する可否の判断ができない状況でありますので、3月中に報告するということでしたが、今の段階ではちょっとお控えているという、そういう状況でございます。

○高橋委員

これは、もちろん三者が合意しないと、国を入れて四者が合意しないとけないテーマだと思っておりますが、なかなか合意点に達しないということですが、どれぐらい時間を要するのでしょうか。

○都市開発課長

事業費は出ておりますので、三者、四者がお互いに妥協すればすぐに固まるのでしょけれども、なかなかそう簡単にはいかないと思います。時期については、早急に出したいのはやまやまですけれども、いつだということはこちらでは申し上げられません。

○高橋委員

事業費は出ていとおっしゃっているわけですが、三河知立駅を移転した場合に、駅舎の構築、用地の取得、駅の構築で複線でそこまで行くわけですから、線増の連立事業の該当していくなどということからいうと、知立、都市側、名鉄側、そういう意味での事業費は計算されていると、合意しているかどうかは別ですが、そういう意味ですか、事業費が出ているという意味は。

○都市開発課長

新駅を新たな場所につくって、知立駅とその間を複線化にするということで事業費を算定しました。その金額が出ているというところでございます。

○高橋委員

それは、我々にはまだ報告していただけないですか。意外に鉄道側の負担が大きかったと。それで鉄道がうんと言わないということなのか。じゃ、知立市の事業費から見ると、連立の事業費、都市側の事業費からいうと、下がるんですか、上がるんですか、駅の移設についていうと。



○都市開発課長

その負担の仕方がまだ結論が出ておりませんので、都市側が幾ら、鉄道側が幾らというが出ない。それが固まれば方針が出るというところでございます。

○高橋委員

負担の仕方はわかっているじゃないですか。今まで再三報告を受けてきましたね。新しい新駅の用地は自治体でしたか、築造が自治体でしたかね。築造が自治体で、駅舎、駅、ホーム、用地が名鉄と。その間の鉄道と自治体負担は、線増の連立の詳細要綱でやるんだと、こういう説明でしたよね。それで都市側がふえるのか、減るのか。

都市側がふえるようなことになってはいかんで、ふえないということが確認できないと、これは話が前へ進まない、こうなってきたんだけど、計算式を変えちゃうということになると、今の話は、事業費は出ておるけど、計算式が一致できないので方程式を変えろという話。方程式を変えて名鉄が負担が減れば合意するかもしれんけど、都市側がそれによって。

負担軽減という視点でやってきたんでしょ、この話は。負担軽減でやってきたんだから。中2階の三河知立駅は大変だということで、負担軽減であれを駅舎でなしにストレートで行って向こう側につくれば、区域外だけでも、それを延伸ということをつくれば事業費が減るんじゃないかと、これが視点だったでしょう。だから、この方程式を今変えちゃってどうのこうのという話では、ちょっと話がかんわけですよ。率直に言って、従来の説明でいうと、知立市はどれだけ負担が減ることになるんですか。

○都市開発課長

まだ全くわかっておりません。金額は出ておりません。

○高橋委員

じゃ、事業費は出ているというのはどういう意味ですか。

○都市開発課長

全体の事業費が出ておりますが、そのうち県が

幾ら、名鉄が幾ら、知立市が幾らという、その配分の考え方について結論が出ておりませんので、その事業費が計算できないという状況。

○高橋委員

それは方程式を変えるということでしょう。方程式を認定していないということですよ、名鉄が。今まで方程式があったじゃないですか、さっき私が言ったように。細則で線増の連立でやればいい。新しい駅舎はどうやって、じゃ、計算するんだと。いったら、貨物駅が移設する場合の計算式を当てはめるんだと。私も詳しいことはわからんけども、アバウトでいうと、駅は知立側、都市側がつくり、用地は名鉄が確保するんだと。それで線増の連立でやれば、方程式がそれならばと出るじゃないですか。その方程式の歩み寄りが無いものだから事業費がわからないと。

その方程式を変えて、鉄道を抱き込むために、要するに、もっと鉄道負担を減らせということでしょ、結局は、議論の方向性は。そんなのは、当初の目的じゃないじゃないですか。そんなかたくなことを言っておっちゃ、鉄道が乗ってこんよとおっしゃるかもしれんけどね。だから、方程式を変えたいというなら、その説明をちゃんとやって、だから方程式を変えざるを得ませんという報告をしなきゃだめじゃないですか。どうですか。

○都市開発課長

その計算式はまだ固まっておりますので、報告することができません。

○高橋委員

計算式は、現在の国土交通省と鉄道事業者が合意している協定の要綱でやればいいでしょう、知立駅のように、3階建ての難しい話じゃないんだから。線増連立のあの計算式を当てはめてやれば、おのずと解が出るんじゃないですか。それでやると、鉄道負担が幾ら、都市側負担が幾ら、1対1の負担割合では知立が幾らと出てくるじゃないか。

しかし、鉄道側がこれでは合意していないと。したがって、方程式の一部を変更せざるを得ないと、こういう局面に来ておるとい話じゃないですか。だから、方程式はまだ認知されていないけ

ども、今までの議論の方程式で当てはめれば、事業費は幾らだということはそれぞれ出るでしょう。鉄道側、都市側、出るでしょう。

○都市開発課長

おっしゃるように、それは可能かと思いますが、その数字を発表することは、私どもには許されておりません。

○高橋委員

太田川へ行って、多くの人が驚きました。3階が折半だと。私も質問もいたしましたし、国土交通省の担当者の意見を聞きましたけども、明確な方程式はないんですよ。あれを一つのガイドラインにして、応用問題でそれぞれどうするかという現場の実態、あるいは駅の構造、あるいはダイヤ編成上の措置、ホームの数、全部違うので、それらを決めていくのに基準の考え方が要るので、ああいうものをシンプルな一つの例として出したんだということ。

太田川はどういう知恵を出されたのか知りませんが、この間拝見しましたが、名鉄が13%。あの構造で名鉄が13%ですよ。うちは、あの構造で名鉄が15%なんですよ。ちょっと都市側が出し過ぎじゃないのかというのが私の率直な印象です。

それは、当時、連立事業を事業化するときに、鉄道側と都市側が話し合っ、だれがどこでどういう形で議論されたかさっぱりわかりませんが、当時は、田中助役のころ、田中部長のころの話なので、知立がどこまで踏み込んだかはともかくとして、今日の鉄道側と都市側の負担をああいう形で合意してきたんです。私はちょっと不満がありますよね。

後ほどそのことを知り、今日、この事態を迎えると、何だ、都市側がえらい遠慮してえらい負担しておるじゃないかと。もっと細目の本質を読めば、もっと都市側が突き出して鉄道側の負担を求めてもいいじゃないかと。そういう流れの中で決まってくんですよ、鉄道事業者と都市側の負担の割合というのは。そういうものだと思います、私はいろいろ勉強して。

だから、そういうことでいうと、連立事業の延伸事業の中で、駅を移動した場合に、どういう方程式を当てはめるのかと。この方程式について議論することは、名鉄の要求としては、議論することはいいことですよ。その要求は正当ですよ。

ところが、今までは我々は、知立駅の負担割合、案分で、じゃ、三河知立駅を延伸した場合どうなのかということの説明を受けてきました、あの細則で。それで事業費は出ておるんです。言えないとおっしゃるけど、事業費は出ておる。だけど、名鉄は乗ってこんので方程式を変えざるを得ない。つまり名鉄の負担をもう少し和らげてあげるような流れの議論をしようかという話になっておる。

名鉄は立派ですよ、そういう面では。自分のところの負担がふえるようなことはあってはならないということで頑張っておるんだわね。私はもっと頑張ってもらいたい、都市側に。とりわけ中小都市の市が、本当に頑張っておる市の負担を減らしてもらいたい。私は、そういう意味では名鉄の姿勢を学んでもらってもいいと思うんだわ。

つまり、そこが一致されていないということに、今、最大の問題があるということでしょう。だから、3カ月たてば、あるいは4カ月たてば回答が出るというものではない。よくわからないと。だったら、この話はやめということだがね、ある一定の時期まで。

また、市が鉄道側の意見をのんで、都市側負担を強化すると。しかも、いいですよ、県がしっかり持ってやると、その分、いうなら知らんけども、そうでなくて、市側の負担がふえると、結果的に、方程式を変えることによって。ということは、前から、私、確認の議論をしているように、そういうことはないですよと、そういう視点で三河線の移転を考えているわけじゃないですよとって重ねて確認を求めてきたところですよ。それはそのとおりですと。あくまで事業費削減が本件を議論する出発点ですと、これが議論の今までの到達ですよ。この視点が変わりつつあるということですか、部長。変えないと合意できないということですか。

○都市整備部長

三河知立駅の移設につきましては、私も本会議の中で、この3月には一定の方向を出していきたいということでそういう御答弁もさせていただいていますので、その根底には、三者、県と名鉄と私どもで、いわゆる今後のスケジュールを考えても、ある程度今年度の中で一定の方向を出していないと、残りのスケジュールが踏んでいけないということもございまして、そういう中で、当初は合意をして進めていこうということで取り組んできたわけですが、先ほど課長が申しましたとおり、現状では、いわゆる国も含めて四者の合意が必要なわけでございますので、その四者の中でいろいろ議論の中で、これまでの過程とは違うような話も出てきているということで。

特に営業駅を移設するという、連立の中で移設するというのは全国的に事例がないということもございまして、私どもが当初は思っておった貨物駅の移設とかそういった中の範疇でできるのかどうかというの、また再度議論もさせていただいておるところでございますし、全体の方向性というのが再度議論をされておるということで、時間がちょっとかかるなということで、この3月には到底お答えができないということで、事業費についても算出はされておりますが、最終的な方向が出ない状況の中で事業費だけ表に出していくというの、これもできないということで、その点についても控えさせていただいておるわけですが。

いずれにしても、四者の合意がないとできないということでございますので、名鉄の負担を軽減させるために方程式をつくっているという言い方は私としては承服しかねるわけですが、あくまで新しい駅を移設するという中で、連立のルールにはめてどれが一番適正なのかというところを議論しているということでございますので、当然、都市側として、市として主張しなきゃいけないところは主張させていただいているわけでございますので、その中でこういった時間がかかっているということは御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○高橋委員

駅の移設という知立連立の事業全体の中に立脚はするけれども、営業駅を移設するという行為は、今までの議論の延長線上では必ずしもないわけだよ。だから、方程式はもともとないんだと。だから、名鉄負担を拡大する方向で議論しているという言い方は快くないというふうにおっしゃっているけれども、しかし、線増の連立だということはいいいですね。線増の連立だということは、きちっと抑えておいてもらわんと全然いけませんよ、線増連立。これはいいですか。

○都市整備部長

その点につきましては、私どもも県も、名鉄には複線化部分については線増だということは明確にお話をさせていただいています。

先ほどのお話のありました、ちょっと先ほど答弁申しましたが、移設の方針、いわゆるコスト縮減でやってきたはずだけれども、その方向は変わったのかというお尋ねでございました、決して変わっているわけではございません。コスト縮減という中で進めてきておるわけでございます。ただ出た結果によって、これをお示ししたときに、まちづくりを含メートルトータルの中で、市民を初め皆さんが理解できる数字であれば、そういったコスト縮減という方向がなくても可能ではないのかなという思いはございます。それは、やっぱり数字が出た結果によるかと思っておりますので、あくまで私どもとしては、コスト縮減が大原則だということは変わっておりません。

○高橋委員

線増の連立だということは名鉄は了解しておるんですか。

○都市整備部長

その点につきましては、名鉄は名鉄なりに、いろいろ現在の駅機能を含メートル主張といえますか、意見をお持ちですので、そういった部分の中で今議論をさせていただいているということでございます。

○高橋委員

私は、機能の代替措置だとか妙な言葉ではなくて、線増の連立ということを明確にした上で、しかも、駅を移設したら、今の事業費より上がっちゃったと、市の負担が。事業費が上がっちゃったと。事業費が上がって名鉄の負担がふえて、結果的に市の負担が、駅を移設することによって減ればいいけども、逆に上がっちゃって困るものだから、新しい視点が要るものだから、それは地域振興だと新しい視点を押しつけて、向こうに駅をつくることは地域振興だから、今の事業費がふえるけども、そのふえた分はそういう方向で補えないかと。これは、結局負担増なんだわ、知立市からいえば。

いろいろ理屈をつけて、結局負担増を認めよということを鉄道側と合意してきたということにほかならないじゃないですか、いろいろおっしゃるけども。これ以上鉄道の事業費をふやしてはいかん。事業費はふえてもいいけど、知立の負担をふやしてはいかん、都市側の。知立市の負担をふやさない方向で駅の移設が首尾よくいくようであれば、そこに議論に入り込む根拠と余地があるという議論が今までの入り口の議論じゃないですか。

今話を聞くと、出口で負担がふえても、新しいまちづくりという視点でそのことが味つけできれば、負担増も甘受するというような趣旨に変わってきておる、微妙ですが。意見が明確に変わっていますよ。そう思いませんか。

○都市整備部長

あくまでコスト縮減で取り組んでおりますので、コスト縮減がかなえば、移設という方向で進めていくということは間違いないかと思えます。ただ、先ほど言いましたように、一つの選択肢の中で、これは私どもが決めるということではなくて、また御意見を伺った中で、負担増になったときの増額と知立市にとっての駅移設のまちづくりの観点のメリット、そういった中でどういう御意見があるかというのを聞きながら決めることになるのではないのかなというふうに思っています。

○高橋委員

はっきり見解が変わりました、そう私は思いま

す。つまり、知立市に余裕があって、まだ伸び代を認めるよというなら、私も今の意見も甘受します。しかし、これ以上連立の負担金がふえると、仮に2対1になったとしても、これ以上知立市の負担がふえるという、そういう流れの中での伸び代をここで当局が模索するということはいかなるものでしょうか。

私は、知立の財政と今後の見通しを考えたときに、大変重要な方針転換でないかと。あくまで知立市の負担が今より減ると。だって、中2階の高いところに駅をつくっておっしゃ採算が合わんし事業費がかかると。だから、これを平場におろせば、この間、ずっと真つすぐ来て工事費も少なくなるんだと、これが出発点ですから。複線にするというのは名鉄の固有の要求であるわけだから、それはそれで名鉄が負担されればいいわけですよ。

だから、そういう意味で三河線の延伸を考えてきたんですが、私は知立市の負担がふえるようだったら撤退してもやむを得ないなど。そのかわり線増分は、複線は名鉄でやってくださいよということになりますかね。そんなお人よしでやってやったのでは。それは相手があるから、自分もそこに参画しておる限り、妥協というものが強いられるけども、知立市の立っておる現状というのはそんな甘いものじゃないと私は思うんですよ。これ以上事業費をふやして新しいまちづくりの視点とおっしゃっても、そんなことは理解できないですよ。そのことを強く申し上げておきたい。これは市長、どうでしょうか。余り市長の話を聞くと、またぼけちゃうのかな、本当の話、笑ってみえるけど。市長、どうですか。

○林市長

今の三河知立駅の移設については、部長がるる申し上げましているように、事業費の削減が可能になればということが前提であります。それは決してぶれることなくやっていくということでありまして。その中で、事業費がまだしっかりとした額が出ていないわけでありましてけれども、今、高橋委員が心配されている旨のことが、方向転換みた

いなことがあれば、当然ながらそれは大きな話でありますから、また改めて皆様方に御理解いただくか、また御相談させていただいて方向性を決めていくということになるかと思えます。いずれにしても、今は、あくまでも事業費削減の視点でこの三河知立の移設は取り組んでいるということだけは御理解をいただきたいというふうに思っております。

○高橋委員

方針が変わったら議会に報告して、了解を得て、変わった方針でやっていくよなんていう答弁は私は求めているですよ。既に変更しておるから、それはおかしいじゃないのと、議会にも報告もせずに、そういうこと。事業費も出ているんですよ、申しわけないけど、知立市が幾ら、現在の考え方でいったら知立市が出ておると私は思う。ところがそれは言えないんですよと、まだ合意していないから、方程式が決まっていないから言えないですよ。しかし、もとの方程式でやると、知立がこれだけになるというのは出ておる。出ておるんですよ、ちょっと教えてください。金額は言えなくてもいい。それは出ておるんですよ。

○都市開発課長

実際のところ、まだ聞いておりません。事業費が出たという報告は受けておりますが、比率を分けて金額を出したということは聞いておりません。

○高橋委員

だったら、何で名鉄が合意しないの。出ておるから合意ができないんじゃないの。出ていなかったら、名鉄はわーわー言わないでしょうが。出て、修羅場にきた議論になっておるからまとまらないんですよ、四者が。いわば、都市側と名鉄側がまとまっていないんじゃないの。事業費が出ていなかったら、そんなむきになる必要はないですよ。漠とした話なんだから。出てきているからこそ、そこで意見の統一ができないから、その案分の、そもそも論も含めて、今、見直し検討が始まっておるといことでしょうか。

私は、あなたたちの立場もあるから言わんけども、余り隠さないでくださいよ、数字も含めて。

出してくださいよ、わかっておれば。私たち、そんなこと、PRしてわーわーやりませんがね。わかっておったら出して、お互いに認識を共有しながら議論しましょうよ。そうでなかったら、議会なんていうところは、足を引っ張るだけの機関になってしまうじゃないですか。わかっていたら出してくださいよ。

○都市開発課長

残念ながらそういう体制にはなっておりません。

○高橋委員

そうすると、四者で協議するとおっしゃっているけども、四者ではなくて、県と名鉄でやっておるということですか、お互いに金額を出し合って。そこで名鉄がうんと言わんから、知立は一步わきですから、わきのところまで金額はおりてこない、こういう現象だということですか。だったら、そうじゃなかったら、何もこうやってむきになる必要はないじゃないですか。名鉄と県が金額を握っておるけども、そこで合意ができないので、知立市にまだ連絡していただけないと、こういうことですか。

○都市開発課長

お金を出す前に、負担の考え方がまだ合意できていないということから、その負担するお金も算出してないということをございます。考え方がまだ整っていないということをございます。

○高橋委員

じゃ、どういう考え方とどういう考え方がぶつかっておるんですか。

○都市開発課長

都市側のほうは委員のおっしゃった考え方しておりますけれども、名鉄のほうについては公表はできません。

○高橋委員

名鉄も線増の連立は認めていると、了解しているとおっしゃったけども、それは事実じゃないと、鉄道側の態度はここでは表明できないということなんです、これはどういうことなんですか。議決をする我々には情報を渡さなくてもいいということでしょうか。どういう考え方とどういう考

え方がぶつかっておるのかということぐらいいいじゃないですか。

名鉄は何を要求しておるんですか。鉄道の事業費の透明化を求めているんですが、あなたたちももうちょっと開示してくださいよ、わかっていることは。そうしなきゃ議論できないじゃないですか。後になってこうでしたと。さっきの計画と一緒にじゃないですか。議会にリアルな実態が言えずに一体どこで議論するんですか。どことどこの意見がぶつかっておるんですか。

○都市開発課長

名鉄の考え方は、一担当の考え方で我々には示されておりますが、社としての考え方ではないために、金額だけ出てしまいますと、社として認めていないものが出てしまうということから、そういったことは公表してはならないということでございます。

○高橋委員

政策決定の過程については、いわば公表できないと。ただ、現在どこでつまづいているのかと、どこで基本的に問題があるのかということぐらいはもうちょっとリアルに説明してもらわないと、3月末までに方向性を出すといって議会できちんと答弁されながら、できないと。なぜそうなっているのか、どこでどういう考え方の違いが、今日コンセンサスを得られていないのかということ、もう少し開示してもらわないと、私たちのやっていることを追認せよというだけの話じゃないですか。どことどこの考え方、もうちょっと説明してもらえませんか。

○都市開発課長

何度も繰り返しますけれども、そこまで公表することが許されておりません。

○高橋委員

許されていないけれども、自治体側の代表で行っているわけだから、予算を使って計画を立ててみるわけだから、やみくもに全部をつぶさに明らかにせよということはいかがなものかと思うけども、鉄道側と、今、都市側でぶつかっている論点がどこかと、ここが焦点だけど、これが一致していな

いということぐらいはきちっとお出しいただいて議会の了解を得ていく、やっている事実に対して率直な意見を求める、そしてよりよい姿勢と内容で対応していくということにしないとまずいんじゃないでしょうかね、相手があることだけでも。そうですか、開示できない、どこが論点かということが。我々はさっぱりわからんじゃないですか。3月が、タイムリミットが過ぎていく。こういうことでいいんでしょうかね。

開示できるようになったときには、それで行くということは決まってからなんですから。出てきたら、やや従来の負担より上がっておったと、それは四者ぎりぎりの折衝の結果ですと、上がっておるから、従来の方向とは違うけども、味つけをさせてもらいたいと、新しいまちづくりの視点を入れてもらって、この分の上乗せをやっていただきたいなどという結論でオウム返しにされては困りますよ、率直に申し上げて。全然事業費の削減になっていないじゃないですか。わかりました。言えないんですね。

次へ行きます。市営住宅についてお尋ねをいたします。209ページに、当市の市営住宅建設事業とメンテナンス事業がそれぞれ予算化されております。新しい市営住宅は、議論がありましたように低価格入札でした。それで、総務部で検証された結果、聞き取った結果、低価格だけでも、入札で設計どおりの成果品が期待できるということで、落札者と、最低価格者と契約をいたしました。したがって、設計管理、あるいは当市の検査部門での管理、検査というものが当然厳しくその姿勢が問われるんですが、そのあたり、どのように対応されているんでしょうか。

○建築課長

これも低入札ということで、当委員会で議論していただいたということがありまして、低入札ということでもありますので、主に品質管理、そういうことについて重点的に行っていくということで、品質管理については、また別の業者のほうに管理のほうはしております。したがって、現場での管理においては、常に、一番重要な鉄筋だとか

コンクリート、その分野については現場で品質管理を行っております。

○高橋委員

設計管理者がやっているんですか。どなたがやっておるんですか、その仕事は。

○建築課長

市の職員も同行して、設計管理のほうも委託しておりますので、随行というんですか、一緒に見えております。

○高橋委員

そうすると、3階総務の検査係が現場へ出向いて、テストピースを抜き打ち調査したり、そういうこともやってみえるということですか。

○建築課長

3階のほうの検査係とは別で、名前を挙げますと、小林設計が今回市営住宅のほうの管理をやっているというので、一緒に市の職員と小林設計とその都度品質管理をやるということ。それから、1週間に1回ずつは工程管理をしているということ。

○高橋委員

小林であれ、だれであれ、管理を委託されている。設計者が管理をやるんです。そこが管理をやる、これは当たり前の話ですね。そこへ市の検査係も出向いて行っておるということですか。市はだれがやっておるんですか、随行して同時に。設計管理者と同時にやっておるのはどの部署の方がやっておるんですか。

○建築課長

市の職員というのは、建築課のほうの市の担当の職員ということでございます。

○高橋委員

建設関係のおたくのところの課長補佐がやっておるということかな。

○建築課長

担当です。

○高橋委員

だけど、検査係もやらないかんでしょう、本来。担当もやらないかんけども、当市の検査係というのがあるでしょう。だって、あるじゃないですか、

検査が。そこも当然、完了検査も含めて検査の体制ができておるんですよ。その人たちはやらないんですか、検査は。

○建築課長

ポイントポイントでは、出来形検査をやるとか、そういうところであれば検査係にまた出してもらうという、そういうものがありますけど、鉄筋、生コンのテストピースの直接の検査だとか、そういうところまでは、検査係のほうの判断がありますので、常にテストピースの検査に来るということではないと思います。

○高橋委員

入札の審査会が極めて入札価格が低かったけども、この業者でいいと判断をされたわけですね、見積書をとっていろいろ。何とかこれなら入札の行為を契約してもいけると。そうなったわけですが、余りにも価格が低かったということはお互いの共通認識ですから、管理会社に、設計管理の担当者に、そのことをよく理解を求めて、特段の管理をしていただくように要請すべきだと、やっけていただいていると思うんですけども。担当も足しげく可能な限り現場に運んで、持てる能力と力量できちとした履行を求めるといえることが必要だと思うんですが、その辺の管理体制の強化という点ではどうですか。

○建築課長

通常でいいますと、生コンの品質、生コンだとか鉄筋というのが構造物に対して強度的にはかなり影響があると思います。したがって、鉄筋については、通常の引っ張り強度試験だとかそういうものは当然やる話。現場においても、時々さびた鉄筋だとかそういうものが入る場合もありますので、その辺はチェックを行っておりますので、そういうものが一切ないということです。

それから、生コンについては、現場でテストピースをとって、プラントのほうへ持って行って養生ということもありますけど、念のためには、現場内で一回養生してどのぐらい出るのかと。水中養生すれば通常のは強度は出るのは通常ですので、現場においてもどのぐらい出るのかという

ことを一回テストしておるといふところではあります。

○高橋委員

東小学校の増築工事で耐震補強をしようと思ったけども、耐震診断の過程の中で鉄筋コンクリートの、要するにコンクリートの強度がなくて補強ができないという診断結果があって、1列壊しましたがね、東小学校。1列壊してその分を撤去する。補強もできない、コンクリートの強度がないということで苦い経験があります。

これは、当時どういう過程でどういうふうにして鉄筋を打ったのかなんていうことは議論したんですが、さっぱりわからないと、当時のことは、ということでありました。東小学校の1列、3階建てだったのかな。だから3教室撤去して廃棄したという経緯があるんですね。まだこの行為はそんなに古い話ではありません。

そういうところから教訓を学ぶ場合に、今度の低入札価格のこの市営住宅については大いに学んで、テストピースの試験を従来の管理に比べてもうちょっと頻度よくやるとか、引っ張り検査をもっとやるとかというようなことを根よくやる必要があるというふうにいるわけですが、そこらはそういう体制になっているのかということを知っているわけです。そこはどうですか。

○建築課長

品質管理ということで、低入札をされたときに、必ず安かろう、悪かろうではいけないということがありますので、品質管理については徹底してくださいということで業者にも言っていますし、担当の職員のほうにも十分やるようにということでやっています。それから、テストピースについても、私のほうから、現場内での養生をやるようにということで指示はさせていただきました。

○高橋委員

入札の結果、安い価格で発注し、素晴らしい市営住宅ができたということであれば低入札が生きるわけですから、予算も少なく済んだということで生きるわけですから、それはそれでいいと思うんですが、安かっただけにやはり問題があった

という結論にならないようにするには、この段階での品質検査、品質管理を徹底してやるということによって間違いのない完成品を担保するということが必要ですのであえて申し上げておるんです、釈迦に説法で申しわけないけど。ということで、ぜひ特段の留意をしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それで、市営住宅を待ち望む声が、私どもに既にあちこちから来ていて、平成24年の4月、オープンするなら私も入居したいわと、2DKだよという話もしながらお話ししているわけですが、家賃を含む入居要領というのはいつできるんでしょうか。

○建築課長

平成24年の4月に入居ということでございますので、遅くとも3月までには入居される方を決めますということがあります。したがって、そういうのを考えていくと、遅くとも12月の議会には、当然その条例もありますので、詰めていく必要があるなと思っております。

○永田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時43分

---

再開 午後6時52分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

遅くとも12月議会には提案したい。そうですね、12月を逸したらちょっとベケですね。それで、課長、現在、市営住宅に入居したいと、今、空き家が出たら随時募集しているんですか。入居待機者という者はどのぐらいあるのか。実際に現場で仕事をやっておられてどうでしょう、その認識は。

○建築課長

待機者は、中山で、今、1部屋あいているんですけど、その入居者の待機者が何人かいますので、1人ずつ紹介をさせていただいているところです。かなり待機者の方も年月がたっていますので、どこかの市営住宅だとか、とりあえずアパートだと



かが決まっていますので、そこでいいですという方がいますので、今、その手続をしているところでありますので、まだ待機者はちょっと人数的にはわかりませんが、10名程度はいるかなと思っております。

○高橋委員

市営住宅に入りたいけどもという人には、だめだよと私は頭から言っちゃうんだね。あいてへんし、相当待たないかんよ。だから、違う方法にしろと言わざるを得ないんですよ。しかし、ここへ30戸の市営住宅ができるということで、そういう姿勢ではなくて、きちっと受け入れて、そして何とか入居できるような環境づくりということも必要になってくるんですよ。そういうことで聞いているんですが、一番問題なのは家賃だろうと思うんですが、基本的にはどういう考え方で進んでみえるんですか。条例は12月で結構ですが、基本的な考え方。

○建築課長

基本的には公営住宅法で決まっておりますので、その方の住まわれるときの収入、それによって所得階層が決まってくるので、収入に応じた家賃になるということになります。したがって、あとは低所得者減免だとか、それから福祉減免とか、そういうのが適応できるかできないかということでまた変わってきます。したがって、今言うと、そういう減免を引く前ですけど、2万8,000円、3万円までは行かないかなというぐらいの抑えですね。細かいことは全然決まっておりません。

○高橋委員

新しい市営住宅は、つくっていただいたけど結構高くてなかなか入れないという事例もないわけじゃないんですね。今、生活保護世帯でも3万5,000円程度の住宅、あるいは、場合によっては4万5,000円程度の住宅でもオーケーと、あきがあれば、ということで対応していただいているんですけど、当然、公営住宅法で家賃算定の基礎のようなものもあるわけで、それらを参照するんですが、総事業費、耐用年数、部屋数等で割り戻して出していくんだろうと思うんですが、そうい

う計算でいくと、大体3万円未満で家賃が設定できそうだと。2万8,000円から3万円ぐらいで家賃が設定できそうだと。なお所得が低い人は減免措置も含めていろいろ福祉政策があるよと、こういう理解でいいですか。

○建築課長

まだまだ本当にはじいていないわけですけど、おおむね今の考え方で3万円以下でいけるかなと思っております。

○高橋委員

そうすると、例えば八橋に現在居住していて、八橋市営住宅にいるけども、単身のおばあさんになったので、八橋は家賃が結構高いということだから、今度の新しい市営住宅に取ってかわりたい。そのかわり、その部屋は世帯の方が入るということもあり得ると思うんですが、そうした対応についてどういうふうにお考えでしょうか。

○建築課長

確かに、今、委員がおっしゃられるように、八橋はどちらかというとファミリー向けということになっているかと思えます。そこでたまたま1人になる方もいますので、そういう方の意向を聞いて、例えば、高場のほうへということも検討する必要があるなと私も感じております。

○高橋委員

そういうことを含めて弾力的に対応していただければいいと思うんですが、ひとり暮らしの高齢者も結構ふえてきて、そこが自分のうちなら結構なんですが、アパートと。その方が年齢を重ねるに従ってアパートも古くなってくると。ぼつぼつ大家が壊したいと。しかしそこに居住されておる限り出ていけとは言えんというようなことで大家も苦労されておられるし、そこに住んでみえる方も不安になっているというようなことは結構あちこちに起きています。そういう人から何とか市営住宅ができればというラブコールが来ているということを紹介したいわけなんですよ。

そういう点で、平成24年4月に入居していただくわけですが、市営住宅建設計画からいうと、もともと50戸と、建設計画は。後半であと20戸つ

くって、全体には一定の年限までに50戸をつくっていききたいという、こういう計画になっていたと思うんですよ。この計画については当然実行していくという理解でいいですね。

○建築課長

確かに、公営住宅ストック総合活用計画のほうにちゃんとうたわれております。50戸が必要ということで、前期30戸の後期20戸ということになっております。だから、これに向かって進めていきたいということは思っております。

○高橋委員

それで、住宅も今建設が始まって見えてきておるんですよ。来年4月から入所していただくということになると、その実務もあなたのところの担当でやらなきゃいけません。同時に、第2段目の市営住宅建設というものも視野に入れて対応することがぼつぼつ必要になってきていると思うんですが、そうは思いませんか。いつごろから第2期の具体的な構想の取りかかりに入るのか。計画はそうなっていますけど、どうですか。

○建築課長

前期分が今年度いっぱいぐらいで市営住宅が建つと。入居者のほうも、年を越して3月ぐらいに決まると。入居者が4月から入ることになれば、平成24年度からある程度検討会を、何かしていかないかんだろうなということになるかと思えます。したがって、どういうふうにやっていくかということはまだまだ詰めていないわけでありまして、庁舎内の人を集めてそういう検討委員会を開くのかとか、そういうことはまだまだ全く決まっていませんので、今後詰めさせていただきたいと思えます。

○高橋委員

住宅ストックは平成28年までだったかね。

○建築課長

委員おっしゃられるとおり、平成28年までということをおっしゃっていますので、平成24年から検討でいっぱいいっぱいということになると思います。

○高橋委員

いっぱいいっぱい。いっぱいいっぴいの認識

が大事なんだわ。いっぱいいっぱい、平成24年から議論を始めてね。たまたまあそこはと畜場の跡地であっていたんだけど、そうはまいらんと、2期目は。新しい用地も考えないかん。建設費も捻出できるのかどうか議論しなきゃいかん。今度は、ストック計画では30戸対20戸で戸数は少し小さいけれども、どういうふうにしていくのか。

これは、結構、場所を含めて、あるいは財政状況を含めてきつい仕事になると思うんですが、それだけに、そのストック計画で示しているから。これは前本多市長のときにつくったストック計画なんだけど、これはやっぱり担当課としては死守して、その履行に全力を尽くすということが必要ですが、そういう決意でやってください。いいですか。どうですか。

○建築課長

担当課としては、これに向かって進めていこうということをございますので、ほかの要因については、またその都度検討させていただくことになるかもわかりません、財政的な話を含めて。

○高橋委員

ぜひそういうことで。そうすると、ぼつぼつ基本設計などで実施設計に顔出しをするような時期に来ているので、逆算して間違いないようにひとつ対応していただきたいということを引きょうの段階では申し上げておきたいというふうに思います。よろしく願います。

それから、もう一つ建築課長に聞いておきたいんですが、さっき議論しました耐震化の問題、これは、今回は予算計上が昨年を下回っています、金額的に。この辺の見解を承りたい。予算書では207ページの下のほうに、これは前年度より少し少ないです、補助金の額が。どうですか。

○建築課長

当初予算でございまして、平成22年度の実績が簡易型を含めて10件ということ、それから、平成21年のときが24件ということで、24件から簡易型を除けば8件ということになります。したがって、PRの方法は従来と変わってはいないんですけど、落ちているということで、ふやしたいと

ということもありますので、8件ではちょっといかにんということがあります。したがって24件ということもなかなか考えにくかったものですから、そこで4分の3の75%分をちょっと上げさせてもらって、18件というふうに当初予算では抑えさせていただいたということです。

#### ○高橋委員

ここに、耐震化促進委託料というのが毎年載るんですが、平成24年度の耐震化促進委託料の中身について御説明ください。

#### ○建築課長

これは、耐震化促進ということで改修促進計画、この中に強化地域というものも入っていますので、その地区の皆さんのところで耐震についての勉強会ということで、年5回ないし6回を地元の区長の協力を得ながら、大体土曜、日曜日の午前中が多いですけど、そういうところでいろんなメニューに沿って、地震の怖さだとか、家が耐震をするところというふうになるとか、そういうことで一つ一つメニューをつくって進めているということでございまして、中山町につきましては、平成22年度については中山町に勉強会をさせていただいたということございまして、第1回が勉強会の意義についてお話をさせていただいた。2回目がまちの状況を確認し、地域の防災上の問題点を絞るとかまとめるということですね。あと、アンケートをやらせてもらったり、それから、地震に強いまちにするために何をすべきかと、そういうふうには耐震ローラー作戦もやっております。テーマを決めて皆さんに出ていただくということをやらせていただきました。平成23年度、新年度からは町内を山町にさせていただいて、これを同じように進めていこうかと考えております。

#### ○高橋委員

平成22年度は中山、平成23年度は山町。耐震診断は診断補助金、これが大体前年度同額よりちょっとふえているのかな。これは無料で業者にやってもらって補助金を出すわけですけど、この見通しは来年度どうですか。委託料で庁内で啓発したところについては診断がぐっとふえるというのが

今までの傾向のように言われていますが、中山の昨年度、モデル地区でやるということを含めて、どんな傾向でしょうか。

#### ○建築課長

申しわけありません。先ほどの答弁の中に、まちづくり耐震診断がちょっと抜けているということでございますので、まちづくり耐震診断については165戸ありまして、1件が4万5,000円で無料で耐震診断をやっているという内容でございます。平成22年度においては55件の実績でございまして、前は、86件よりはちょっと下回っているという中身でございます。累計でいきますと、耐震診断が、平成22年度を入れまして1,625、一般のほうの改修が101件という内容になっております。

#### ○高橋委員

私、ちょっと間違えておりました。非木造住宅耐震診断補助金は、これも昨年をちょっと予算が下回ってまして、平成22年度までに1,625件の耐震診断を行ったと、うち、108件が補強されたと、こういう今報告だったと思うんですね。それで、これも耐震診断計画というのがつくられましたよね。ここで前、議論したことがあります、計画書そのもので。ピンク色のやつ、あれの計画でいくと、このテンポではとてもじゃないけども間に合わないということがお互いの共通事項になっていたと思うんです。計画との関係で、来年度予算の到達でどこまで行けるのかということについてどんなお考えでしょうか。

#### ○建築課長

この耐震改修促進計画、この中でいきますと、46ページの中に木造戸建てということで、今後耐震化施策に必要な住宅数ということで、木造の戸建てということで203戸というふうに出ています。この203戸を満足すれば、耐震促進計画という戸建ての85%が何とかいけるだろうというものになっております。したがって、今の状況で、先ほど言いましたように、平成22年度では101件ですので、ちょっと比べると、本当に20分の1ということになります。

あと、これを進めるには、民間のほうの住宅の

ほうの改修が進めば、それを補うということにはなりますけど、それも見込んでのこういうものをつくってありますので、そんなにはふえないだろうということになります。これを検証するためには、また検証するための委託料が要するというようになりますので、それも検証するのに委託料を使うのはなかなかもったいないかなということがありますので、届いていないなということは事実です。今後、改修を進めていくというところに力を入れたいなと思っております。

#### ○高橋委員

崩壊、あるいは崩壊に近いという診断が出た家屋が住民の手によって建てかえられるというようなことが進めば、行政がいながらにして耐震化率は上がっていくわけだけでも、この経済的事情と中身でいうとそう簡単ではないというふうに思うんです。そうなると、補助金等を大いに活用していただいて補強していただくと。

ただ、高齢者に多額な補強の経費を受け持たせるのもいかなものかということで、補強の仕方や内容についても、かなり経費のかからないような方法で補強できないだろうかという視点からの検討もいろいろされているわけですね。そういう意味では、幅広く補強ができるような行政上の措置、技術的な開発もついてこなきゃいかんと思うんですけども、しかし、耐震促進計画85%ということですので、このテンポでは大変だというのが私の実感ですが。

PRもそうですが、切実な思いを持っていただく。今度の地震が災い転じて福となすということも含めて、大いにPRを、あるいは具体的なわかりやすい目線での説明を大いにやると。その意味では、耐震化促進委託料、山町ですか、今年。平成23年度、山町、これらも大いに生かして促進していただくということが必要だと思うんですが、どうでしょうか。もう一度お願いします。

#### ○建築課長

ことしやった中山町につきましては、地域もちょっと狭いということもありまして、それから、住んでいる方も割かし年配の方が多いということ

がありまして、以前行った西中だとか上重原みたいに、勉強会をやったから応募が多かったというものはありませんでした。だからといっても、強化地域ですので勉強会をやらせていただいたということでもございまして、今後、山町にも同じように話をさせてもらいまして、とにかく自分の命を守ってもらうためには、ある程度の費用も要りますけど、補助金のほうもありますので、活用してもらって促進をしていただきたいなと思っております。

#### ○高橋委員

最近、マンションの老朽化というようなことも少し問題になりつつある時世ですが、当市は、マンション管理士というのは受験で合格されているんですか。何人ぐらいおみえになるんですか。

#### ○建築課長

1級建築士を持っている方がいるものですから、現在は2名だと思います。

#### ○高橋委員

わかりました。

もう一つ聞いて一般会計は終わりにしたいと思うんですが、開発等事業紛争調停委員報酬というのがあるんですね。これは開発指導要綱を条例化されたときに、トラブルがあった場合に、調停ができるような構造といいますか、条例での規定があります。これを受けて6人委員の報酬を計上しておられますが、これは事実行為として紛争解決のために御尽力をいただいているというケースはあるのでしょうか。どんな活動をされているのでしょうか。

#### ○建築課長

今年度は案件がありませんので、現在のところやっております。前年度においては、内容的に、相談をさせていただいたというんですか、おおむね距離の話がありまして、私はそのときにいないものですから内容は詳しくは知りませんが、距離の表示の仕方についていろいろ教えていただいたというようなことをちょっと聞いてはいますが、今年度についてはやっております。

#### ○高橋委員

まだこの条例が施行されてそんなに長い時間がたっていませんけども、開発等の紛争調停委員が実際に調停をされたという行為は今までにあったんですか、なかったんですか。

○建築課長

私の知る限り、なって1年しかありませんけど、ないと思っております。

○高橋委員

予算が若干減額になっているんですが、日割りで払ってみえると思うんですね、報酬を。その実働の活動日数がことしより少なくなるだろうと、こういう見通しで予算化されているという、そういう理解でいいですか。

○建築課長

回数、何回出ていただいたかという、そういうような計算になっているかと思えます。

○高橋委員

回数でいいんだよ。回数でいいんだけど、貴重な役割をされる方々なので聞いておるんですが、予算が若干減額になっていることは、活動の日にちが、平成23年度は平成22年度より少し少なくなるという見込みを立てていらっしゃるんですかということを知っているんですが。

○建築課長

申しわけございません。おっしゃるとおり、回数を減らしております。

○建設部長

ただいまのちょうどページを開いておりますので、ちょっと午前中の補正予算のところの説明で確認させていただきたいんですが。

○高橋委員

35件というやつ。

○建設部長

はい。耐震緊急支援事業でございますが、当初18件、この18件というのは今の当初予算に載っておる18件分で国のほうへ要望を出しました。ところが、18件では不足だと。どんどん応募者が殺到するじゃないかという相談がほかの市町からもございまして、急遽17件を追加補正したと。35件分につきましては、当初予算の18件と、それから、

補正で減しておりますところの実績のない非木造の共同住宅とかそういう部分の耐震改修予算が少し上げてあります。この現行の予算の中で泳げる範囲が35件というふうに見ておりますので、きょう、既に35件来ております。これ以後の方については補正という対応になりますので、4月早々には、申請を出していただいても、交付決定が出せない。交付決定については補正予算後ということで、これだけ御理解いただきたいと思えます。

○高橋委員

30万円を上乗せするという措置、それは国の補正でついたので30万円上乗せしたいということが今度の補正で出たんだわね。これが18件分なんだわね。今度、まだ議論していないけど、追加分で17件分措置しましたよと、35件。これは、3月28日までに申請してくだされれば、平成23年度の頭から工事をやってもらって支弁していくんだと、こういうものでしょう。

私と担当課長との議論では、じゃ、4月へ入っちゃってから要求のあった人について、当初予算で30万円の上乗せは組んでいないものだから、組んでいないけども現計予算があると、耐震補強の補助金の。この現計予算を使って30万円上乗せして支弁していくんだと、こういう答弁じゃなかったのかね。そういう答弁だったものを、今、部長が修正するということですか。

○建設部長

4月以降の申し込みについては、現段階では今までどおりの85万円補助ということになります。私が言いましたのは、35件分は、年度内申し込み、いわゆる3月28日までに申し込んだ方については、来年度の85万円に今回補正しました30万円を上乗せして補助しますよというものです。その35件分については、いわゆる今までの85万円分の予算が当初予算で18件分しかないんですね。ですから、18件分の方については、すぐ交付決定なりの手続きはとれるんですが、あとの17件分及び35件から、今から来る人、もし申し込みがあれば、この方たちについては、本予算の手当がつかないと交付決定が出せないという事情が一つあるということだ

け御理解いただきたいと思います。

○高橋委員

じゃ、早い者勝ちということ。補正は6月に組んでくださるわけ。要するに、本体がなくなっちゃうわけだがね。平成23年度の本体は18件しか組んでいない、85万円が。それに30万円上乗せするよと。30万円上乗せだけが先行しちゃって、走っちゃって、きょうの段階で35件、30万円分の申し込みがあったんだわ。ところが、本体は来年度18件しか組んでいないもので、35件は、上乗せ分については補正を含めて、追加予算を含めてキープできるけど、本体がないという話だね、今の話は。そうすると、それを17件掛ける85万円をいつ補正するわけですか。

○建設部長

今の17件分については、現計予算の中のやりくりで何とか行けるだろうというふうに踏んでおるんですが、35件にきょう既に到達していますので、今から申し込みがあった方についてのみ、本予算も現予算の中ではありませんので、6月ないし9月の補正予算後ということで御理解いただきたいと思います。

○高橋委員

ちょっとニュアンスが違うんですよ。来年度の当初予算で本体の予算は18件分しかないわけでしょう。ところが、国の追加30万円が既に35件あるわけでしょう。30万円分だけは予算化してあるがね。来年、繰越明許するものだから、30万円は35件分繰り越されていくわけ、来年度へ。

ところが、18件を超えた分について本体がないものだから工事ができないということでしょう。だから、18件は直ちにできるけども、4月から、30万円を上乗せして、ところが、残った17件は本体がないので、本体の補正ができません限り30万円の執行もできませんよ。ということでしょう。だから、本体の85万円をまず補正せないかんがね。そうせな、28日までの約束が履行できないということだよ、一つは。

もう一つ話があって、これからまだ28日まで日があるわけだもので、これから申し込まれた人は、

これでおしまいとは言わないとおっしゃったでしょう、さっき。この方は、繰越明許の予算もないですよ、30万円の。この方は、新年度予算を回して30万円上乗せ施策を引き続き続けていくと、こういうことを担当課長がおっしゃったね。だから、僕はそこは初めて聞いた話だと言ったんだわね。

その分も当然追加で補正しないと、17件プラスアルファになりますよね、補正しないと、本体分も。本体分とプラスアルファは30万円含んで、115万円やらんといかんわけですよ。そういうことでいいですか。

○建築課長

ちょっとややこしくて申しわけありませんけど、30万円の分についての35万円分は、今回の補正でオーケーと。基本となる85万円の分は当初予算で18件分が乗っているからいいと。後から追加した17件分の基本の部分がないものですから、これは、平成23年度当初予算の中で流用させていただきますと。例えばどういうことかということ、非木造のアパート、そういうのが1,000万円級のものがありますので、それを利用させてもらって何とか門が詰まると。

今、部長が言われたのは、35件を超える部分、を超える部分がこれから何件になるかわかりませんが、例えば40件になったとすると、5件分が不足するわけです。5件分というと、今言われたように、30万円プラス85万円、115万円掛ける5件分、この部分が当初予算にも財源的な裏づけがないから交付決定が出せないよということですので、それを、6月になるのか、9月になるのかということでもた調整させていただいて補正をするということが必要ということでございます。だから、私の先ほどの答弁も、流用ないし補正で補てんさせていただくということでございます。

○高橋委員

非木造の補強が要求があったら、それはそれで予算を組んであるから、非木造の要求があったら歳出せないかんわね。ところがなければ、その節内で流用して17件分に次々と充てていくと。ところが、非木造も予算化されているわけだから、

この分を食っていくわけだから、その分も含めて補正をせんとまずいよということは当然の織り込みの話だわね。それは織り込まないの。非木造はやめちゃうということ。科目をうたっておいてやめちゃうというのは、ちょっと食い逃げになるわね。

とりあえず暫定的に使わせてもらって、補正を組んだときにそれで穴埋めしていくということが適切というか、どうしてもそれはやらないかんとするけども、非木造で予算を組んでおいて、年度末に来て、非木造は対象者なしというときに、減額補正するか、あるいは流用するか、決算時に流用の理由を明確にするということはあるかもしれないけども、当初でどんどんこちらをやっておいて、非木造は空にしちゃって、当初予算ではうたいこんであるけども、その後、要求があっても空ですよなんていうのはおかしい話だわね。

そこは補正で担保しなきゃいかん。あとは時間との関係ですわ。補正で担保すると。両方がちゃんと予算機能として、ニーズがあればこたえられるような補正で、6月なり9月で健全な裏づけのある予算にすることがないといかんわね。そういうワンパックの話として理解せよというなら理解します。それでいいですか。

○建設部長

そのとおりでございます。あとは、交付決定の時期が補正との絡みで、若干早い人、遅い人が出るということでございます。

○高橋委員

予算の裏づけがないのに、いいですよ、いいですよといって、空手形は切れないよと、こういうことは当然のことだね。

それから、もう一つ確認だけでも、28日で一応終わるわけでしょう、30万円の上乗せ措置は。そこは一応補正予算で担保で35万円。やるんだけど、例えば4月以降、30万もらってやった人がおるもので、私も30万円もらってやりたいといった場合は、当然国庫補助はなくなるけども、市単で継続していくということですね。

だから、30万円上乗せというのはいつまでやる

わけですか。28日まではまだ日にちがあるので、28日まで申し込まれた方は上乗せ措置をします。その上乗せ措置をすることも、財源は市単になるわけですか。また国庫が追加で下さるわけ。ちょっとそこら辺の絡みを含めて説明してください。

○建築課長

28日でとりあえず締めさせていただくと。当初は18件で組んでいたわけですけど、最初の伸びを見ると、なかなか申し込みもなかったと。回覧のせいなのかわかりませんが、その割に伸びがなかったということもありまして、続けることもちょっと考えたこともあるわけですけど、現在になってみると、28日で35件超えたと、想定外の伸びがありますので、今回はそこで切りをさせていただいて、従来通りの85万円は続ける予定でございますけど、30万円オンについては、4月以降受けた方にはありません。その後、また国のほうで事情が変わって補正予算等がつけば、またそういうものには検討する必要になるかと思っておりますけど、一応そこで、早く申し込んだ人と遅くから申し込んだ人の色分けはされるということです。

○高橋委員

だから、そこで私がさっき申し上げたのは、補正予算は35件までしか組んでいないから、14日で35件に行っちゃったというんでしょう。だから、これから28日までは魔の2週間になるわけだがね。ここから予算が組んでいないけども、どんどん応募が来たら、上乗せの30万円は認めていきますよという話で、今の答弁は、28日までは。

だけど、30万円は補正の財源はなくなってしまうんだから、あとは市単で30万円。この30万円の35件分というのは全額国費でしょう。全額国費で来ましたがね。だからどんどん使ってくださいと。よしわかった、任せておけといって補正を組んで、今度また追加を組んだ。ところが、予想以上にふえちゃったと、想定外だと。だけど、ふえた分は措置すると、28日までに申請された分は。

そうすると、この分は、今、国庫の担保がないものだから、市単で30万円上乗せ、つまり115万円の上乗せ措置、全部市単でやっていくと。全部

市単というのは、原本に補助があるから30万円は市単でやると、そういう理解をせざるを得ないですよね。違うんですか。まだ上乘せして数をふやしてくださるんですか、30万円分を、国庫が。

○建築課長

委員の言われたとおりでございますが、30万円についての単独ということじゃなくて、その分についても、また補助金のほう、社会資本整備交付金のほうで何とか見てもらえないだろうかということで申請をしていきたいなと思っております。

○高橋委員

申請はいいけど、いいぞと、話し合いに応ずると。要するに、門戸は開いておるから申請しておるんだということか、門戸は完全に閉じちゃったけども、何とかやってくれとって、これから門戸をこじ開けていこうということなのか。私の理解は、門は閉まっちゃったと、追加補正で。35件で終わっちゃったと。だから、35件の段階で、要するにきょうの段階で打ち切りというのが、補正との関係では整合性のあるタイプ。

ところが、28日まで期間があつて、ちょっとおくれた人を救ってあげないかと。建設部長流のいい話だわ。建築課長流のいい話だわ。救ってあげる分については、補正の門戸が閉まっちゃったものだから、最悪市単ですと、そこは覚悟の話ですとということを確認を求めているんです。

○建築課長

おっしゃるとおりでございます。

○永田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第26号について、挙手により採決します。議案第26号は、原案のとおり可決することに賛

成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手多数です。したがって、議案第26号 平成23年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号 平成23年度知立市公共下水道事業特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

一つは、平成22年度末の下水道普及率、どんなものでしょうか。

○下水道課長

平成22年度末の普及率でございますが、まだ正式ではございません。3月末の人口でどれだけかというところで、ちょっと3月末が出てございませんので、今、暫定で53.7%でございます。

○高橋委員

これは決算のときにも議論になって、監査の意見書もありましたね、もうちょっと普及率を上げないかんよと。何%上がったんですか。

○下水道課長

平成22年度は1.6%増でございます。

○高橋委員

それで、これから普及率向上に励むわけですが、予算書の361ページをちょっと見ていただきたいんです。ここに、平成23年度中の地方債の残高が記載されております。私がちょっと注目して聞きたいのは、平成23年度中に起した起債の見込み額が3億6,390万円で、当該年度中に元金を償還する見込み額が4億2,000万円と、こういうふうな数字になっておるんです。

これはすなわち新たに借金をして財源をつくるということをやっとやってみえたけども、ここまで来て、86億円の基金残高になった段階で、もうちょっと前の段階でそうなったんでしょうが、ローンの返済のほうが多くなってきたぞと、借りる分より返す分が多くなってきちゃったと、こういうことですね。

○下水道課長



そういうことでございます。

○高橋委員

その差額が5,880万6,000円。つまり、下水道普及率を上げよというのが至上命題なんです、その主要な財源の一つが地方債だったんですね。もう一つは一般会計の繰り入れ、この2本でやってきたんです。ところが、ここへ来て5,800万円、約6,000万円ローンの返済が超過すると、借りた分より、こういう関係になるわけです。

5,800万円、約6,000万円をどこで、じゃ、調達するかというと、一般会計を食っていくわけですよ。一般会計の繰り入れを食ってローン返済に回すということになりますので、一般会計は純生で設備投資に回らないという、そういう事態になっているというふうに私は理解するんですが、そういう理解でいいですね。

○下水道課長

今回、地方債の借りるお金がおよそ3億6,300万円と。返す公債費が4億2,000万円余ということで、前回の委員会、高橋委員のほうから、返すお金相当分を起債に充てていけば、残高はふえていかないのではないかということの中で、今回、平成23年度予算も検討させていただきました。その中で、一般会計の繰り入れということで、お金が、ある程度実計の中で示されておりまして、それと、その中で、事業費にとれだけ充てられるのかということの中から、起債を最大限算出した中で出てきた数字が今回の起債の3億6,000万円ということで、先ほど委員の言われた5,800万円については、一般会計の繰り入れで賄うような格好、8億円の起債の中で対応するような予算だと思っております。

○高橋委員

るる御説明いただいたんですが、351ページを見ると、そのことが一目瞭然だと思うんですね。流域下水道の分担金もいろいろあって、いろいろ複雑なんです、この351ページというのは下水道建設費なんです。つまり、下水道の管がどれだけ入るかというところがこの予算の大小によって決まってくるわけです。ここの下水道事業費

が6億6,000万円、前年度に対して2,600万円の減額になっています。

問題は、その中で、工事請負費5億1,500万円ですよ。これが具体的に埋管をしていく原動力の財源ですね。その財源内訳を見てもらうとおわかりになるんですが、じゃ、5億1,000万円、あるいは6億6,000万円という、この目の予算の財源はどうなっているかということ、地方債が3億3,000万円でも多く、その次に国庫補助金等があります。一般財源は1億1,000万円。

つまり、ここで、一般財源が1億1,000万円しか入れられないということは、さっき私は逆説的な言い方をしたんですが、ローンの返済は一般会計の繰入金でやっておるということですよ。地方債というのは事業を起こすために借金を借りるわけだから、借金を返すために借金を貸してくださいなんていうことはできないわけだもので、ここの財源に充当せざるを得ない。

つまり、何が言いたいかといいますと、平成23年度の繰入金は8億円ですよ、ぴったり。前年度が8億2,000万円ですからちょこっと減った。減ったけども、下水道建設事業には6億6,000万円しか充当できていない。特に、工事費については5億1,000万円しかできていない、ということでしょう。つまり、8億円入れておるけども、残ったのは返済に回せざるを得んと。

一般会計が8億円、地方債が3億円だから、11億円の仕事ができるはずなんですよね、本来は。ところが、地方債が、今言ったように4億円を超えてきておる。借金より多いローンの返済ということになるから、結局一般会計がこういう形でしか工事費に、投資的経費に転用できないと、こういう関係になっているんじゃないかというふうに思うんですね。

つまり、このことはどういうことを意味しているかということ、これから建設を強化しなければいけないと思うんですが、借金の返済がさらに重くのしかかってくる。そうすると、地方債は借金のために借金をすると。しかもそれだけで足らずに、一般会計の支援のお金が工事費に回っていかない

事態になっていると、こういうふうには見えないんですが、どうですか。

○下水道課長

細かい中身的には少し違う面もあるかもしれないんですけど、委員の言われた中身が大筋の考え方だというふうに思います。

○高橋委員

アバウトな話でそういう構図になってきておるんですね。だから、地方債をふやせば残高がより伸びる。返済もこれからふえてくる。一般会計からぐっとお金をもらわないと、結局事業費の充当が困難ということになるので、これは一般会計そのものが、本屋がけちけち運動だものでなかなか厳しいところだと思うんですが、そういう前提に立って、しかも下水道普及率を上げなさいという一つの命題ですよ。これはどういうふうに受けとめて今後やっていかれますでしょうか。基本的な考え方をお聞かせください。

○下水道課長

今の重要な命題、普及率を上げると。私どもの都市計画マスタープランにも、平成30年、70%を目指すということを掲げております。この中で、今、大変厳しい経済情勢の中で、財政的にも一般会計から繰り入れていただく予算等も非常に厳しくなっております。

ただ、私ども、今、認可をいただいています619ヘクタールという整備区域を最大限整備を進めてまいるということで今やっておりますけど、委員の言われるように、平成21年で普及率1.7%の増、平成22年では1.6%の増と。この1.7、1.6という数字を平成30年まで積み上げた状況の中では、平成30年70%というのは非常に厳しいのかなというふうに思っております。

ただ、この経済情勢がこのまま続かないような中で、思いですけど、平成26年度以降、景気がよくなって、その中で一般会計からの繰り入れも順調に伸ばしていただいて整備を進めることで、まだ平成30年70%は目指していけるのかなという思いの中で予算の獲得にも努めていきたいという思いでございます。

○高橋委員

下水道課長の決意のほどは理解いたしますが、現行で推移しますと、目標年度の平成30年には60%程度なんですよ。もちろん面整備がうまく進まない、学校とか大がかりなものがあつてなかなか個々に進まない、一つの面積でも、要するに、人口密度が少ないところでは投資効果が少ないということがあるから単純ではないけども、1.5とか1.6%の普及率の前進を考えますと、頑張っていたかかないかンけども、平成30年で6割をちょっと出たぐらいで7割に届かずと、こんな結果になることは、この傾向でいくとそうならざるを得ないのかなということもまた事実だし、そこはきちっと腹に入れてもらっておると思うけども、そういう環境にあると。

特に、私は、地方債残高がふえてきたことが、ローンの返済額をふやして、それが足かせになってきていると、そんなふうにするんですね。できたら早く返してあげたいぐらいだわね、地方債を。身軽になってさらに進めていくということが大事だと思うんですが、現状はそういうことだということをお互いの認識にしたいというぐあいに思うんですね。

それで、今回、また地震の話ですが、マンホールトイレという対応。今、東北の東日本のあれでも、トイレがこれから緊急の課題になってくるだろうと思うんですが、地震対策整備工事費1,293万3,000円、この中身について御紹介ください。どういう内容をされるんでしょうか。

○下水道課長

地震対策整備工事費ということで1,293万3,000円を上げさせていただいております。これについては、今年度も実施しましたマンホールトイレ、これは知立小学校についてマンホールトイレを設置していきたいというふうに考えております。それと、今年度も実施をさせていただきました耐震対策ということで、昭和地区の幹線について、管更正工法という中身で耐震の工事を進めていきたいという中身の予算でございます。

○高橋委員

予算説明書の85ページに概略が書いてありますね。地震対策は耐震工事の延長36メートル。これは昭和地区をこの間議論しましたね。何か中から張って、取りかえるじゃなくて張って、安上がりでやっていくと。これを36メートル延伸すると、昭和地区で、こういう趣旨のことを言ってみえるんですか。

もう一つ、マンホールトイレ5基と書いてあるんですが、これは知立小学校に5基つけるという意味ですか。マンホールトイレ5基の設置場所。

○下水道課長

まず、昭和地区36メートルの耐震工事については、今、委員の言われました昭和の幹線、人工管ワンスパンでございます、その36メートルについて、今、現状の、撓管の幹線になっていますが、撓管の中に、中側から塩ビの素材の管を形成すると、中から押しあてるとということの内容の工事の予算でございます。

それと、マンホールトイレ知立小学校5基ということについては、マンホールトイレというのは、私どもが下水道管を知立小学校の中に引き込みまして、その引き込んだ下水道管に、マンホールといっても小さな200ぐらいの各家庭で排水設備で使っておるような、あの程度の立ち上げのマンホールを、ここでいいますと5カ所設けまして、そこにふたを、ふたが常にはついております。災害時にはそのふたをとって、その上に便器を置くような形で利用できるというものを小学校の中に5カ所設けるという意味の5基でございます。

○高橋委員

そうすると、必然的にマンホールトイレというのは、避難場所が体育館ですので、体育館の近くに、あそこの講堂から、本管からずっととって、枝管を出して、20センチ程度の口径のものを五つ出して、そこに便器を載せると、非常時に、もちろん囲わないかんけども。そういう対応をすると、そういう理解でいいですか。昨年はどこをやったんですか、何基。

○下水道課長

今言われたマンホールトイレについては、委員

の承知した中身でございます。それと、今年度、マンホールトイレについて、昭和の6号公園と、それから西町の草刈グラウンドと、5基と4基で分かれて、たしか9基だったと私は記憶しておりますけど、どちらが5基でどちらが4基ということはちょっとわかりませんが、その2カ所で同様の工事を完了しております。

○高橋委員

平成22年度から始メートルですね、マンホールトイレというのは、平成23年度は5基やるんだから、5基と書いてあるから、平成22年度は4基やって9基になると。

マンホールトイレというのは、マンホールから直接下水本管へ汚物が流れていくものだからとてもいいんだよね。どこかにためておいて捨てるに行くという行為は要らないわけですよ。もちろん水で押し流してやらないかんけどね。それは、要するに水洗トイレが五つ新たに避難所でできるのと同じ意味があるんだね。とてもいいと思うんだわ。その他のものは、そこで一度処理してどこかへ持って行って廃棄するという、そういう行為が伴うので、マンホールに直接うんちするということになるので、とてもいい話だと思うんです。

私は、こういうものをもうちょっと速度を持って普及してほしいなという思いがあるんですね。今聞くと、平成23年度で9基入れて。今後、スピード感を持ってやってもらいたいなと思うんですが、今後どういう御予定で対応していただけるんですか。

○下水道課長

このマンホールトイレの予算についても、公共下水道の特別会計でやっております。先ほど言われました普及率を上げるという最大の目標、これを原則してまで、ちょっとそこまで予算を投じられない。しかしながら、これをやっていかなきゃいけないということも私どもが課せられた命題だというふうに思っている中で、今年度は昨年度から比べると半分になっちゃったと。先ほど委員が言われました、今回、5基。今年度は9基やっております。今回は5基ということは、知立小学校

1カ所でそれを対応していこうと。

ほかに、全体の計画の中では、供用開始区域内の小学校、あと、知立高校もあったかと思えます。そこについては、先ほど言われたように、体育館等の近くにそういったものを設置していくということで、そちらの管理者のほうにもお話をし、ある程度位置的にはお話をさせていただいてやっていこうということの御了解をいただいております。ですので、予算の対応をしていけば、すぐにも対応できるのかなというふうには感じておりますけど、普及率のことを考えますと、予算の対応は結構難しいのかなと思っております。

○高橋委員

マンホールトイレは分離されていないんですが、耐震補強の管とセットで予算化されているんですが、5基で幾ら予算化されているんですか。

○永田委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後8時02分

再開 午後8時10分

○永田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

先ほど、高橋委員からの御質問で、マンション管理士は何名かという質問に対して、私が2名と答えましたが、調べましたら1名でございますので、訂正させていただきます。

○下水道課長

まず、マンホールトイレ、今年度予算という中身がございましたけど、ちょっとその前に、先ほど言いました、今年度マンホールトイレを実施しました昭和6号、草刈公園、両方とも5基、5基でございました。済みません。10基でございます。余分なところですけど、予算の概要の36ページに、今年度やらせていただいたマンホールトイレの上物を防災のほうで手だてしていただくという予算になってございます。

今年度のマンホールトイレについては650万円を予定しております。これは9基ですので、おお

よそ1,300万円ぐらいかなと。ちょっと調べさせていただきます。

○高橋委員

何で予算の額を聞いたかといいますと、36ページ、これは私は見ておらんがね、所管外だもので。見ておらんかったら、防災は上物でよしとしておるとい話だがね。私は、マンホールトイレそのものを防災予算で組んで、下水道の担当に執行してもらうのはいいと思うけど、防災は上物だけの予算化で126万2,000円と、一般財源。国交負担が1,000万円あるという話なんだわね。

だから、後ろ髪を引かれる思いで本管の埋設をしたいけども、平成23年度650万円だけども、しかも減額してやっておるということであれば、私は防災予算でマンホールトイレの設置費を計上して執行すると。副市長、そういう配慮をせんと、担当はかなわんわね。どうですか。一定のものをちゃんと別枠で防災費で予算化すると、10基なら10基。計画的にどういうふうにやってくのかということもそこで明らかにして、コンセンサスを得てやっていくということが必要じゃないでしょうか。副市長、どうですか。

○清水副市長

確かに、現在では、下水道事業担当と防災担当の中でそういうすみ分けをするということで、今、予算計上のほうもそのようにさせていただいて、下水道のほうハードの部分をつくっていただく。設置をいたしますと、翌年度に防災担当のほうはその上物を整備するという形で、今計画的に、この36ページにもございますが、本年度以降、こんな計画を立てておるわけです。

御質問者がおっしゃいますように、防災対策という災害時の対応ということであれば、防災対策で総務費の防災費で手当をするということも確かにそうかなというふうに思います。ましてや、先ほど来からの下水道事業への一般会計からの繰り出しもなかなか厳しいということで、事業費は圧迫しているというようなことがあります。そういうことでは、御質問者のおっしゃることも確かだなというふうに思っております。

この辺につきましては、今すぐにこうしますということとはなかなかあれですが、来年度予算編成の中で、やはり一般会計のほうですべてやりくりできれば一番いいわけですが、その辺は市全体の下水道事業との関連の中でございますので、また予算編成の中で、その財源を見きわめながら検討してまいりたいと思います。

○高橋委員

マンホールトイレというのは国庫補助があるんですか、設置に対して。

○下水道課長

今、委員の言われた設置というのは、地下部分の私どもの下水道施設ということでよろしいですか。

○高橋委員

そうです。

○下水道課長

その部分については、今、国庫補助の対象になってございます。今、国庫補助の対象の中身としては、社会資本整備総合交付金という形の中で補助をいただいております。当初、この計画をさせていただいたときには、地震対策という中で補助が認められるということで、そういった事業を市として取り組むべきではないかということで、下水としてその対応を防災との協議の中で進めてきたというのが実情でございます。

○高橋委員

2億1,400万円、ここに社会資本整備交付金、これは国庫のお金ですが、2億1,000万円入っているんですね。ここの中にマンホールトイレが入っていると、こういう御意見ですね。この補助率なりはどんなふうですか。

もうちょっと私が聞きたいのは、何もこれは下水道事業で受けなくても、一般会計でやろうとしても、この分身を国庫補助として回してあげれば済む話だと私は理解するんですが、そういう理解は成り立たないんですか。どうですか。

○下水道課長

当初、このマンホールトイレを進めるときには、下水道事業の耐震対策ということでマンホール

トイレを補助していこうという国の方針がありまして、それで補助をいただいております。今年度ですので、それが切りかわった状態で社会資本整備総合交付金という形になった時点で、水の安全・安心という中身の中でその事業が認められて、国庫補助は、うちでいいますと、どの事業課に充てていただいても、それは市の裁量でという中で考えれば、今、委員が言われた、うちの防災のほうで手だてをいただいても、それは私どもが、今、水の安全・安心の計画の中ではマンホールトイレを入れてございますので、それは補助が認められるという中身で私は理解しております。

○高橋委員

つまり、下水道事業特別会計でマンホールトイレをつくらなくても、一般会計の防災費なり当該ところでマンホールトイレをつくっても、同様の国庫補助対象の事業になるんだと、成立するんだと、こういう御意見でしたか。下水道特別会計でやらないと社会資本の補助金はつかないということをおっしゃったんですか。どちらですか。

○下水道課長

防災のほうに、今回、平成23年度予算として上物が計上されております。この上物についても、社会資本整備総合交付金という形の中では、上物も従来の基本的な下水の補助プラス、それがソフト面になるのかどうかわかりませんが、そういった部分についても社会資本整備総合交付金という水の安全・安心の大きな計画の中では、それは認めていこうということになりまして、私どもが下水として上物も上げても認めていただけるということでしたが、この形は防災で上げるのが、私どもとしても特別会計で組む以上、一般会計をまた食っていく話ですので、それは防災とお話をさせていただいて、従来からのお話のように、そちらでそれは手だてしてほしいと。私どもが、それを一般会計の繰出金から少しでも普及工事に回せるようにという中身で、それは防災のほうで今回お金を上げていただいたということで、この社会資本整備総合交付金という形の中では、私は、今、委員の言われるように、マンホールトイレの設置

という部分についても交付金がいただける中身ということで考えられるのかなと。

ただ、国のほうは、これまでの補助金の率の枠の中でその補助金のベースを決めてきているものですから、ちょっとそれを別のところで上げる中身については相談はしていないのでわかりませんが、基本のベースのお金から差し引かれてしまうかもしれないという、ちょっと心配がございますが、私自身の個人的な考えでは、それは認められるのかなという思いはあります。

○高橋委員

下水道特別会計でないと、マンホールトイレの設置工事に補助金につかないということであれば、防災に所管がえしてしまったら、これは今、基準額が幾らか知りませんが、一応2分の1ついているので、それを一般会計の防災のほうへ所管がえしたら、上物分しかもらえなかったというのでは、これは余りおもしろい話じゃない。そうすると、引き続き下水道がマンホールトイレをつくって補助金をもらったほうがベターだということになるんだけど、今、お話のように、いやいやそれは切り離して一般会計のところで予算化してもらってもつきますよということであれば、副市長、これはやっぱり防災で予算化して執行すると。別に下水道の特別会計の腹をかりなくても十分対応できる。

工事の実施は下水道でやられればいいわけですからね。管理と設置計画、これは防災がきちっと立てると。だって、事実立ててみえるじゃないですか。防災で設置計画を立ててみえるのもので、設置工事だけ下水道にゆだねるというのはおかしい話じゃないですか。そういうふうにぜひされるべきだと。もう一度答弁をお願いします。

○清水副市長

当然、防災に対するいろんな資機材の備蓄からそういった設備等については、防災対策室のほうで一括して計画を立てる防災計画にそれを掲載していくということになりますので、そういったことでは防災対策室が所管するのが適切だろうというふうに思います、実際の工事はもちろん下水道

のほうでやっていただくわけですけども。

そういうことではございますが、先ほど申し上げましたように、今の財源をどういうふうを活用できるのかということと、それから、補助金の趣旨というものが、いわゆる下水道事業者としてそういうものを確保する、そういう必要性がある、だからそういう特財があるんだというような考え方なのかどうか、その辺も少し整理させていただきたいと思いますので、いずれにいたしましても、平成23年度はこのような予算でお願いをしたいと思っておりますので、次年度、それ以降の予算については、その時点で一度よく研究、検討をして適切に対応したいと、このように考えております。

○高橋委員

36ページのマンホールトイレについては、トイレの溝ふたが1年おくれておるといことだよ。そういうことでしょうか。これだけ平成24年度から平成26年度まで詳細なマンホールトイレのプランニングをしてみえるわけだもので、プランニングしたところへ予算化せんと、予算化は下水道だよというのは、国庫補助はもらえんということであれば、万やむを得ずそういう措置もとらないかんけど、それは確認していただいて、行けるというなら、この事業計画に沿った予算化を当該の防災課でやるのは至極当然だというぐあいに思うんですが、そういうふうにならんのですか。

○清水副市長

この計画も、防災対策のほうが一方的にできるものではなくて、やはり下水道の工事と当然リンクをしているものでございますので、防災対策が主体をとということでもありますけども、そういった事情もございますので、先ほど申し上げましたように、予算措置については、平成24年度に向けて考えてさせていただいて検討させていただきたいと思えます。

○高橋委員

下水道の本管がないところでマンホールトイレをつくれと言われても困っちゃうんだけど、本管があれば、今度はこの学校、この学校、何基つけてくれということで防災が予算化して、財源さえ

あれば、こちらはごく実務的に粛々とお金を受けてやればいい話でしょう。ちっとも難しくもない。

だから、マンホールトイレをどう位置づけるかということですよ。下水道の副産物として位置づけるのか、防災の大事な機器、大事な環境整備というふうにとらえるのかの違いによって所管が変わってくると。ぜひ、私は防災で対応していただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

そこで、時間もあれですので、もう一つだけ下水で聞かせてもらいたいのは、345ページに、企業会計移行事務委託料というのがあります、下から4行目に、400万円。この内容を御説明してください。

#### ○下水道課長

今、御質問のありました企業会計移行事務委託料という中身でございます。これについては、国のほうが下水道事業についても、法的に企業会計に移行するというを進めていくようなお話がございまして、これについて、今、私の聞いている範囲では、平成26年度移行を進めていきたいという考え方を国のほうから言ってきました。

それに対して、準備もなしにそういった中身をすぐに私どもも移行できないものですから、企業会計に移行するための準備として、平成23年度、平成24年度、平成25年度という3年度を予定しているんですけど、その中で企業会計へ移行するためのいろいろな準備を進めていきたいという中の、今年度、法的化の検討、それから固定資産等の基礎調査という部分をこの予算の中で進めていきたいという考えで計上させていただきました。

#### ○高橋委員

これは、今、答弁で大分わかってきたんですが、平成26年に企業会計に移行したいと、こういう話ですね。その準備だと、こういうことですが、前段で少し議論したんですが、公共下水道特別会計というのは、一般会計の支援と地方債、この二本立て、住民からもらう収益は流域に払っていく金で消えちゃうものだから、新たな設備投資は地方債は一般会計と、それから分担金の一部がそこに

入ってくるという流れでやるんですが、企業会計にした場合には、公営企業法の世界になるんですよ。

そうすると、水道がそうなんです、簡単に一般会計から繰り入れというわけにはまいらない。いろんな諸条件が、制約が出てくる。私は、余り詳しくは知りませんが、当市は五十何%しか普及率がなくて、これからががんがん入れてもらわなやれん、さっき議論したとおり。そのときに、今度、一般会計の繰入金じゃなくて出資金というような形で大義名分がないと入らないということになるんじゃないですか、企業会計には。そこら辺はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。実務の取り扱いの問題じゃなくて考え方の問題で、簡単に入らないと私は理解するんです。

#### ○下水道課長

私も、この中身について本当に詳しくはございませんが、私どもの上司から聞いている範囲では、そういった一般会計の繰り入れという部分について大変難しい内容になるということは聞いてございます。ただ、国のほうが一方的にやられても、私どもがついていけないという形でもいけなものですから、こういう準備はさせていただいておるんですけど、この説明会の中身でも、大変難しい話というか、こちらのほうの要望はかなりさせていただいたつもりでございます。

#### ○高橋委員

水道事業が何期かにわたって増補改良を重ねて、現在100%の人々に安定した水を供給するようになったので、当然設備投資が必要ですよ。増補改良計画をつくってずっとやってこられた。やっぱりお金がないから地方債を借りる。地方債を借りれば、さっき言ったように利息を払わなきゃいかん。新しいものをつくったら減価償却が生ずると、こういう流れの中でなかなか大変だったというふうに私は理解をしています。

今回でも、排水場の分が若干出資金として一般会計より入るけども、8億円も7億円も入れてもらっておるわけでしょう。要するに、公営企業法というのは独立採算を厳密にやりなさいよという

流れのためのステップを踏むということですから、特別会計というのは、厳密にいうと、一般会計とは切り離して使途を明確にするという側面があるけども、独立採算じゃないんですよ。だけど、企業会計ということになると独立採算。利益も出してはいかんかわりに赤字も出すなど、こういう世界に入るわけでしょう。そういうところへ五十何%の普及率で入って、従来通り出資が上げればいいけども、出資を仰がないように歯どめをかけるのが企業会計だと私は理解するんですね。

これで今回こういうものが出てきて、3年ぐらいかけて企業会計に移行するという事になったら、下水道普及率は一体どうなっていくのか。分担金をガッと上げるか、料金を上げるか、そういう大前提のもとで一般会計の出資を事業費の何%かを何か基準をつかって入れてもらうというような、つまり受益者負担がふえてくるということにならざるを得ないと思うんですよ。この辺、どうやって今考えているんですか。

○下水道課長

今、委員の言われる中身だと思います。ですので、独立採算制という中で、どんな格好でそういった財源が確保できるのかということでは当然出てくる話で、今の普及率の中では非常に対応が難しいというふうには考えております。ちょっと細かいところまでわからなくて申しわけございませんけど、そういう感覚の中で、いま、企業会計移行という中身を受けとめていまして、これについては、本当にこの3年間の準備の中で移行できるのかということでは、大変厳しい状況だなというふうに受けとめていきます。

○高橋委員

知立の水道料金が一時非常に高かったんですよ、県下トップクラスで。今は、一生懸命皆さんが頑張ってもらってまあまあのところへ落ちついていきます。最近では水道料金の値上げもほとんどやらずに頑張ってもらっていただいております。これは有収率の問題とか、あるいは地域が狭くて効率性、いろいろ条件があると思うんですが、知立は一時非常に高かった。神取さんたちが頑張って普及された

んですが非常に高かった。

なぜ高いかというと、知立は後発だったんですよ。水道事業に着手したのが近隣より非常に遅かった。だから、増補改良に後ほどからお金を入れた。後ほどからお金を入れたんだから、当然それは利用料にはね返ると。こういう悪循環の中で非常に高い使用料金が当時はありました。

そういうのが歴史の中にあると思うんですが、私は、この下水道でも指摘されておるように、知立の普及率が小さいということは、近隣に比べて、ここで公営企業会計に入ったらいかなものかと。清水上下水道部長、ちょっとお考えをお示ください。

○上下水道部長

ただいまの問題、公営企業法の改正が近々あるということで、今の法非適用企業から法適用企業にならざるを得ないというような流れだそうでございます。これはまだちょっとはっきり見えてきませんで、実をいいますと、刈谷市もまだ準備に入っていないというふうに聞いています。

ただ、法の改正を受けて法適用企業になるには平成23年度から準備しないと間に合わない。今持っている下水の資産、あるいは財産価値、全部これを算定しなければいけませんので、例えばこれが人口何人以下の市は、ある程度簡易的なものでいいよとか、そういうのになるかもしれません。委員の心配されるように、公営企業法の改正によりまして企業会計になった場合には、設置条例の制定が必要です。その中で、出資割合も明記した上で設置条例をつくるということになると思います。

心配なのは、料金的な問題、水道も一時期高かった時期があったということでございますが、これは、先ほどの普及率の問題も関係ありますけども、ある程度70%ぐらいまでに行かないと後ろを振り返れない状況だと思います。我々は、まずは70%まで突っ走る、これしかないと思っています。それから、今の料金が適正かどうか、そこで考えられるのじゃないかなと私は今思っております。

○高橋委員



わかりやすい答弁だったというふうに思うんですね。つまり普及率が小さい段階で公営企業の枠がはまったら、資本に充当する財源を生み出すために料金の引き上げをしなきゃいかんと、こういう悪循環が当然生まれてきます。したがって、70%がいいのか悪いのかちょっと議論があるでしょうが、早く70%に少なくともならんといかんと。ところが、さっき聞きましたように、平成30年に6割じゃないかという話だわね。しかも平成26年だということでしょう、明確じゃないけども。ここらあたりのいわば瀬踏みの状況で、必ずしも明確じゃないけども、ここらあたりをどう考えるかというのは非常に重要なポイントだと私は思うんですね。私は公営企業会計に移行することには基本的に反対です。

自治体のサービス、今までサービス、サービスと言ってきたんだけど、今度はそうではない。受益者に負担を求めながら、要するに企業としての立場を明確にするというわけですから。しかし、そういう点では、大きな流れについてはいろいろ異論はあるわけですが、そういうことに対しての対応も、部長、上層部にもよくお話をされて、必要のところまで、ぎりぎりどこまで必要なかと、もしそうなった場合に、ということもきちっと手だてを踏んでよく協議いただいて、そういうところまで到達していただくという検討がどうしても必要だと思うんですが、どうですか。

○上下水道部長

今、年1.6%、これは、アクセルを弱めちゃった状況ですけども、まだかろうじてブレーキは踏んでいない状態だと思います。最低でも20ヘクター、2%の上昇がないと、近々の平成25年の現認可がやり切れないという状況になってしまいます。次の認可に向けて本来はやり残しをしたくないのですが、どうも平成25年度、相当な事業費がアップがない限りはやり残しが出てきてしまう。ということは、次のスタートが切るのが遅くなるということでございます。

これもできるだけ、監査委員の御意見にもありましたとおり、私ども知立市は住宅都市でござい

ますので、住みやすい環境というのも一つの売りだと思っております。普及率アップというのは私どもにとりまして命題だと思っておりますので、先ほどの借金と返す金の割合のことを委員が言われましたけども、とにかく事業費を上げるには、今のところ、一般会計の繰出金を上げない限りは借りられないという状況ですので、これは財政とも今後とも詰めてまいりたいと思っております。

○高橋委員

副市長、どうですか。

○清水副市長

この辺は、実施計画の策定、あるいはそれに基づいての当初予算のヒアリングという中でも、担当部長のほうからも今のような話も十分聞いておるといってございますが、私どものほうも、全体の中でどれだけそちらのほうに繰出金として用意できるかというところはいつも悩みの種でございます。そういうことではございますが、下水道事業というのは大変重要な事業だというふうに理解をしておりますので、そういうことでは、毎年度の財源の見込みもあるわけでございますが、できるだけそういった趣旨での努力もしたいと、このように考えております。

○高橋委員

これは、当市を取り巻く環境がひとえにいろいろ問題になるわけですが、しかし、当市が一番大型の事業の着手といえますか、一番厳しいときに中ばっぱに入ると。しかも、きょう議論したように、さらに事業費が下がらないのかということについては、三河知立の問題も含めて必ずしもそうではないというようなニュアンスの答弁もちらちら出てくる。

そういうことになり、なおかつ今あったように、ライフラインの最も基本的な点で、文化のバロメーターである下水道がこういう環境だという事態ですよね。これを総合的に判断してずぼんと方向を決めなきゃならん。そうなると、節減すべきところ、ふやしてはいけないところ、あるいは削減しなければならないところ、とりわけ鉄道高架、駅周辺については、やはり削減のメスを入れない

と全体が回っていかないという、そういう厳しい関係にあるのではないかと。きょう、ここの委員会でそのことを総体的に論ずる場ではありませんが、そんなふうには思わざるを得ません。

林市長の意見も一度伺っておきたいと思いますが、どうですか。今、担当部長が明確にお答えになっておるように、このままいったら、認可区域がやれないと。それだけでなく、企業会計の流れの中ではとてもじゃないけど大変だという御意見ですが、いかがですか。

○林市長

下水道事業のこの流れ、今、準公営企業から企業会計にという流れは、私も新聞等の情報しか知らないんですけども、一つの大きな流れかなというふうに思っております。そうすると、私ども、普及率が非常に低いということで、市民の皆様方にしわ寄せが来るということであります。なかなか企業会計に移すことができないのかなというふうに思っております。

今、どういうふうな考え方をさせていただくと申しますと、今、8億円の繰出金をさせていただいておるわけでありまして、普及率も当然伸ばさないかんという思いはあるわけでありまして、一方で、この8億円というのは、市税が100億円、今、107億円になったわけでありまして、そのうちの8億円ということで、知立市にとって非常に大きな比率を占めるわけでありまして、やはり他の行政課題等の的確な対応というのもしていかなければいけないわけでありまして、そうした中で、しっかりそうしたことを踏まえて、下水道事業の普及にも努めていきたいなというふうに思っております。

○高橋委員

あなたの答弁にけちをつけるつもりはないけども、総花的でおっしゃっていることがよくわからない。つまり、非常に厳しい環境にあると。私は企業会計化には反対です、基本的に。下水道の企業化に反対ですが、しかしそれは、地方自治体の業務として、法改正で攻められたときには、今言ったような事態にならざるを得ない。

このままほかっておくと、住民サービス低下です。普及率が上がらないのと同時に、負担金、分担金や使用料が上がっていくと、どんどん。こういう事態は目に見えておるんです。そういうものについても、首長としてしっかり押さえてほしいんです。あれもこれもやれるかという声もあるだろうけども、そこに当然唯一の長として責任の所在があり、期待の声が集まるのは当然のことでありまして、それはどんと受けるということは大前提だと思うんですね。

そういう意味で、きょう、るる論議してきた大型事業の対応、その他も含めて、あるいは本会議で出ていた子育て支援の対応なども含め、慎重な、しかもきちっとした英断ある対応が必要だということを求メートルわけでありまして、ぜひ、その方向で頑張ってくださいということに尽きると思います。答弁は結構ですので、そういうことで私の質疑を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○永田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号について、挙手により採決します。

議案第28号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手多数です。したがって、議案第28号 平成23年度知立市公共水道事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第32号 平成23年度知立市水道事業会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

平成23年度の水道事業の中心は西町配水場ということだと思うんですね。98ページに、西町配水場の概略、予算的な内容が載っておるんですが、これは平成23年度の予算とのかかわりで御説明ください、西町配水場建設。

○水道工務課長

今お尋ねになったのは、98ページの西町配水場建設にあわせてどういう状況かということで御説明させていただきます。その予算の概要のもっと後ろのほうなんですけど、絵のかいてある前のページをごらんいただいて、97ページの増補改良費というところで7億4,863万2,000円の計上をさせていただきます。

その内訳、ア、イ、ウ、エとありますが、アの西町配水場建設工事費は、3億4,381万2,000円、イ、管路耐震化工事は9,812万円、それからウ、他事業関連布設がえ工事1億2,287万5,000円、それを合わせまして5億6,480万7,000円、それから、エといたしまして、老朽施設更新事業といたしまして3,934万5,000円、合わせて6億415万2,000円が一応工事として予定をされております。

以上です。

○高橋委員

それで、西町配水場をもうちょっと御説明してください。

○水道工務課長

西町配水場の工事費でございますが、次のページ98ページをごらんください。既に水道課となっておりますが、水道工務課といたしましては、工事をするにいたしまして、下の絵にあります、今年度施工箇所とあります左の丸いおわんが伏せたような、これが配水池でございますが、これを建設する予定でおります。それで、この配水池が、昨年見ていただいた管理棟の横に配水池を1基つくりまして、これで、県水のほうから受水する貯留槽として1日最大給水量の12時間を確保するために1期工事として施工するものでございます。

それから、99ページのほうは、先ほど言いまし

た管路耐震化事業といたしまして、管の古いものは耐震化もあわせて更新をするというのが水道の工事の仕方でございますので、先ほど言いました9,800万円余をこれに入れかえを順次古いものからしていきたいと考えています。

○高橋委員

西町排水管3,000トン、新たにつくって、これで12時間分の日最大水量を確保すると、こういうことなんですけど、とにかく多額なお金がかかるということなんですけど、平成23年度で出資金3,200万円とあるんですけど、この出資基準といいますか、この根拠を御説明ください。

○水道工務課長

ごらんいただいております98ページの真ん中ぐらいに、事業の概要という黒で囲ってあるところの下にあります概算全体事業費16億円のおおむね10%になります。

○高橋委員

16億円の10%、それで水道当局と市当局で話し合いをして合意したと。今年度の決算を見ますと、黒字を計上されてやっておられる。このこと自身はよろしいわけですけども、老朽管の布設がえを含めて、一般会計からの出資をもっと要請すべきではないかというふうに思っているわけです。当初はもうちょっと金額的には乗せた金額が予定されていた。それは水道当局の横恋慕かもしれんけども、これぐらい入れてほしいというものがあつたんですが、ここへ来てなかなか思うに任せないなというのが私の実感ですが、どうなのでしょう。その辺では、もうちょっと入れるべきだと。当初、水道業務課長、もっとぐっと来るはずじゃなかったんですか。

○水道業務課長

私の聞いております限りでは、16億円の1割ということで、以前の副市長と話がついておるといことを聞いております。

以上でございます。

○高橋委員

だから、一応履行されているというのが水道業務課長の理解ね。

西町配水場の大きかりな出資、水道部としての投資、16億円という流れの中で、同時に99ページにもあるように、管路の耐震化事業と。これも老朽管の布設がえが終わったかと思ったら、今度は耐震化なんだということで1億2,000万円ですか、なっているわけですが、これは今後の予定、あるいは1億2,000万円については出資の対象になってないけども、これについてはどういうお考えですか。出資をいただくべきではないですか、どうですか、耐震対策なんだから。

いわば水道は供給する仕事はしているわけだから、しかしそれにライフラインを守れという社会的要請でこの仕事を打ちこまなきゃならん。これも当然仕事なんですけど、そういう意味合いでは、一般会計の出資を受けやすい環境にあるのではないかと思うんですが、いかがですか。

#### ○水道工務課長

今、委員がおっしゃったように、私ども、公営企業として考えた場合は、当然出資金をいただきたいというのは、今後も、この管路耐震化事業というのは続いてまいりますので、今、計画をどうやっていくかという方針も考えますと、知立の当時区画整理をやりまして、今、昭和が終わりましたので、第1と第2の区画整理のところはかなり古うございますので、当然それを順序に入れております。

これは、今まで40年かかって蓄積したものを、今度40年たって更新するということから考えれば、当然出資はしていただきたいと考えております。ただ、先ほど、くしくも委員が言われた本屋が今苦しいというときで、そこまで私どもが要求していいかどうかは私の意見としてはちょっと言えません。

#### ○高橋委員

本屋は苦しいんですが、楽とは言いませんが、これは基礎的サービスなんだわね、下水とか水道というのは、何かの上に乗ったオプション的サービスというよりは基礎的サービス。連立事業なんかは、どっちかというオプション。平面より高架がいいと。そういう言い方をすると担当部

長はむしつとくるかもしれないけども、事の性格としてはそういうことだと思う。ライフライン、水道、下水というのは基礎的サービスと。

ですから、自治体のもともとの地方自治法の趣旨や観点からいったら、基礎的サービスについて自治体がしっかり受けとめて最大公約数的サービスをしっかりとやると。そこはしっかりとやると。その上にどういう建物を建て、2階建てをつくるかというのはその議論の中から生まれてくる新しい視点であるけども、私はこういう問題というのはおろそかにできない話ではないかと。老朽管布設がえもそうだったし、今度の耐震補強のための管の入れかえもやはり一般会計から出資して、支援して、独立採算である水道会計の負担を減らしていくと。

今は黒字で吸収していますけども、それは将来的にどういう時点が来るのか、これははっきりしない、ある段階でそうなるわけですから。私はそういう点では、大変でしょうが、基礎的サービスについては一般会計からの出資を継続すべきだ、行うべきだと、こういうふう思うんですが、副市長、市長は全方位外交だものでなかなかいい話が聞けないので、あなたに申しわけないけども。

#### ○清水副市長

水道企業会計への出資については、現時点、西町の配水場の建設について、全体事業費の1割という一つの目安の中で毎年度予算化をさせていただいているところでございます。かつての石綿管の更新事業等については、国庫等々の関連のある中で、そういった出資も一定のルールの中でさせていただいているという経過もございますけども、当面、水道企業としては西町配水場が最大のプロジェクトでございますので、そちらのほうにきちっと支援をさせていただくということでございまして、当然、耐震化工事も大変重要な事業ではございますが、現時点では、西町配水場に出資という形で進めさせていただければというふうに考えております。

#### ○高橋委員

西町配水場も、本来八橋配水場で、いろいろ議

論すると不十分さはあるかもしれませんが、機能的には私は対応できるというふうに思っているわけですが、国の安全基準といいますか、濁水との関係も含めて、ライフラインという意味合いで別系列の県水受水の新たな配水場をつくれということで、このウイングを切ってきておるわけです。

これも、言ってみれば、市民サービス、防災対策を含メートル措置でありまして、知立の水道部が必ずしもこれをつくらなければいけないのかどうかについては議論が分かれるところだというぐあいには私自身は思っているわけですね。そこにあわせて老朽管の耐震化と、さっき答弁があったとおり。私は、いろいろ難しい局面ですが、ぜひこの基礎的サービスについてはウイングを振ってほしい、出資をしてほしいというぐあいに切に思うわけですが、林市長、どうでしょう。

○林市長

高橋委員のおっしゃること、十分理解をさせていただいております。今回は、西町の配水場に対して出資をさせていただいております。今後も、本来は一般会計でやるべきであるという考えに至った際は、どれだけが出資できるかわからないんですけども、できる限り、私、水道事業管理者として要求をしていきたいというふうに思っております。

○高橋委員

そういう答弁ですが、西町配水場はいつ完成するんですか。

○水道工務課長

今のところ、予定では、平成26年の3月をもって工事を終わり、4月以降に供用を開始する予定でございます。

○高橋委員

平成26年度から供用開始と。したがって、これまでの間は、西町配水場、イのーに力を入れてやらないかんわね、水道部としては、10%出資をします。お話では、その後になったら老朽管の耐震化についても議論をしたいと、どうもそういう答弁のようなんですが、平成26年までかかってしまうということですが、耐震化のほうは、これから

本格的な計画をつくっていただくという段階だと思うんですが、永遠と続く工事になるというぐあいに思うので、当初の3年、4年がきちっと対応でき、しかも、その後にはしっかりと出資していただければもとは取り返せるかもしれんけども、そこらあたり、もう一遍市長、どうですか。

これが終わればやるという、さっき、趣旨だったと私は理解するんですけど。西町配水場が済めば10%がなくなるので、それにしても3,200万円だから大したことはありませんけど、老朽管の耐震化についてウイングが切れると、こういうことを答弁されたというふうに理解するんですが、どうですか。

○林市長

私が水道事業管理者として、やはり今は黒字でありますけれども、潜在的な課題というのが非常に水道部はあるわけでありまして、西町配水場が終わったときに、本来一般会計でやるべきことについては、そのときにまた慎重に考えて、一般会計でやるべきことについては何がしかの支援を要望していきたいというのが私の思いであります。

○高橋委員

当然地方債を起して仕事をするわけですので、元利償還が当年度の会計に歳出の影響を与えてきます。これをどんだんふやしていけば、物はできるかもしれんけれども、収益的勘定に影響を与えてくるということになるんですね。そういう意味でいえば、一般会計も大変でしょうけども、なるべく早い段階で老朽管の耐震化についてもきちっと対応していくということを重ねて申し上げておきたいというふうに思います。

最後に一つお伺いして質問を閉じたいんですが、これは基本的なことを聞いて恐縮ですが、93ページに、業務の予定量というのがあるんですね。それで、年間配水量が、比較なんですけど、全体の比較でいうとぐっとふえておる感じを受けますが、そうでもないんですか。上から3段目の年間配水量の増の根拠をちょっとお示いただけますか。

○水道業務課長

業務予定量で1.9%増ということでございます。平成21年度決算を見ますと2%給水量で減っておるわけなんですけれども、2月現在で平成22年度の実績を見ますと約1.6%伸びておるわけでございます。夏の猛暑の関係で少し伸びたわけなんですけれども、その関係でいいますと、少し多く乗せてあるような感じでございます。

平成22年度決算でいけばこれぐらいになるかと思うんですけれども、来年も猛暑が続くということもございませんので、その要因をまず取り除くことと、それから、平成22年度ですけれども、猛暑が終わった後の10月以降もやや景気が持ち直しておるといことで、これが1月、2月も伸びておりますので、この状態でいけば、1.9というのも可能かなと思っております。今後の景気次第でございます。

以上でございます。

#### ○高橋委員

確かに予測しにくい側面があると思うんですが、全体には、人口も余りふえていない、戸数もふえていないし、ふえても給水量になかなか比例しないと。水道当局としてはなるべくたくさん水を使ってもらったほうが、施設の稼働率が上がって料金収入が入るわけだからありがたい話なんですけど、したがって、ちょっと多く見たいという希望的立場はよく理解をするわけですけども、どうかなと。

私の率直な疑問なので、これ以上の他意はありませんから受けとめてもらえばいいんですが、そういうことを一つ感じたということが一つと、もう一つ、有収率なんです。これが水道事業にとっては、ある意味では命なんです。有収率というのは、どれだけ蛇口から水を効率よく出すかということでしょう。これが下がれば、どんと送っても金にならんということになるし、施設が老朽化してくると、このことが有収率の上昇の足かせになるわけだけども。

さっきあったように、第1区画整理、第2区画整理、その他、相当老朽化しているとはいえ、石綿管は全部基本的に布設がえが済んで、今は耐震化にウイングしていくという流れになっておると

いうことを考慮すれば、もうちょっと有収率が上がってもいいんじゃないかと。酷なら酷と言ってももらえばいいけど、もうちょっと上がってもいいんじゃないかと私は思うんですが。

石綿管を全部布設がえすれば、漏水その他にも当然防げる、不明水も減ってくる。そうなったら、それは料金のいただける蛇口の水にどんどん配水量が近づいてくると、こういう流れにならんといかんと思うんですが、この92%という数字について御説明ください。

#### ○水道工務課長

ただいま高橋委員が言われた、そのとおりでございます。お金が余裕があるならば、全部変えれば当然100%に限りなく近づくんですが、私どもの管は40年たってまだ手つかずのところがたくさんありまして、たまたま聞く機会がありましたので、近隣の市町村にもどういった対策をしておるかも夏に調査をさせていただきました。

やはり有収率をアップするには、漏水の調査とか計画をつくらないと、いわゆるお金をかけないと有収率をアップはできないと。お金をかけなくなった途端に下がるよというのはどの自治体も、たまたま研修で行きました名古屋市も同じことを言われていましたので、まずは、ことし急遽12月ぐらいに、知立市の中の水道管のどういう計画でローテーションを組んで調査をしていこうかという計画をつくらうかと。

それと、実際に、漏水側の、先ほど言われた第1、第2の特に牛田の駅の辺なんですけど、その辺を調査してみよう。これまでに、たしか記憶で4カ所ぐらいは既に漏水を見つけました。すぐさま修理はいたしました。原則的に有収率のずっと下がってきたこの1年、2年ぐらいが急に下がってまいりましたので、水量的には管が1本ぶち切れているんじゃないかというぐらいの量だったので、一番猛暑の暑いときに、まず工務課の職員、私も含めて、ドレンといたしまして、一番流末の排泥という泥を出すところの調査もしました。ひょっとしたらあけっ放しのところがあるんじゃないかということで、全部調べましたが、それは

なかったです。

今度は、機械とか、実際的にお客様から電話をいただいたり、クレームをいただいたところすぐ調べて、そういう、要はモグラたたきみたいなやり方と、それから、先ほど言いました計画を立ててローテーションで、例えば3年とか4年で古いところは全部調査をしたいとか、水管橋からどこか漏れてへんかという調査をして、今後、4年ぐらいかけて全部をチェックできればと思っております。

○高橋委員

それを今後やろうというわけね。やるんだね。知立の水道で、有収率が比較的よかったというのが私の印象で、96とかそういう高率を維持していた時期もあって、なかなか大変だと、大したものだといって驚いたこともあるんですが、今はちょっと並以下ですかね、92というのは。余り芳しくない数字だというふうに私は理解しております。

水道の命というところちょっと語弊があるけども、いろんなバロメータで水道の水準を診断するんですが、有収率というのはそういう点では非常に重要で、いわば心臓部をぐさっと刺すような、そういう中身になるのではないかと、こんなふうに思いますので、担当部長、この件についてあなたの所見を伺って、質問を閉じたいと思います。

○上下水道部長

ただいま委員が申し上げられているとおり、有収率というのは、私どもが打った玉がどれだけ届いたかということで、海外では、ストレートに漏水率というふうに、失った水のほうの率であらわす国もございます。ですから、知立市の場合、約30万トンの水がお客様の手元に届かなかったということでございます。このロスを狭めることが、結局業務の効率を上げるということですが、先ほど、知立が高かった時期があると申されましたけど、余り昔のことは私はわかりませんが、過去93%という時代がありましたけども、今、91%台に落ちまして、碧海5市で今最低でございます。

ですが、同規模の水道事業体、全国の平均が大

体88%ですので、今、91%台は確保していますので、よいほうではあるんですが、先ほど言いましたように、30万トンというと、その分、県水を買わないで済んだとすれば、2,000万円でございます。2,000万円の水がどこかへ行っちゃったということでございますので、これは一たん落ちるとなかなか持ち上げにくいんですが、そういう漏水調査等、先ほど課長が申しましたけども、地道に続けるしかないと思っております、1%でも2%でも有収率を上げたいという、今、気持ちでございます。

○永田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第32号について、挙手により採決します。

議案第32号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手多数です。したがって、議案第32号 平成23年度知立市水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第35号 平成22年度一般会計補正予算(第5号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第35号について、挙手により採決します。

議案第35号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第35号 平成22年度知立市一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、建設水道委員会を閉会します。

午後9時17分閉会

---

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会建設水道委員会

委員長